

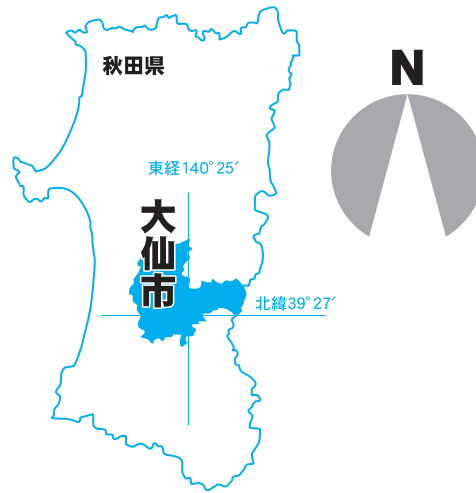
大仙市 環境基本計画

Daisen city
Environment
ground plan.

平成21年3月
秋田県大仙市

DAISEN
CITY

「はじめに」



美しい郷土、豊かな自然を次世代に残していくことは、今を生きる私たちの責務であることから、このたび「循環」、「共生」、「参加」を柱とした「大仙市環境基本計画」を策定いたしました。

私たちの大仙市は、東に奥羽山脈、西には出羽丘陵の山々に囲まれ、その間を雄物川とその支流である玉川が流れ、豊富な水資源に恵まれ県内有数の穀倉地帯を形成しています。いま、生活の便利さや物質的な豊かさを優先した生活変化に伴い、私たちの地域にも様々な環境問題が生じています。先人たちが守りぬいてきた豊かな自然を後世に伝えるため、早急な取り組みが求められています。

良好な環境の保全と創造を実現するためには、私たち一人ひとりが「私たちにできること」を考え、そして行動することが何よりも重要です。

環境基本計画は、市民や事業者の方々と共に手を携えながら、環境と共生するまちづくりを進めるために策定しました。大仙市に暮らす皆様が自然に恵まれたふるさとを未来の子どもたちに残すための行動指針として広く活用されることを願っています。

終わりに、計画の策定にあたって長い間ご尽力いただきました大仙市環境審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民・事業者の皆様から感謝申し上げます。

平成 21 年 3 月

大仙市長 栗林 次美

大仙市環境基本計画

目次

第1部 計画の基本的事項

| | |
|----------------------|------|
| 第1章 基本的事項 | |
| 第1節 計画の背景 | P 2 |
| 第2節 計画の目的 | P 3 |
| 第3節 計画の役割 | P 4 |
| 第4節 計画の位置づけ | P 5 |
| 第5節 計画期間・計画年次 | P 6 |
| 第6節 計画の対象 | P 7 |
| 第7節 各主体の役割 | P 8 |
| 第8節 計画の構成 | P 9 |
| 第9節 環境像の実現のための取り組み体系 | P 10 |
| 第10節 環境施策の方向 | P 11 |

第2部 大仙市の概要

| | |
|----------|------|
| 第1章 地域特性 | |
| 第1節 自然特性 | P 14 |
| 第2節 社会特性 | P 17 |

第3部 計画編

| | |
|------------------------------|------|
| 第1章 循環 | |
| 「環境への負荷の少ない 循環型社会をめざしたまち」 | |
| 第1節 大気環境 | P 23 |
| 第2節 水環境・土壌環境 | P 29 |
| 第3節 廃棄物対策 | P 35 |
| 第4節 資源・エネルギー | P 41 |
| 第2章 共生 | |
| 「自然と調和した安らぎと潤いのあるまち」 | |
| 第1節 自然環境・生物環境 | P 47 |
| 第2節 自然の公益的機能 | P 54 |
| 第3節 生活環境 | P 61 |
| 第4節 歴史的・文化的環境 | P 68 |
| 第5節 地球温暖化対策 | P 74 |
| 第3章 参加 | |
| 「環境について考え、実践するまち」 | |
| 第1節 環境教育・環境学習 | P 81 |
| 第2節 環境保全活動・環境配慮対策 | P 85 |

第4部 計画取組編

第1章 環境配慮指針

| | |
|--------------------------|-------|
| 第1節 基本的な考え方 | P 91 |
| 第2節 日常生活における環境配慮指針 | P 96 |
| 第3節 事業活動における環境配慮指針 | P 105 |

第5部 資料編

| | |
|--------------------|-------|
| 1. 計画策定体制 | P 112 |
| 2. 計画策定経過 | P 114 |
| 3. 大仙市環境基本条例 | P 115 |
| 4. 環境基準 | P 118 |
| 5. 用語解説 | P 124 |

第1部 計画の基本的事項

第1章

基本的事項

- 第1節 計画の背景
- 第2節 計画の目的
- 第3節 計画の役割
- 第4節 計画の位置づけ
- 第5節 計画期間・計画年次
- 第6節 計画の対象
- 第7節 各主体の役割
- 第8節 計画の構成
- 第9節 環境像の実現のための取り組み体系
- 第10節 環境施策の方向



第1章

基本的事項

第1節 計画の背景

今日の環境問題は、高度成長期に顕在化した産業型公害から、都市化の発展や産業構造の変化に伴う、水質汚濁、大気汚染、廃棄物問題をはじめとした都市生活型公害、また、資源エネルギーの大量消費、オゾン層の破壊、地球温暖化等の地球規模の環境問題へと大きく変貌してきています。

これらの環境問題は、私たちの日常生活や通常の事業活動による環境への負荷が大きく起因しており、その解決に向けては、一人ひとりのライフスタイルや社会経済活動のあり方などの見直しが必要とされています。

このような中、平成4年に「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」が開催され、国連気候変動枠組条約が締結されたことを皮切りに、地球環境問題への国際的な取り組みがスタートしました。そして、平成9年に京都で開催された第3回締結国会議（COP3）において「京都議定書」が採択され、平成17年に発効しています。

また、平成20年7月には地球温暖化をテーマとした北海道洞爺湖サミットが開催されるなど、環境への取り組みは国際的になってきています。

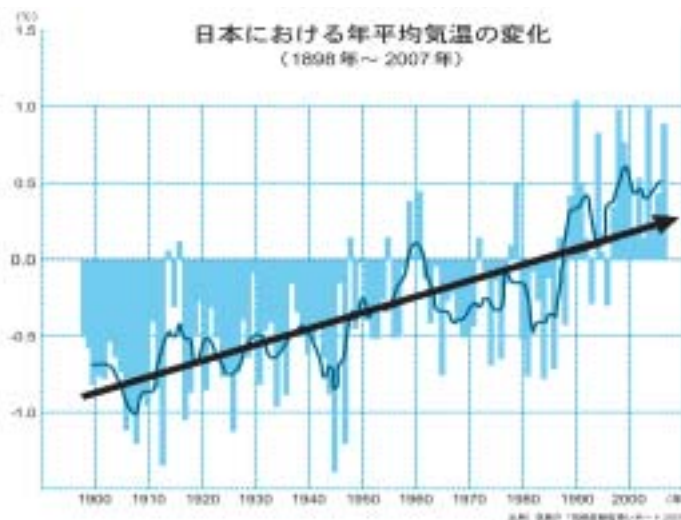
国においては、平成5年に公害対策基本法と自然環境保全法を統合する形で「環境基本法」を制定し、法の中に環境基本計画の策定を義務づけられました。さらに、平成6年の第1次基本計画から二度の改訂が行なわれ、平成18年には具体的な施策をより一層強力に進めるため、第3次環境基本計画が策定されました。

秋田県においても、平成9年に秋田県環境基本条例を制定し、条例に基づく環境基本計画を平成10年3月に策定しました。その後「温暖化対策 美の国あきた計画」や「秋田県廃棄物処理計画」等が策定され、循環型社会の構築や地球温暖化防止に向けた新たな制度化が図られるなど計画の見直しが行われており、平成15年には改定され各種の環境保全施策が総合的に推進されています。

本市としても、市民が健康で安全で快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し、将来の世代に引き継いでいくため、地球環境をも視野に入れた環境への取り組みが必要であり、市民・事業者・行政が共通認識に立ちながら、環境問題に取り組む事が求められています。

地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象である。生物圏内の生態系の変化や海面上昇による海岸線の浸食等への影響が懸念されている。要因としては、人為的な温室効果ガスの放出、なかでも二酸化炭素やメタンの影響が大きいとされる。



第2節 計画の目的

「大仙市環境基本計画（以下、「本計画」という）」は、「大仙市環境基本条例」に掲げる基本理念（同条例第3条）の実現に向けて、望ましい環境像を明らかにし、まちづくりに係る様々な施策に対して常に環境の視点から捉える事、そして環境の保全及び創造に関する施策を市民・事業者・行政のすべてが、それぞれの立場で連携・協働して総合的かつ計画的に取り組むための基本的な環境に対する指針を示したものであり、同条例第8条の規定に基づき策定するものです。

環境への取り組みを推進していくことによって、自然と人々が共存・共栄する持続可能な社会を築き、市民の健康で豊かな生活を実現するとともに、将来の世代に良好な環境を引き継いでいくことを目的としています。

大仙市環境基本条例に掲げる4つの基本理念

■環境の保全は、広く市民が健康で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるとともに、その環境が将来にわたり市民に継承されるように適切に行われなければならない。

■環境の保全は、人と自然とが健全に共生していくことを旨として行われなければならない。

■環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的な資源循環型社会を構築することを旨とし、すべての者が公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。

■地球環境保全は、地域における事業活動及び日常生活が、ひいては地球全体の環境に影響を及ぼすことに鑑み、すべての者の事業活動及び日常生活において推進されなければならない。



第3節 計画の役割

本計画は、基本的に行政が策定し実施する、いわゆる「行政計画」ですが、環境問題は行政だけでは解決できないものであることから、地域全体の目標の達成に向けて市民・事業者も含んだすべての主体が実施する「社会計画」としての性格を併せ持つ計画です。本計画は、前項の目的を達成するため、下記の役割を持っています。

①望ましい環境像についての共通認識を持つ

目指す環境のイメージを定め、大仙市に関わるすべての人が共通認識を持つことが、問題に取り組むための第一歩です。

②住みよいまちづくりを環境面から実現する

環境をより良くすることは、住みよいまちづくり、誇れるまちづくりに直結しています。まちづくりを行ううえで、環境を整備することは重要な要素です。

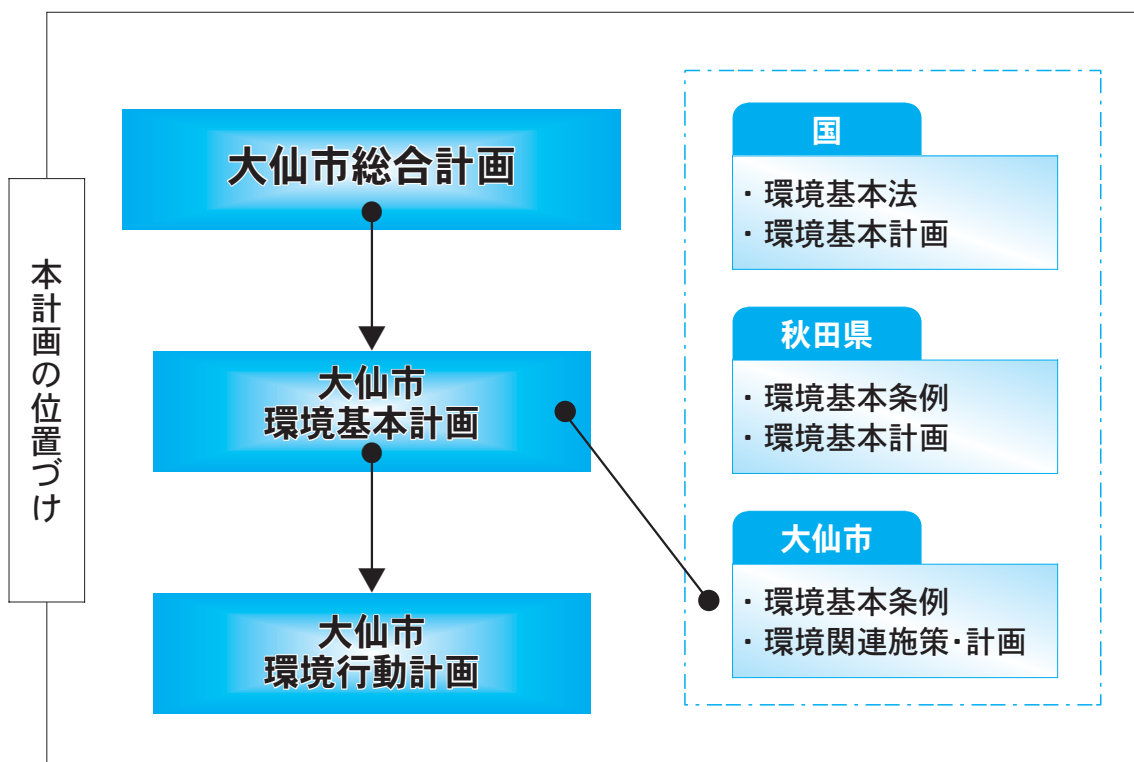
③関わるみんなが参加する

環境をより良くするための取り組みは、行政だけでできることではありません。市民・事業者・行政のそれぞれの立場でできることがあります。環境を良くするためには、共通の目標を持ち、それぞれの立場で参加することが重要です。本計画では、各主体の取組方針を示しています。

第4節 計画の位置づけ

本計画は、「大仙市総合計画」に示された基本理念や将来像を、環境面から実現していくための計画として位置づけられます。環境面において、最も基本となる計画であり、市が策定する全ての個別計画や施策・事業は環境保全の観点からこの計画との整合を図っていくものです。

また、国や県、近隣自治体の環境基本計画との関連性にも配慮するとともに、大仙市がこれらの機関と連携を取りつつ進めていく施策や事業の基本方針について示すものです。さらに環境行動計画は、基本計画に示された基本目標のうち、市民・事業者・行政が特に重点的に取り組む事項に関して具体的な行動指針を定めるものとし、今後市で策定する各種計画、施策等については本計画と整合、連携のとれたものとなります。

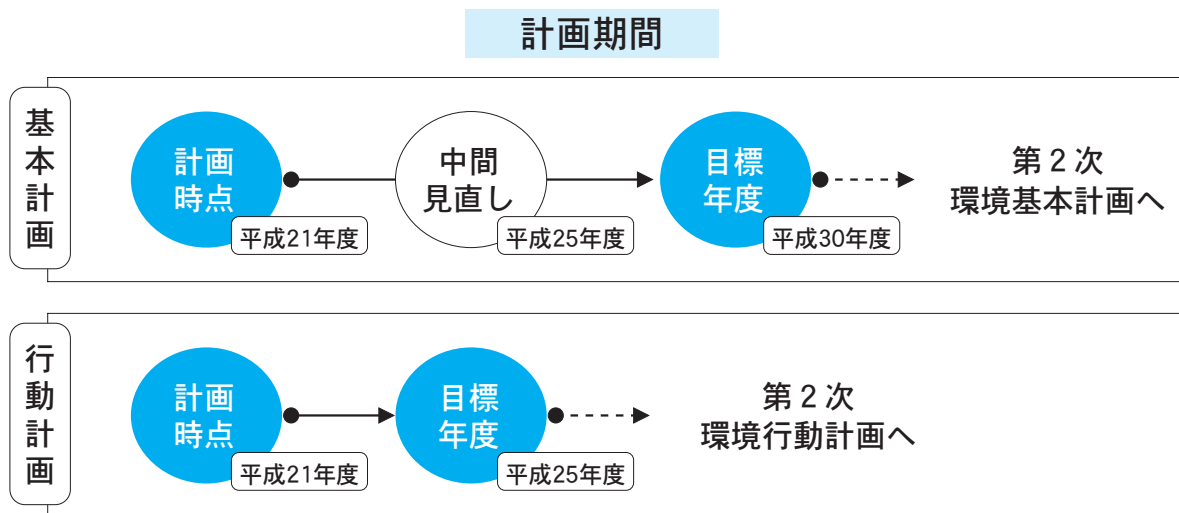




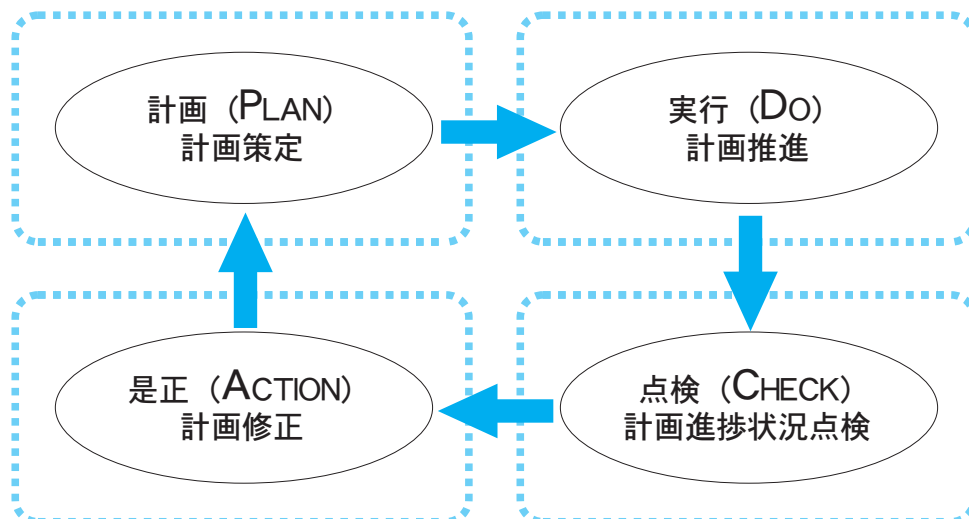
第5節 計画期間・計画年次

環境基本計画の計画期間は、平成21（2009）年度から平成30（2018）年度までの10年間とします。また、新たに発生する様々な環境課題への取り組みを進めるためには、定期的に計画を見直し、起こりうる課題の解決に柔軟に対応することが必要です。そのため、環境基本計画では中間5年目の平成25（2013）年度に施策の達成状況を確認し、修正等の改訂を行います。

また、環境行動計画の計画期間は、平成21（2009）年度から平成25（2013）年度までの5年間とし、必要に応じて追加や修正等を行います。



計画の見直しにあたっては、「PDCA サイクル」の手法により行います。



※ PDCA サイクル：PLAN（計画）→ DO（実行）→ CHECK（点検）→ ACTION（是正）→ PLAN（計画）・・・の繰り返しによって、計画の実効性を継続的に高めます。

第6節 計画の対象

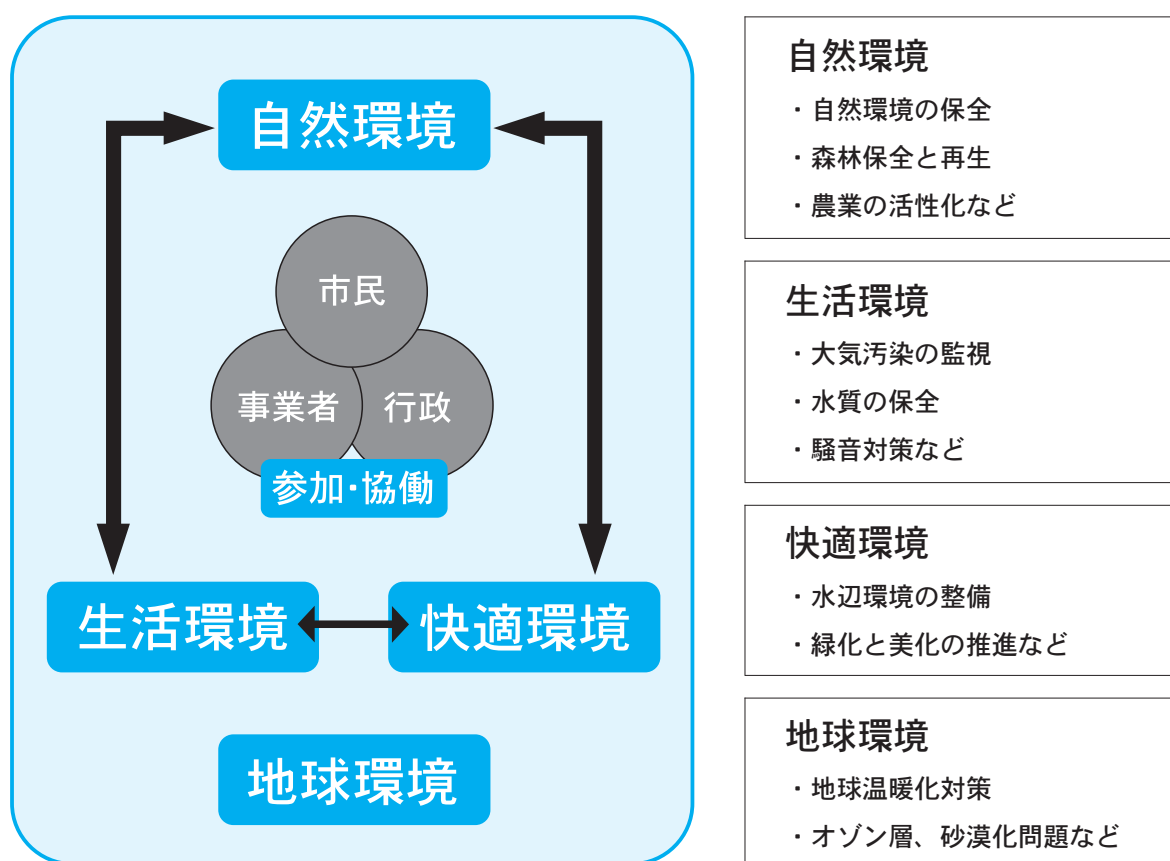
環境の範囲

基本計画の対象とする範囲は、自然環境、生活環境、快適環境、生態系等から地球環境まで、できるだけ幅広く捉えますが、それぞれが相互に重複しています。基本計画では、これらの密接な関連を考慮して「自然環境」、「生活環境」、「快適環境」、「地球環境」の4つの側面からの範囲とします。

対象の地域

環境基本計画は、大仙市全域を対象とします。また、広域的な取り組みの必要性から近隣地域との関係も考慮することとします。

また、地域環境に配慮した良好な環境づくりを行うため、総合計画をはじめとする上位計画との整合や、文化や歴史など社会的条件を配慮し計画します。

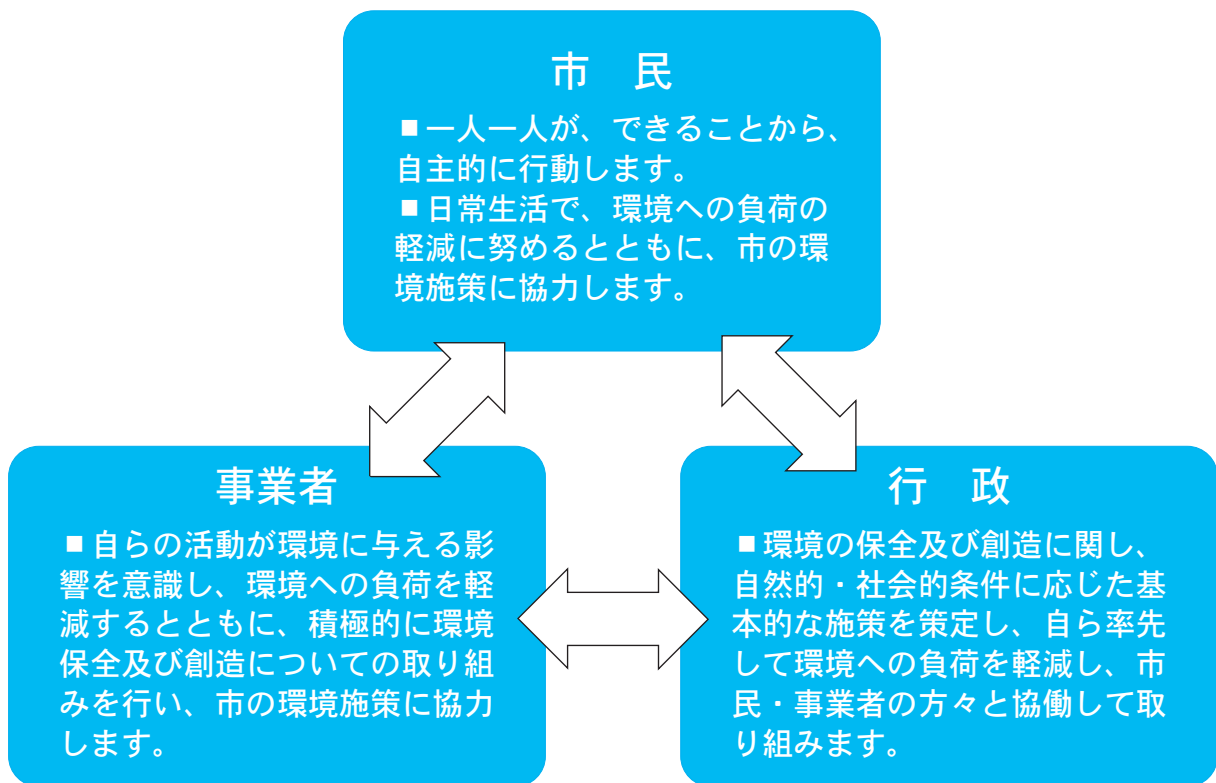




第7節 各主体の役割

環境問題に対して取り組み、それを解決して持続的な社会を築いていくためには、市民・事業者・行政それぞれが環境に対する責任を自覚し、自主的に取り組んでいくとともに、相互に連携していくことが重要です。そこで本計画の主体は、大仙市の全ての構成員（市民・事業者・行政）を対象とします。

各主体には以下のような役割が期待されます。



第8節 計画の構成

本計画は下記に示すような5つの部によって構成されており、それぞれの部は概ね下記に示す内容となっています。

第1部 計画の基本的事項

基本計画全般に共通する背景や基本的な考え方、及び基本計画そのものの枠組み等の内容について示しています。

第2部 大仙市の概要

大仙市を取り巻く、気候・地形などの自然特性や産業・経済などの社会特性を示しています。

第3部 資料編

先に掲げた基本理念の達成に向けた計画を示しています。項目ごとに目標及び指標を設定し、現行の施策に加え、新たな施策の方針を示し、市民、事業者、行政の連携に留意し、体系化を図っています。

第4部 計画取組編

環境問題は、市の取り組みだけでなく、市民や事業者の方々の自主的な取り組みが不可欠であることから、市民の日常生活、事業者の活動における環境配慮指針を示しています。

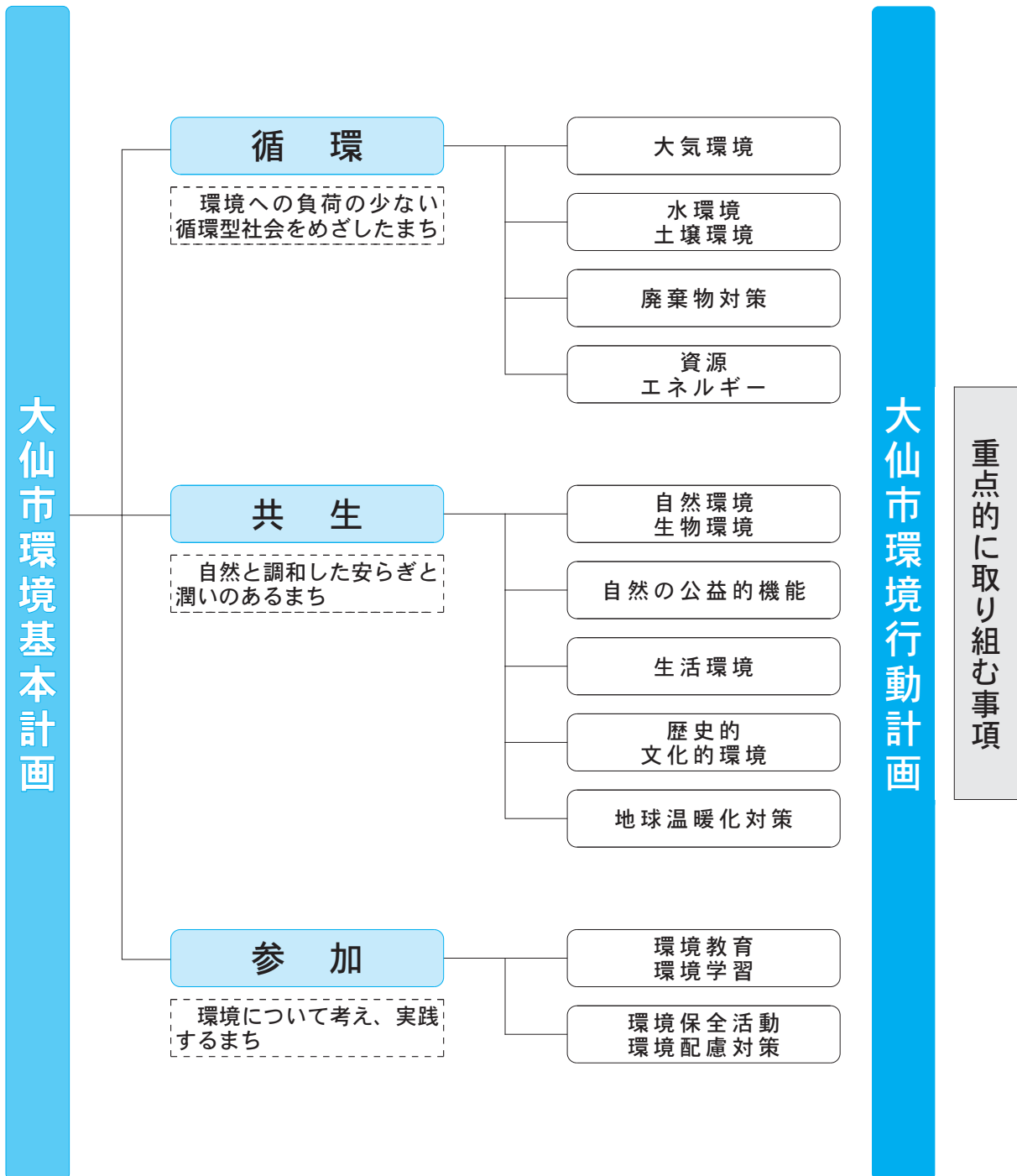
第5部 資料編

各主体の積極的取り組みの必要性を理解いただくため、環境に関する情報を整理して示しています。



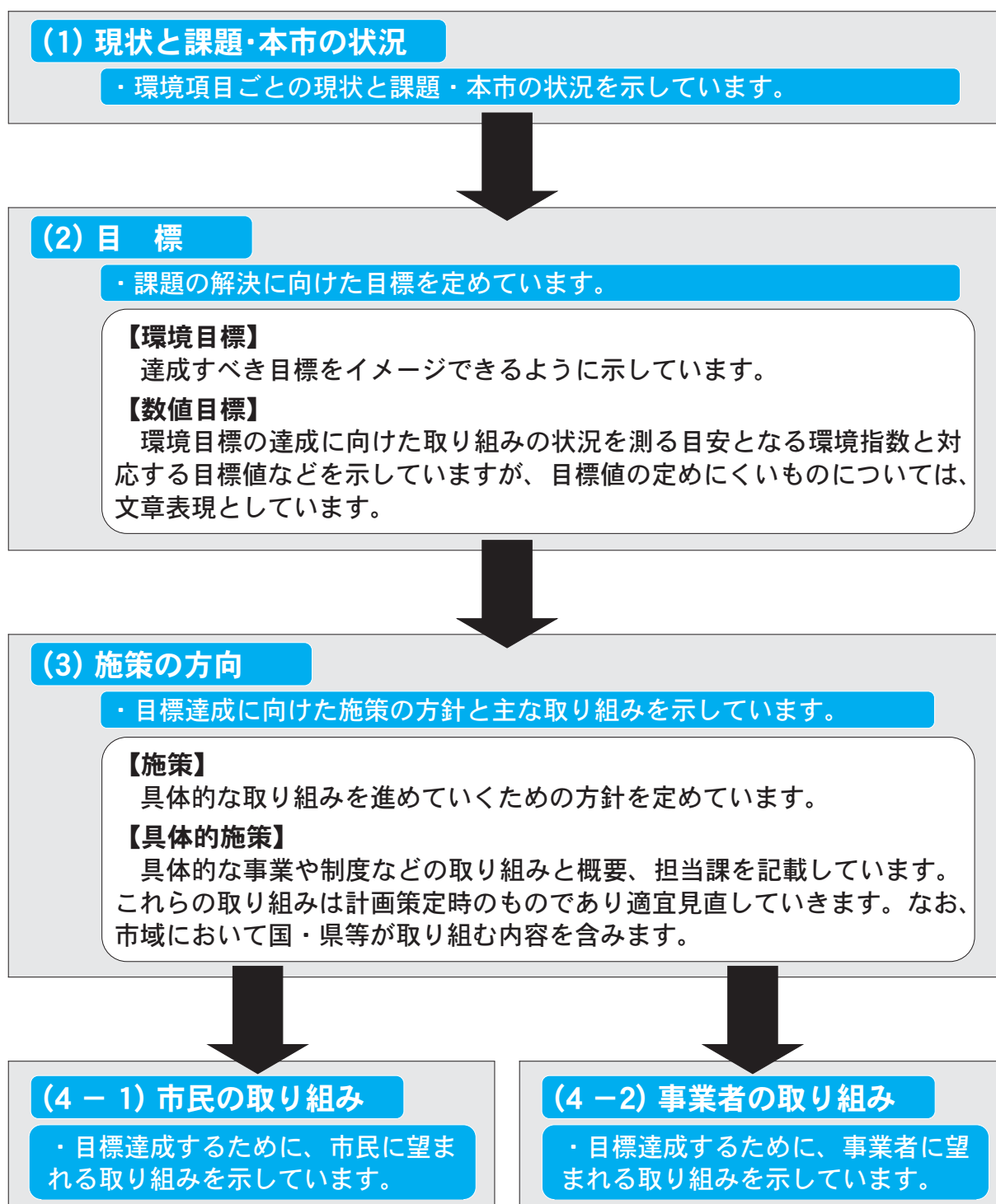
第9節 環境像の実現のための取り組み体系

望ましい環境像を実現するために立てた3つの柱と、それぞれの柱の中に含まれる環境の項目を以下に示します。計画編では、この体系に従って具体的な取り組み内容を示していきます。また、大仙市環境行動計画では、特に重点的に取り組む事項を取り上げ計画を策定していきます。



第 10 節 環境施策の方向

環境項目ごとに現状と課題、目標・施策の方向、市民・事業者の方々の具体的な取り組みを示しています。環境施策は多岐にわたることから、それぞれの環境項目ごとに次の記述方法により簡潔に整理しています。





第2部 大仙市の概要

第1章

地域特性

第1節 自然特性

第2節 社会特性



第1章

地域特性

第1節 自然特性

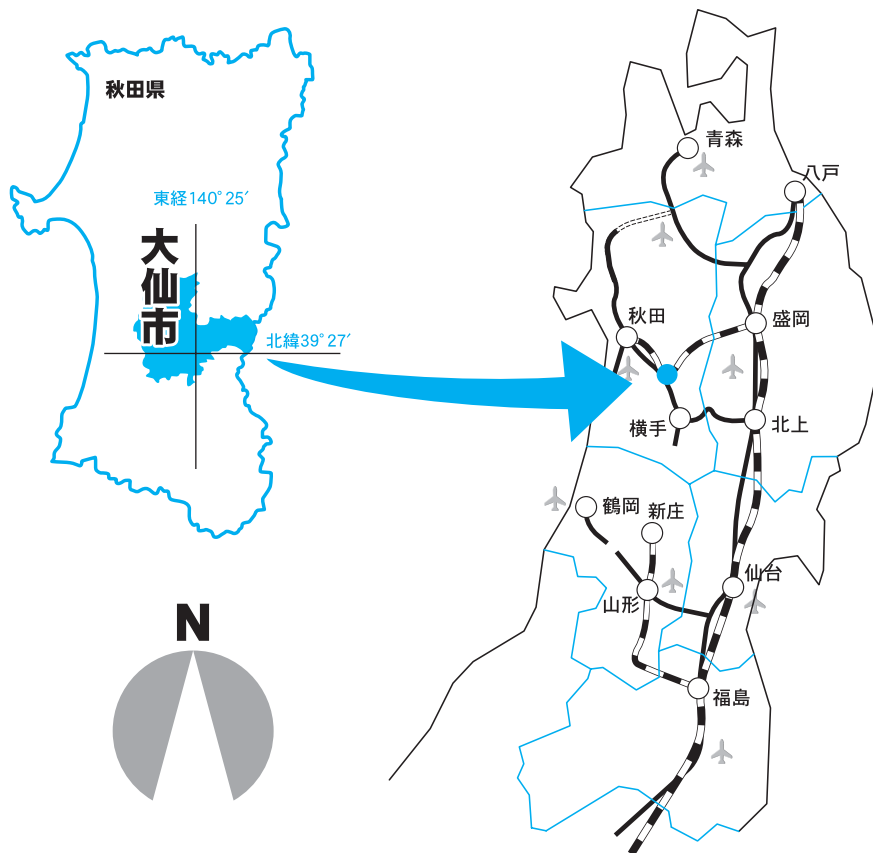
1. 位置、地勢

本市は県中央部に広がる出羽山地から、国内有数の穀倉地帯である横手盆地北部の仙北平野、さらに奥羽山脈の真昼山地までの広範囲にわたって位置しており、1級河川の雄物川や玉川が市内を貫流しています。

国道13号・105号が市内中央部で交差しており、国道46号が北部から盛岡市に伸びています。また、高速道路には、大曲IC、西仙北IC、協和ICが設置されており、恵まれた道路環境となっています。また、鉄道は奥羽本線と田沢湖線の結節点に位置し、平成9年の秋田新幹線の開通により首都圏まで3時間半程度の距離となっています。

総面積は866.67km²で、水田は総面積の21.9%に当たる190.00km²を占め、山地の多い県下において広大で肥沃な耕地が拓けて、農業に恵まれた条件となっており、自然豊かな田園都市を形成しています。【平成20年度版大仙市の統計】

大仙市の位置



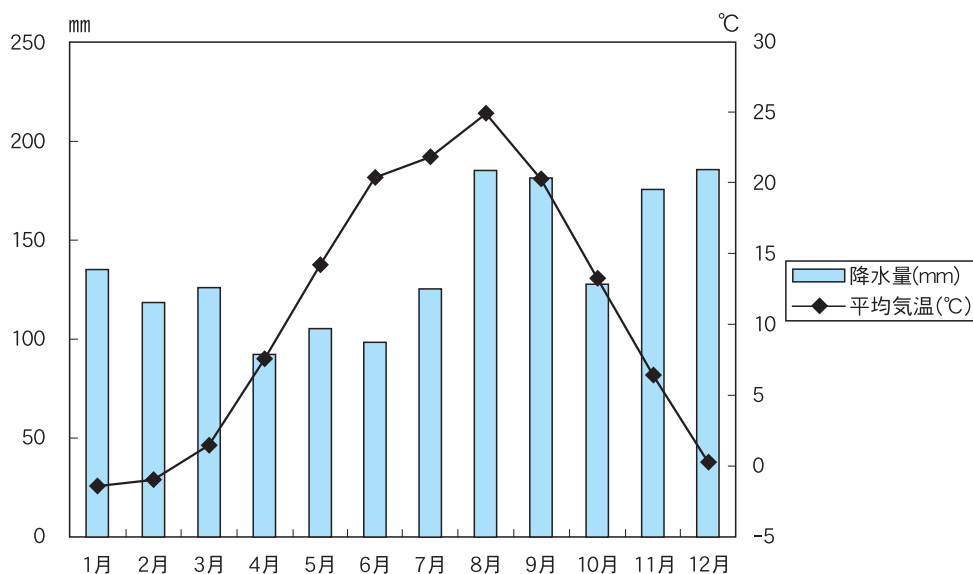
2. 気候

本市の気候は、東西が山に囲まれているため、気温の日較差が大きい内陸性の気候を示し、豪雪地帯に属しています。日本海沿岸地域に比べ、冬季の気温は低く、夏季は比較的高温多湿となっており、典型的な内陸型気候となっています。冬期間の積雪や寒冷な気象は農業振興を図る上で大きな制約となっていますが、比較的冷涼な気候は、野菜や花きの高品質生産を図る上で好適な条件となっています。また、水稻の生育期間中は気温が十分に確保されており、日較差が大きいことや日照率が高いこと、冷害の発生率も少ないことなど有利な条件下となっています。

大仙市の気象状況（平成 17 年から平成 19 年までの 3 年間の平均）

| 月 | 平均気温（℃） | 降水量（mm） | 風速（m/s） | 日照時間（h） |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 1月 | -0.4 | 134.7 | 1.5 | 41.6 |
| 2月 | 0.5 | 118.3 | 1.6 | 63.9 |
| 3月 | 2.9 | 125.7 | 2.0 | 97.7 |
| 4月 | 9.3 | 92.0 | 1.7 | 132.8 |
| 5月 | 15.9 | 105.0 | 1.3 | 152.0 |
| 6月 | 22.2 | 98.0 | 1.0 | 164.6 |
| 7月 | 23.4 | 125.0 | 0.8 | 107.3 |
| 8月 | 26.5 | 184.7 | 0.7 | 173.1 |
| 9月 | 22.0 | 181.0 | 0.8 | 144.6 |
| 10月 | 15.2 | 127.3 | 0.8 | 137.4 |
| 11月 | 7.9 | 175.0 | 1.2 | 67.8 |
| 12月 | 1.1 | 185.0 | 1.3 | 35.0 |
| 年平均 | 12.2 | 137.6 | 1.2 | 109.8 |

※大曲観測地点、気象庁ホームページ





3. 地形・地質

地形については、東部には薬師岳をはじめとする山々が連なる奥羽山脈があり、そこから中央部に向かってゆったりとした田園風景が形づくられています。また、中央部については雄物川・玉川が流れる平坦地となっており水田地帯と都市帯が形成されています。そして、西部については出羽丘陵の山並みが連なることから、山間地が多く、その山麓にある平坦地が肥沃な水田となっています。

地質については、東部は扇状洪積層を形成し、火山灰土と褐色低地土が土壌の大半を占めており、土性は埴土、植壤土が主となっています。中央部は横手盆地の主面を成す沖積平面上にあり、雄物川や玉川等の堆積物（砂、泥、礫質）が大半を占めています。西部の南外地域においては姫神山、保呂羽山等の安山岩、玄武岩等の火山性の山体が基盤となっており、低位丘陵については堆積岩類が主に占めています。なお、協和地域については砂壤土が主に占めています。

第2節 社会特性

1. 人口・産業

人口については平成17年10月1日現在93,352人、世帯数は28,381世帯となっており、少子化等による人口減少がうかがえます。また、65歳以上の老年人口比率は、29.6%となっており、平均寿命の伸長に伴って年々増加しています。

産業構造については、総就業人口に対する第1次産業就業人口の割合は、平成7年には19.7%を占めていましたが、農業就労者の流出により減少を続け、平成17年には16.0%となりました。これに対し、第3次産業就労人口の割合は、工場誘致や産業のソフト化・サービス化の進展などにより増加しています。今後の見通しとしては、総人口の減少により、全体的には就業人口もやや減少し、第3次産業就労人口については、今後も増加傾向が続くものと思われまます。第1次産業就労人口は、後継者不足や従事者の高齢化により減少すると見込まれます。

大仙市の人口、世帯数、産業別就業人口の状況

| 区分 | 総人口 | 総世帯数 | 産業別就業人口 | | | |
|-------|---------|--------|---------|--------|--------|--------|
| | | | 総就業人口 | 第1次産業 | 第2次産業 | 第3次産業 |
| 平成7年 | 100,879 | 27,702 | 51,991 | 10,217 | 16,964 | 24,810 |
| | | | | 19.7% | 32.6% | 47.7% |
| 平成12年 | 98,326 | 28,623 | 50,115 | 7,710 | 16,405 | 26,000 |
| | | | | 15.4% | 32.7% | 51.9% |
| 平成17年 | 93,352 | 28,381 | 46,719 | 7,481 | 13,292 | 25,925 |
| | | | | 16.0% | 28.5% | 55.5% |

※国勢調査

参考：住民基本台帳人口及び世帯数の推移（平成20年12月31日現在）
総人口92,661人、世帯数30,704人



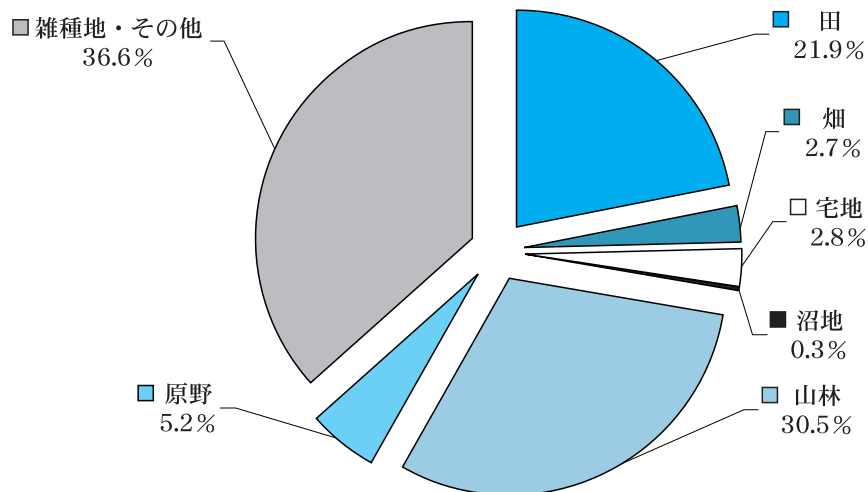
2. 土地利用

地目別土地面積の割合は、山林が最も広く全面積の30%以上を占め、田21.9%、宅地2.8%などとなっています。

本市の市街地は、国道13号と国道105号上及び交差する地域に展開されています。また、西部及び東部の平坦部は水稲の地域が広がっており、散列状に集落配置されています。また、市街地の中心部にあたる大曲地域をはじめ、市域には住宅、農業、工業の土地利用が近接・混在しています。

| 区分 | 総面積 | 田 | 畑 | 宅地 | 沼地 | 山林 | 原野 | 雑種地 その他 |
|--------------------------|--------|--------|-------|-------|------|--------|-------|------------|
| 面積 (Km ²) | 866.67 | 190.00 | 23.01 | 24.61 | 2.55 | 264.00 | 45.16 | 317.34 |
| 構成比率 (%) | 100.0 | 21.9 | 2.7 | 2.8 | 0.3 | 30.5 | 5.2 | 36.6 |

※平成20年度版大仙市の統計



3. 交通

大曲や刈和野、協和境などの地域は、古くから県南部の交通の要衝として栄えており、出羽国を縦断する羽州街道（現・国道13号）を基軸に、四ツ屋・長野を経て角館城へ向かう角館街道（現・国道105号）、角間川を通り県南へ通じる沼館街道、さらには刈和野街道など、県南各地を結ぶ街道が交差していました。

近代に入り鉄道が整備されると、奥羽本線と生保内線（現・田沢湖線）が開通し、最近では秋田自動車道や大曲西道路が開通しました。さらに秋田と仙台・東京を結ぶ秋田新幹線「こまち」が開通し、現在も県南部の交通の要衝となっています。





第3部 計画編

第1章

循環

「環境への負荷の少ない 循環型社会をめざしたまち」

第1節 大気環境

第2節 水環境・土壌環境

第3節 廃棄物対策

第4節 資源・エネルギー



第1章

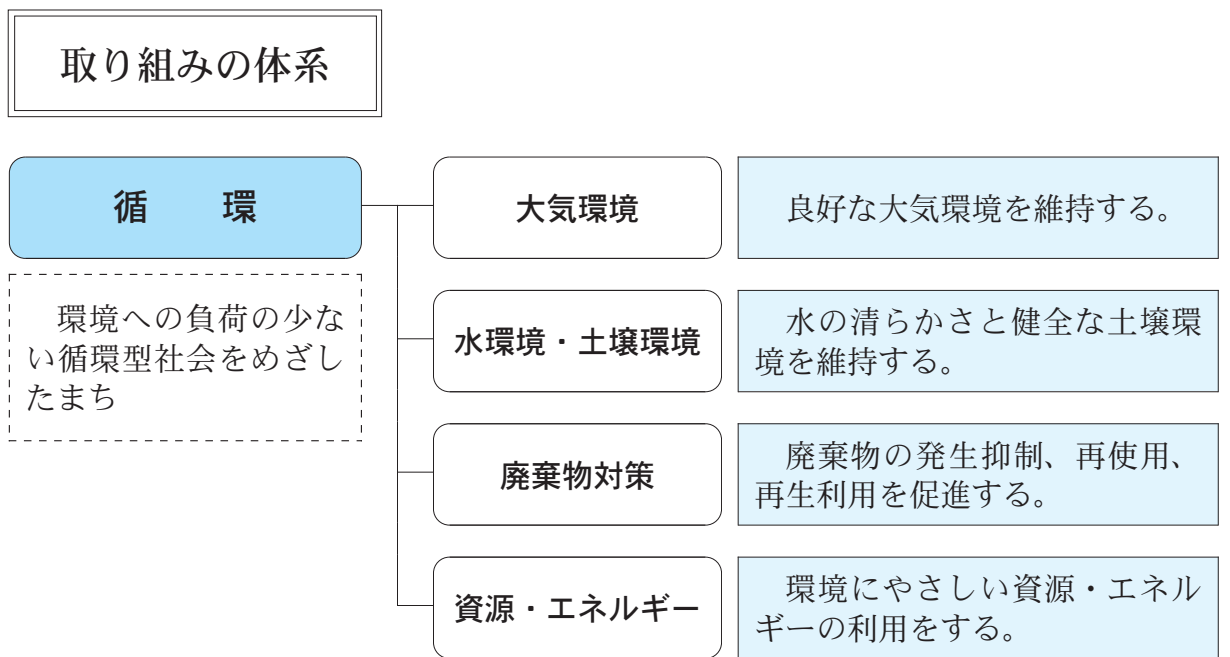
循環

大気環境、水環境、土壌環境等への負荷が自然の物質循環を損なうことによる環境の悪化を防止するため、生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの面において、より一層の循環・効率化を進め、不用物の発生抑制や適正な処理等を図るなど、経済社会システムにおける物質循環をできる限り確保することによって、環境への負荷を可能な限り減少させ、循環を基調とする経済社会を実現する必要があります。

私達の生活が豊かになり、それぞれの生活様式が多様化することによって、廃棄物の排出量は増加の傾向を示し、その質や内容も変化してきています。

その結果、埋め立て容量の減少、不法投棄の発生、ダイオキシンなどの有害物質による悪影響など、多くの問題が生じています。

そのため、現在の大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から循環型社会（地球にやさしい社会）に転換していくために、市民・事業者・行政が一体となって発生抑制、再利用・再生利用（リサイクル）、適正処理の推進に取り組んでいく必要があります。



第1節 大気環境

現状と課題

人間による生産活動や消費活動は、様々な排出物や廃棄物を生み出してきました。その量がそれほど多くないときには、自然の浄化作用によって十分に処理されていましたが、排出物などが多量になって自然の処理能力を超えたり、自然の浄化能力に処理を頼れない新しい廃棄物が生まれてきました。こうして自然環境の汚染が進み、生態系が破壊されて人間の健康にも被害が生じ、大気汚染をはじめとする公害問題が発生するようになりました。

硫黄酸化物（SO_x）を中心とする産業公害型の大気汚染対策は着実な進展を遂げましたが、1970年代後半から大都市地域を中心とした都市・生活型の大気汚染が問題となり、なかなか改善されていません。また、地球温暖化などの地球環境問題は、私達の子孫が生存の基盤を失うほど深刻なものになりつつあります。

大気環境には境界がありません。大気環境への負荷により、影響の空間的な広がりや違い等に応じて、大気の組成の変化等による地球規模の問題、移流・反応等により生じる広域的な問題、大都市圏等における集積による問題、多様な有害物質による健康への影響の問題、地域における生活環境に係る問題といった、多様な問題が発生しています。

本市の状況

本市の大気環境については、概ね良好な状態で保全されています。

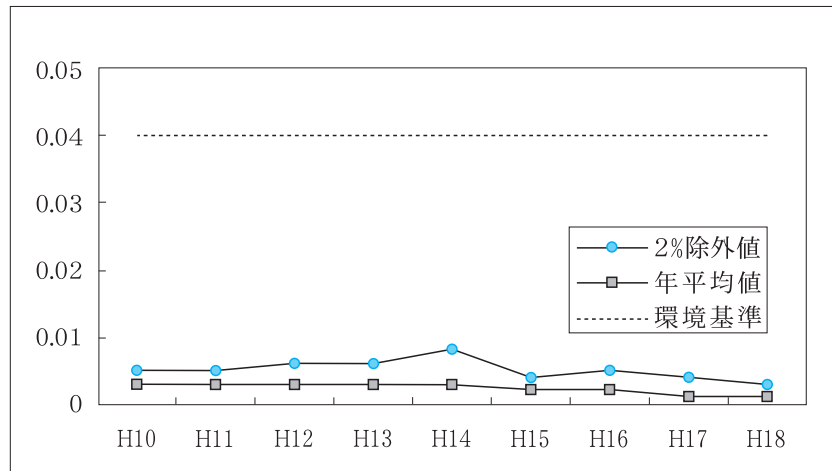
県では、26カ所の測定局を設置して、大気の常時監視を行っています。平成18年度の大気汚染物質濃度測定結果では、二酸化硫黄、一酸化窒素、二酸化窒素及び窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の全ての項目において、概ね良好な状態を保っていると言えます。

また、大気汚染物質の発生源対策として、固定発生源である工場や事業場に対し、法律及び条例による規制や公害防止協定の締結などの対策を進めてきましたが、今後も監視体制の整備充実を図っていく必要があります。

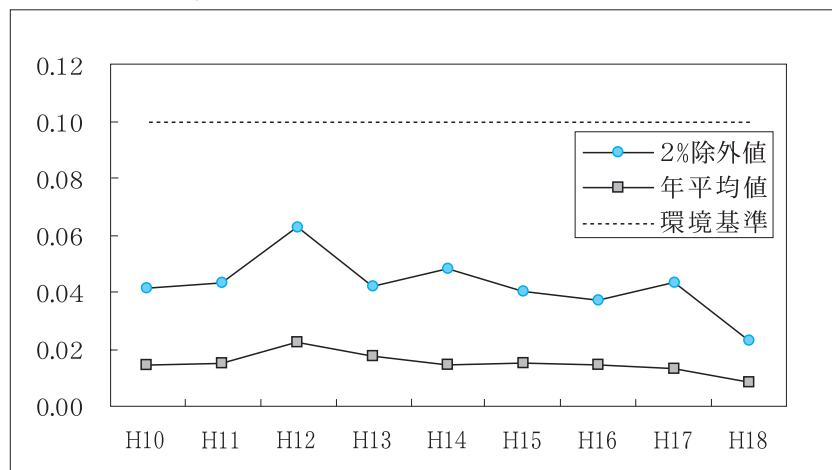
さらに、道路交通量の増加により、自動車走行による大気汚染の進行が懸念されており、環境への負荷の少ない車種への切替えなどの対策や自動車や歩行者のための道路整備など、まちづくりの面からの取り組みを進めていく必要があります。



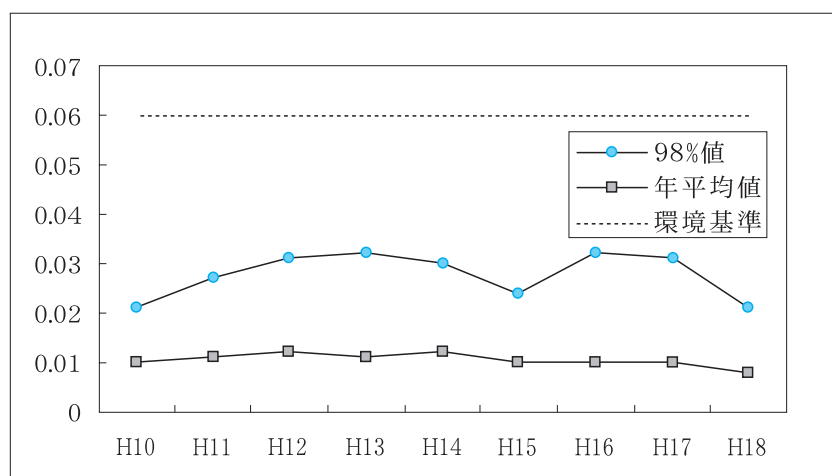
二酸化硫黄による環境基準適合状況及び年平均値の推移



浮遊粒子状物質に係る環境基準適合状況及び年平均値の推移



二酸化窒素に係る環境基準適合状況及び年平均値の推移



※大曲観測局での大気観測状況（平成19年度版秋田県環境白書）

目 標

先に示した内容を踏まえ、課題解決に向けた環境目標及び環境指標を以下のとおり定めます。

環境目標 良好な大気環境を維持する。

環境指標

① 大気汚染に係る環境基準の維持・達成を目指します。

| 物質名 | 基準（平成 18 年度） | 目標（平成 30 年度） |
|------------------------------------|--------------|--------------|
| 二酸化硫黄 一酸化窒素 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 | 環境基準達成 | 環境基準の維持・達成 |

② 大気・生活環境を損なう焼却（稲わら等の焼却）を抑制します。

| 項 目 | 基準（平成 20 年度） | 目標（平成 30 年度） |
|----------------|--------------|--------------|
| 稲わら等の焼却に伴う指導件数 | 32 件 | 0 件 |

施策の方向

先に示した環境目標及び環境指標の達成に向けて、施策の方向を定め、総合的・計画的に各種の施策・事業を展開します。

■環境目標

良好な大気環境を維持する。

■施策の方向

① 監視体制の整備と充実

② 発生源対策の充実

③ 自動車排出ガス対策の充実



1 監視体制の整備と充実

- ・良好な大気環境を維持していくため、関係機関と連携し大気の状態把握に努めます。
- ・関係機関と連携し、必要に応じて監視体制の整備を図ります。
- ・ダイオキシン類の環境基準に係る適合状況を把握するため調査を行います。
- ・アスベストによる大気汚染の状況を把握するため、大気のモニタリング調査を行います。

| 主な取り組み項目（事業内容） | 担当課 |
|---|-----|
| <ul style="list-style-type: none">・大気汚染常時監視・浮遊粒子状物質（黄砂など）の監視・ダイオキシン類の調査・アスベストの調査 | 環境課 |

2 発生源対策の充実

- ・事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、必要に応じて市と事業者が公害の未然防止や環境保全活動に関する協定を締結し、事業者の積極的な環境への取り組みを推進します。
- ・良好な生活環境を保全していくため、工場・事業所に対し、公害関係法令の遵守指導や環境保全の自主的な取り組みの啓発を行います。
- ・野焼きや稲わらなどの焼却防止に努めます。

| 主な取り組み項目（事業内容） | 担当課 |
|---|-----|
| <ul style="list-style-type: none">・事業所等への排出抑制指導の充実・事業所等への公害防止設備設置指導の充実・事業所等でのごみの自己焼却防止啓発・野焼きや稲わらなどの焼却防止の啓発 | 環境課 |

3 自動車排出ガス対策の充実

- ・「クルマ中心の社会」から「クルマと公共交通が共存する社会」への転換に向けて、公共交通の利便性向上策やマイカー利用者の意識転換策等を実施し、バスや鉄道等公共交通機関の利用を推進します。
- ・円滑な道路交通機能を確保するとともに、交通渋滞解消や移動時間の短縮などを考慮した道路整備を推進します。

- ・環境に配慮した運転（エコドライブ）普及啓発に努めます。また、環境への負荷の少ない低公害車の普及を推進します。
- ・街路樹等による沿道の緑化を推進します。
- ・道路交通の円滑化を図るため、道路整備などによる交通環境を整備します。

| 主な取り組み項目（事業内容） | 担当課 |
|--|----------------|
| <ul style="list-style-type: none">・エコドライブ運転の推進・公共交通機関の利用促進・低公害車の普及推進 | 環境課 |
| <ul style="list-style-type: none">・歩行者や自転車利用者が利用しやすい道路や駐輪場の整備・街路樹の維持管理による沿道の緑化の推進・道路改良などによる交通流の円滑化 | 道路河川課 都市計画課 |
| <ul style="list-style-type: none">・地域交通機関の確保（地域公共交通計画） | 総合政策課 |

市民・事業者の取り組み

■市民

- より低公害な車の利用に努めましょう。
- 自動車の整備点検に努めましょう。
- アイドリングストップやエコドライブを心がけ、環境に優しい運転に努めましょう。
- 夏場に運転する前に車内を冷やす目的だけでエアコンを利用することをやめましょう。
- 自動車から自転車や徒歩による交通に移行するように努めましょう。
- ダイオキシン類の発生の原因につながる、ごみを燃やさないようにしましょう。
- 近隣に悪臭が発生しないように配慮しましょう。

■事業者（業者別）

<オフィス事務等>

- ごみの適正な処理に努めましょう。
- 低公害型車両など、環境への負荷の少ない車の導入に努めましょう。
- 環境に配慮した運転（エコドライブ）に努めましょう。
- 必要以上の車の利用を控えるように努めましょう。
- 地球環境に配慮した事業活動に努めましょう。



<建設業>

- 建設に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの防止の徹底に努めましょう。

<製造業>

- エコマーク製品などの環境に配慮した製品の開発・製造に努めましょう。
- 製造工程における環境への配慮に努めましょう。
- 工場・事業所からの大気汚染の防止に努めましょう。

<廃棄物処理業>

- 廃棄物管理の徹底に努めましょう。
- 廃棄物の適正処理の徹底に努めましょう。

<運輸、流通業>

- 効率的な物流に努めましょう。
- 低公害型車両などの環境への負荷の少ない車の導入に努めましょう。
- 環境に配慮した運転（エコドライブ）に努めましょう。

第2節 水環境・土壌環境

現状と課題

水は、人間を含む全ての生物にとって、その生存に欠かせないものです。水は太陽エネルギーを受けて海や陸から蒸発し、雨や雪となって地表に降り注ぎ、土壌水や地下水として保持され、地表に湧出した後、川を下り、海に注ぎ、蒸発して再び雨になるという、大きな循環を自然の中で繰り返しています。この水循環は、熱の移動、物質の運搬、人間の水利用、水質浄化、さらには多様な生態系の維持といった機能をもっています。

一方、水は、社会経済活動を通じ様々な形態で循環利用されており、利用の各段階で水環境への負荷が発生しています。このため、環境への負荷が水の自然的循環の過程における浄化能力を超えることのないよう、大気環境や土壌環境等を通じた水環境への負荷や水環境の悪化に伴う大気環境や生態系への影響にも配慮しつつ、水質、水量、水生生物、水辺地を総合的に捉え、水環境の安全性確保を含めて、水利用の各段階における負荷を低減し、水域生態系を保全するなどの対策をする必要があります。

本市の状況

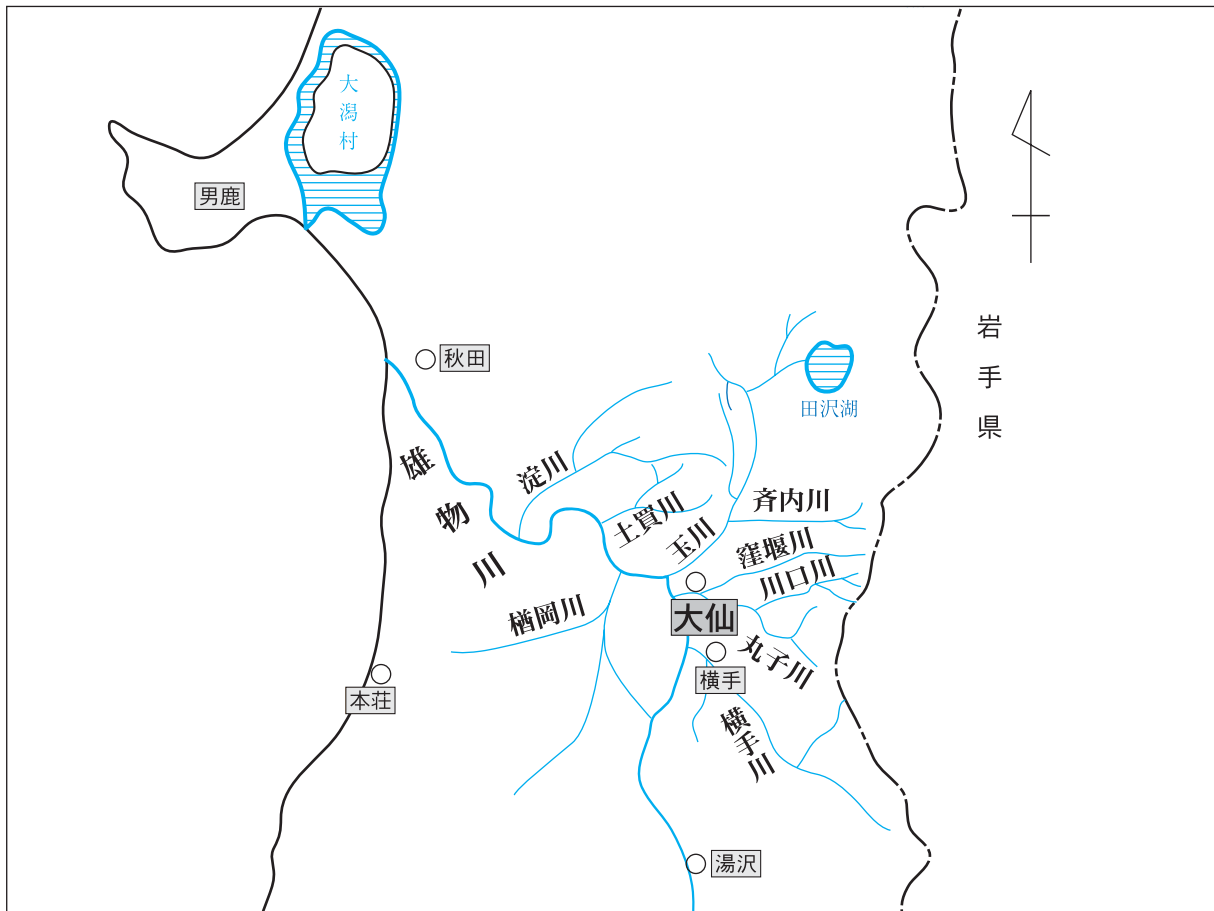
公共用水域については、水質の汚濁に係る類型の当てはめが行われている雄物川、横手川、丸子川、川口川、窪堰川、玉川、斉内川、楢岡川、土買川、淀川の10河川について環境基準の維持達成状況を把握するための水質調査が毎年行われています。BODについては全ての河川で環境基準を達成しており、良好な状態を維持しています。また、小友川、西の又川、小滝川、大浦沼についても、汚濁状況の把握のため水質調査を行っています。これらの河川や湖沼については環境基準が定められていませんが、A類型基準を達成しており、同様に良好な状態であるといえます。

水質汚濁の原因については、一般家庭から排出される台所や浴室などの生活排水が大きな割合を占めています。この対策として、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置の推進などを図っていますが、普及率は低い状況にあり、継続的な整備や普及が求められています。また、事業活動における水質汚濁物質の発生に対しては、適正な指導や公害防止協定の締結などによる対策を進めていく必要があります。

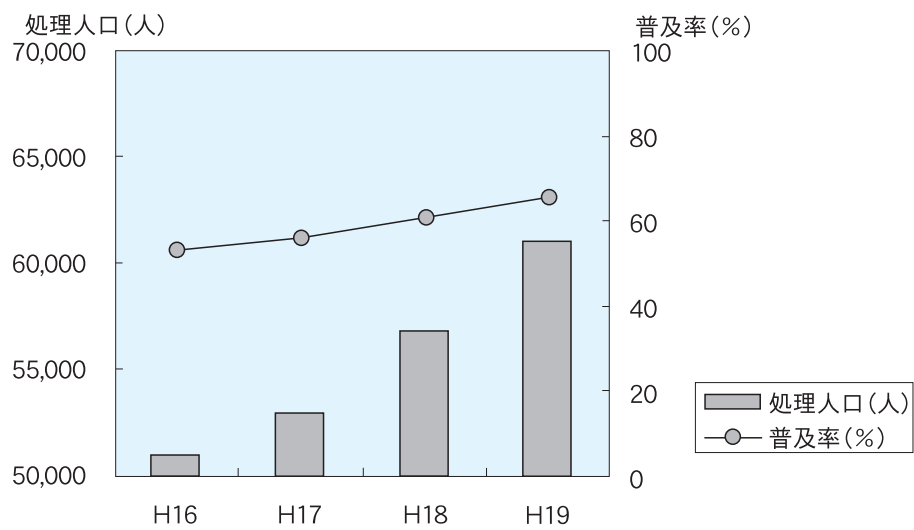
また、ダイオキシン類については、河川水、河川底質、地下水、土壌に係る全ての調査地点において、環境基準を達成しています。水源涵養林や市街地周辺の緑地などの涵養域の保全、水道水源の保全、地下水涵養の推進、雨水や下水処理水などの有効利用により、河川流量を確保するとともに、節水などによる無駄な水の使用抑制、下水処理場における高度処理技術の導入による処理水質の向上などを推進し、公共用水域へ排出される汚濁物質を削減していくことが必要とされ、さらにこれらの対策を推進するにあたっては多様な生物を守り育てる水辺などの環境を保全することも重要な課題になっています。



水質調査対象主要 10 河川



生活排水処理人口と普及率



※処理人口：公共下水道、農業集落排水事業及び合併浄化槽処理人口

※普及率：処理可能区域内人口／住民基本台帳人口×100%

目 標

先に示した内容を踏まえ、課題解決に向けた環境目標及び環境指標を以下のとおり定めます。

環境目標 水の清らかさと健全な土壌環境を維持する。

環境指標

- ① 水質汚濁に関する環境基準の維持・達成を目指します。
- ② 河川水の生活環境に関する環境基準の達成・維持を目指します。
- ③ 河川水のダイオキシン類に係る環境基準の達成・維持を目指します。

| 項 目 | 基準（平成 18 年度） | 目標（平成 30 年度） |
|------------------------------|--------------|--------------|
| 主要 10 河川の水質汚濁及び生活環境に関する環境基準※ | 環境基準達成 | 環境基準の維持・達成 |

※主要河川：雄物川、横手川、丸子川、川口川、窪堰川、玉川、斉内川、櫛岡川、土買川、淀川

※水質汚濁環境基準：カドミウム、全シアンなど 26 項目

※生活環境基準：水素イオン濃度、化学的酸素要求量など 7 項目

- ④ 地下水の環境基準の達成・維持を目指します。
- ⑤ 地下水のダイオキシン類に係る環境基準の達成・維持を目指します。
- ⑥ 土壌のダイオキシン類に係る環境基準の達成・維持を目指します。

| 項 目 | 基準（平成 18 年度） | 目標（平成 30 年度） |
|-----------|--------------|--------------|
| 地下水の環境基準※ | 環境基準達成 | 環境基準の維持・達成 |

※地下水の環境基準：水質汚濁環境基準を準拠（ダイオキシンを含む）

- ⑦ 汚水処理人口普及率の向上を目指します。

| 項 目 | 基準（平成 19 年度） | 目標（平成 30 年度） |
|------------|--------------|--------------|
| 汚水処理人口普及率※ | 65.6% | 82% |

※汚水処理人口普及率は、下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽の汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合。



施策の方向

先に示した環境目標及び環境指標の達成に向けて、施策の方向を定め、総合的・計画的に各種の施策・事業を展開します。

■環境目標

水の清らかさと健全な土壌環境を維持する。

■施策の方向

① 監視体制の整備と充実

② 発生源対策の充実

③ 生活排水対策の充実

1 監視体制の整備と充実

- ・河川の水質基準に係る適合状況を把握するため、主要河川等の水質調査を行います。
- ・地下水の水質基準に係る適合状況を把握するため、地下水の概況調査を行います。
- ・ダイオキシン類による汚染の状況を把握するため、河川水、地下水について調査を行います。

| 主な取り組み項目（事業内容） | 担当課 |
|--|-----|
| ・河川水質調査 ・地下水水質調査 ・ダイオキシン類調査（河川水、地下水） | 環境課 |

2 発生源対策の充実

- ・良好な生活環境を保全していくため、工場・事業所に対し、公害関係法令の遵守指導や、環境保全の自主的な取り組みの啓発を行います。
- ・事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、市と事業者が公害の未然防止や環境保全活動に関する協定を締結し、事業者の積極的な環境への取り組みを推進します。

| 主な取り組み項目（事業内容） | 担当課 |
|-------------------------------|-------|
| ・発生源対策の実施（水質） ・環境保全協定締結の推進 | 環境課 |
| ・環境に負荷の少ない営農の推進 | 農林振興課 |

3 生活排水対策の充実

- ・快適な生活環境の確保や公共用水域の水質を保全するため、公共下水道施設や農業集落排水施設を整備し、加入率向上対策を促進します。
- ・下水道などが整備されない地域においては、既設単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。
- ・公共用水域の水質汚濁を防止し、良好な生活環境を保全するため、合併処理浄化槽の整備促進策として、補助対象区域内に合併処理浄化槽を設置する者に対し費用の一部を補助します。



| 主な取り組み項目（事業内容） | 担当課 |
|---|------|
| <ul style="list-style-type: none">・ 公共下水道施設整備事業の推進・ 農業集落排水施設整備事業の推進・ 下水道の加入率向上のための啓発・ 合併処理浄化槽設置の推進・ 地域再生計画の促進（メダカの泳ぐ小川清流再生計画） | 下水道課 |

市民・事業者の取り組み

■ 市 民

- 生活雑排水の排出抑制に努めましょう。
- 汚水や排水の適正な処理に努めましょう
- 下水道に加入しましょう。
- 合併処理浄化槽を使用し、適切な維持管理に努めましょう。
- 家庭排水にごみが混ざらないように努めましょう。
- 食用油を適切に処理しましょう。
- 洗剤を適正に使用しましょう。

■ 事業者（業者別）

<オフィス事務等>

- ごみの適正な処理に努めましょう。
- 汚水や排水の適正な処理に努めましょう。
- 地球環境に配慮した事業活動に努めましょう。
- 排水処理や浄化対策の推進に努めましょう。

<農林業>

- 環境保全型農業の推進に努めましょう。
- 農薬使用量を控えめにしましょう。
- 無農薬・減農薬栽培や有機栽培に取り組みましょう

<建設業>

- 環境に負荷の少ない建築資材などを活用しましょう。
- 建設に伴う水質汚濁などの防止の徹底に努めましょう。

<製造業>

- 製造工程における環境への配慮に努めましょう。
- 工場・事業場における水質汚濁の防止に努めましょう。

<廃棄物処理業>

- 廃棄物の管理の徹底に努めましょう。
- 廃棄物の適正処理の徹底に努めましょう。
- 周囲の環境に配慮した事業活動に努めましょう。

第3節 廃棄物対策

現状と課題

社会経済活動が、大量生産・大量消費・大量廃棄型となり、高度化するにつれ、廃棄物の量の増大、廃棄物の質の多様化、最終処分場の残余容量の逼迫等が生じています。こうした、資源採取から廃棄に至る各段階での環境への負荷が高まっていることを踏まえ、社会を持続可能なものにするため、経済社会システムにおける資源の循環を促進し、環境への負荷を低減する必要があります。

廃棄物・リサイクル対策の考え方としては、まず、第1に廃棄物の発生抑制、第2に使用済製品の再使用、そして第3に回収されたものを原材料として利用する再資源化を図り、環境保全対策に万全を期しつつ、最後に、発生した廃棄物について適正な処理を行うことが必要です。

本市の状況

ごみ問題は今日の環境問題を考える上で重要な課題です。

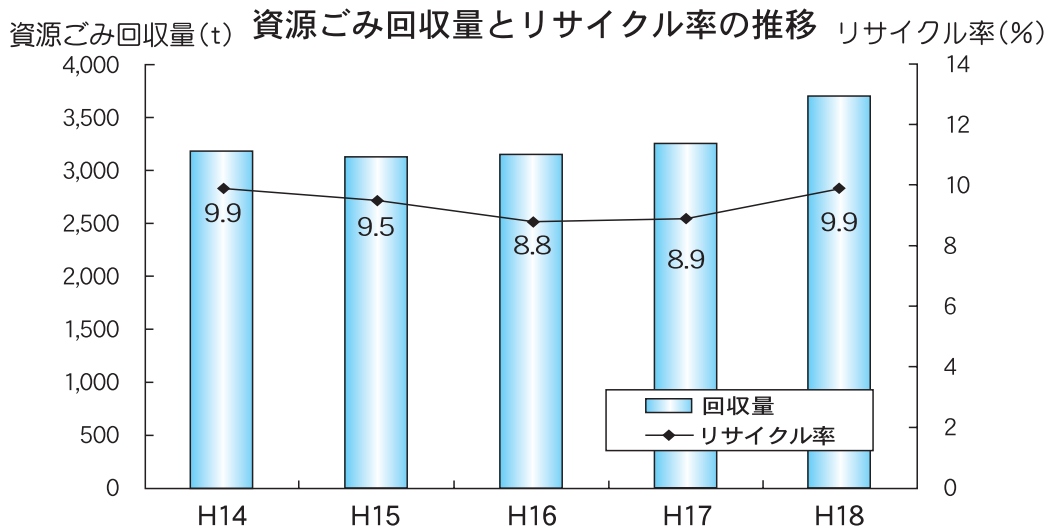
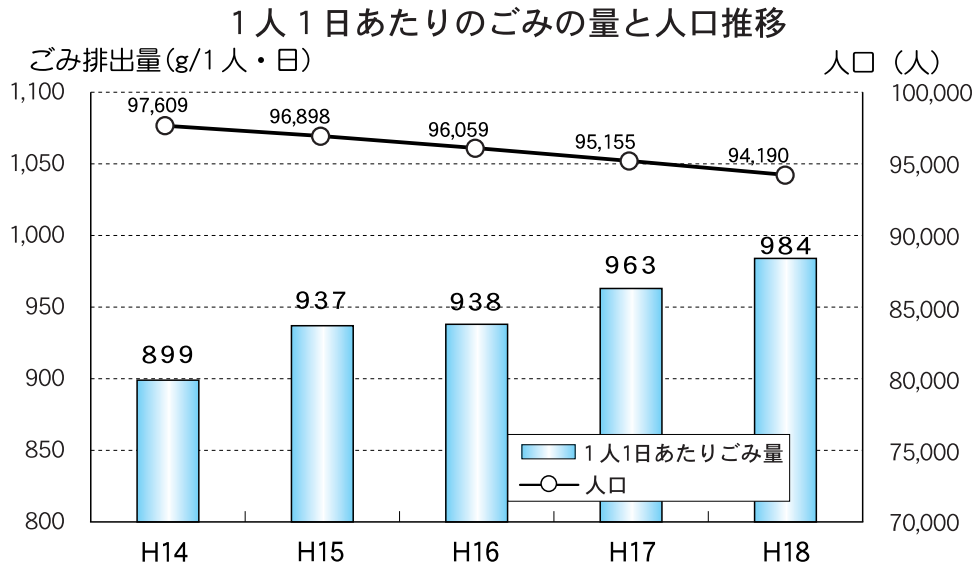
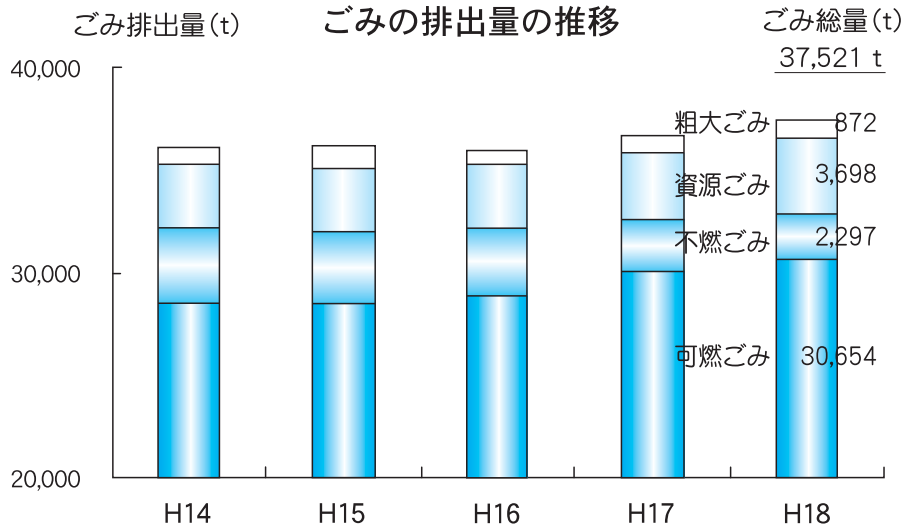
ごみそのものの発生を抑える事やごみの少ない循環型のまちづくりを目指す必要があります。市では「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、現在それに基づいて様々な取り組みを進めています。この基本計画は、社会情勢の変化に対応し、見直しを行うことになっていますが、この見直しにあたっては、回収システムや市民・事業者などの責務、負担のあり方などを含め、時代の状況に対応した実効性あるものにしていくことが求められています。

持続可能な循環型の都市を目指していくうえでは、限りある資源を大切に使用し、有効利用・省資源などを実践することが重要です。そのため、第1に無駄な購入消費や生産などによる廃棄物を発生抑制する（リデュース）必要があります。さらに、市民・事業者・行政が一体となって、徹底した「物」の再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）など、ひとつの資源を繰り返し利用するなどの循環利用をする必要があります。

きちんと分別さえすれば、資源として生まれ変わることができるものがたくさんあります。限りある資源を有効に活用するには分別が必要不可欠です。平成14年度から新たな分別区分になり、広報紙等により分別意識の向上に努めており、回収量が年々増加してきています。生産段階のみならず使い終わったあとの、廃棄の段階でも、今まで「ごみ」としてきたものを、再生資源として見直していくことが求められており、さらなる取り組みを図る必要があります。

ごみの発生抑制と減量化により、焼却等の処分量を減らしていくことを廃棄物処理政策の基本としますが、その中で発生した一定のごみについては、適正に処理しなくてはなりません。そのため、国の指導基準などに基づいたダイオキシンなどの有害物質対策に努めるとともに、将来に向けて計画的な施設の整備を図る必要があります。

また、市民・事業者などに対し、ごみの適正処理や屋外燃焼行為の防止などの啓発を図り、山林や河川などへのごみの不法投棄、道路などへの空き缶やたばこなどの投げ捨てる防止策を講じ、環境美化の推進を図っていきます。市民・事業者・行政が一体となってごみの発生抑制、減量化に取り組んでいく必要があります。



目 標

先に示した内容を踏まえ、課題解決に向けた環境目標及び環境指標を以下のとおり定めます。

環境目標 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を促進する。

環境指標

- ① ごみ排出量を削減します。
- ② 再資源化量の増加を目指します。
- ③ リサイクル率を向上させます。
- ④ 1人1日あたりのごみ排出量を削減します。

| 項 目 | 基準（平成 18 年度） | 目標（平成 30 年度） |
|------------|--------------|--------------|
| ごみ排出量 | 33,823 t | 16,000 t |
| 再資源化量 | 3,698 t | 4,958 t |
| リサイクル率 | 9.9% | 22.7% |
| 1人1日あたりごみ量 | 984 g | 560 g |

※ごみ排出量：総排出量から資源ごみを除いたもの

- ⑤ バイオマスの利活用を推進します。

※バイオマス：下水道汚泥・農林業廃棄物・生ごみ等

- ⑥ 不法投棄発生件数を減らします。

| 項 目 | 基準（平成 18 年度） | 目標（平成 30 年度） |
|--------|--------------|--------------|
| 不法投棄件数 | 9 件 | 0 件 |

施策の方向

先に示した環境目標及び環境指標の達成に向けて、施策の方向を定め、総合的・計画的に各種の施策・事業を展開します。

■環境目標

廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を促進する。

■施策の方向

① 発生抑制の推進

② 循環資源の再使用・再生利用の推進

③ 適正処理の推進



1 発生抑制の推進

- ・一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の排出抑制に向けた取り組みを計画的に推進します。
- ・環境負荷の少ない持続可能な社会の実現に向け、3Rや地球温暖化防止を推進するため、より市民が実践しやすいよう市民、事業者に対する普及啓発活動を推進します。
- ・市民や事業者に対して、廃棄物の発生抑制に関する意識の啓発に努めます。
- ・家庭系ごみの減量や分別、出し方についての周知徹底に努めます。
- ・事業系ごみの発生抑制や分別のための取り組みを推進します。
- ・家庭での生ごみの減量化・資源化を図るため、生ごみ処理機の普及を促進します。
- ・レジ袋の削減に積極的に取り組む小売店等と連携し、ごみ排出量の削減を目指します。

| 主な取り組み項目（事業内容） | 担当課 |
|---|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域イベントなどを活用した減量化、再資源化の啓発 ・有料化実施後の減量化、再資源化、処理経費の推移の公表 ・生ごみ減量化対策の実施 ・レジ袋削減の推進 | 環境課 |

2 循環資源の再使用・再生利用の推進

- ・一般廃棄物処理基本計画に基づき、資源化物の再使用、再生利用に向けた取り組みを計画的に進めます。
- ・再資源化を促進するため、市民に資源ごみの分別を呼びかけます。
- ・現在の資源ごみ品目を見直し、新たな資源ごみ品目処理体制の導入に向けて調査、検討します。
- ・市民や事業者に対し、グリーン購入や再生資材の拡大を啓発します。
- ・下水処理施設より発生する汚泥を原料とし肥料を製造し、農地還元をします。
- ・農業資源等から排出される有機資源廃棄物の利活用を推進します。

| 主な取り組み項目（事業内容） | 担当課 |
|--|----------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・分別排出の徹底 ・分別収集体制の拡充 ・集団回収の促進 ・資源化物の利用促進 | 環境課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入、調達推進 | 環境課 管財課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・再生資材の利用促進 | 関係各課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスの利活用の推進 (バイオマス：下水道汚泥・農林業廃棄物・生ごみ等) | 下水道課 農林振興課 環境課 |

3 適正処理の推進

- ・一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物を計画的かつ適正に処理します。
- ・一般廃棄物の安全で効率的な収集、運搬体制の整備を推進します。
- ・不法投棄や不法焼却は、豊かな自然環境を損なう重大な犯罪です。地域住民や警察、保健所といった関係機関と連携し、不適正処理を未然に防止する環境づくりを行います。

| 主な取り組み項目（事業内容） | 担当課 |
|---|-----|
| <ul style="list-style-type: none">・安全で効率的な収集、運搬体制の整備・不法投棄監視体制の強化・不法投棄、焼却行為防止に係る啓発 | 環境課 |

市民・事業者の取り組み

■市民

- 必要な物を必要な分だけ買うように努めましょう。
- エコマーク製品などの環境に優しい製品の購入に努めましょう。
- 簡易包装・詰め替え商品などの優先購入をしましょう。
- ごみの減量に努めましょう。
- 生ごみの堆肥化等による利活用に努めましょう。
- 買い物にはエコバッグを持参しましょう。
- リサイクルに努めましょう。
- ごみの適正な処理に努めましょう。
- マナーを守り、街の美化に努めましょう。
- 自然を守るためのマナーの徹底に努めましょう。

■事業者（業者別）

<オフィス事務等>

- エコマーク製品などの環境に配慮した事務用品の購入に努めましょう。
- ごみの排出が少ない事務用品の購入に努めましょう。
- ごみの減量に努めましょう。
- 生ごみの堆肥化等による利活用に努めましょう。
- リサイクルに努めましょう。
- ごみの適正な処理に努めましょう。
- フロンの排出防止に努めましょう。

<農林業>

- 農林業廃棄物の有効利用と適正処理に努めましょう。

<建設業>

- 建設に伴う廃棄物の適正な処理や、建設副産物の有効利用に努めましょう。



<製造業>

- エコマーク製品などの環境に配慮した製品の開発・製造に努めましょう。
- ごみの減量化や再資源化に適した製品の開発・製造に努めましょう。
- 製造工程における環境への配慮に努めましょう。

<卸売、小売、飲食業>

- エコマーク製品などの環境に配慮した商品などの販売に努めましょう。
- 容器包装の減量化やリサイクルに努めましょう。
- 飲食におけるごみの減量化やリサイクルによる利活用に努めましょう。

<廃棄物処理業>

- 廃棄物の管理の徹底に努めましょう。
- 廃棄物の適正処理の徹底に努めましょう。
- 廃棄物の処理過程で発生するエネルギーの有効利用に努めましょう。

第4節 資源・エネルギー

現状と課題

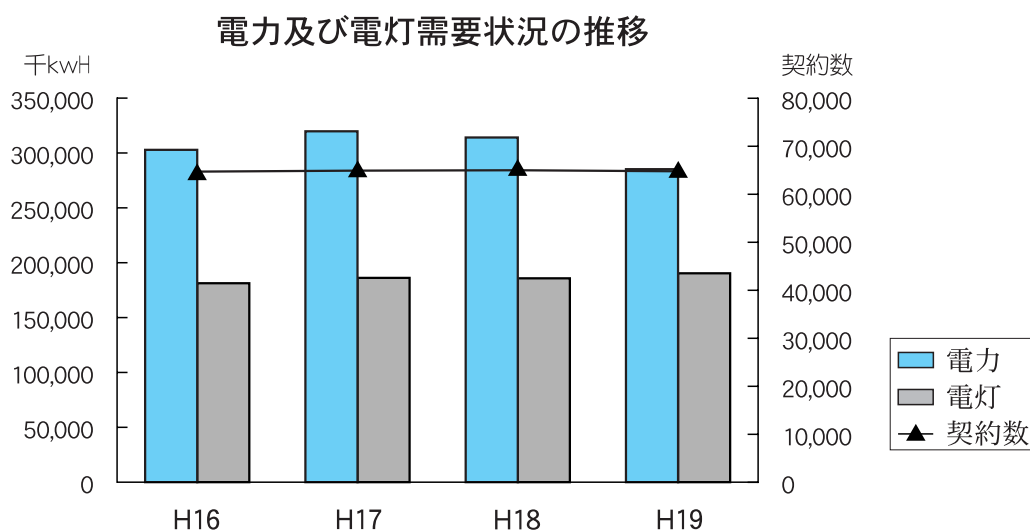
我が国は、世界第4位のエネルギー消費大国であるとともに、そのエネルギーの8割以上を海外からの輸入に依存している状況にあり、エネルギー資源の安定供給を確保することが重要な課題となっています。

また、地球環境問題の中でも特に早急な対策が必要とされている「地球温暖化」については、石油や石炭など化石エネルギーの燃焼により発生する二酸化炭素（CO₂）濃度の増加が主たる要因であるとされており、エネルギーの大量消費は、地球規模の環境にも大きな影響を与えているとされています。

本市の状況

産業の発展や核家族化など都市化の進展に伴い、電力やガスなどエネルギーの需要量が年々増加傾向にあります。このため、今後は、大量生産・大量消費型の日常生活や事業活動を見直すとともに、省資源・省エネルギー対策を積極的に進めていく必要があります。また、限りある資源やエネルギーの循環的利用を促進するとともに、太陽光など環境への負荷の少ない新エネルギーの導入に積極的に取り組んでいく必要があります。

また、本市は水資源に比較的恵まれており、水需要についても安定傾向にあるといえますが、水は有限かつ貴重な資源であることから、今後とも、水源の保全や涵養を図り、水需要に対応した適切な水資源を確保していく必要があります。また、水資源を安全かつ安定的に利用・活用できる体制を整備する必要があります。



※資料：東北電力



目 標

先に示した内容を踏まえ、課題解決に向けた環境目標及び環境指標を以下のとおり定めます。

環境目標 環境にやさしい資源・エネルギーの利用をする。

環境指標

① 公衆衛生の向上に有効な水道配水事業を進めます。(有収率の向上)

| 項 目 | 基準 (平成 19 年度) | 目標 (平成 30 年度) |
|-----|---------------|---------------|
| 有収率 | 91.4% | 93% |

※有収率=総有収水量/総配水量×100 (水道事業で供給した配水量に対する料金徴収となった割合)

施策の方向

先に示した環境目標及び環境指標の達成に向けて、施策の方向を定め、総合的・計画的に各種の施策・事業を展開します。

■環境目標

環境にやさしい資源・エネルギーの利用をする。

■施策の方向

① 省資源・省エネルギーの推進

② 新エネルギー導入の推進

③ 水資源確保と水源保全

1 省資源・省エネルギーの推進

- ・地球温暖化防止に効果的な高効率給湯器や省エネ家電の導入を促進させるため、省エネルギー機器についての普及啓発を図ります。
- ・市民の住生活の安定・向上のための施策を総合的かつ計画的に実施するため、住宅における省エネルギー化を推進します。
- ・市役所も1事業者・1消費者の立場から、日常業務における環境への負荷の低減を図るため、「大仙市役所地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の施設における電気、燃料、用紙等の使用量抑制等を行います。

| 主な取り組み項目（事業内容） | 担当課 |
|------------------------------------|------------|
| ・省エネルギー機器等の導入推進と啓発 ・環境配慮指針の普及啓発 | 環境課 |
| ・エコオフィスの推進啓発 | 環境課 管財課 |

2 新エネルギー導入の推進

- ・太陽光などの自然エネルギーの活用に関する普及啓発に努めます。
- ・環境への負荷の少ないクリーンな新エネルギーの導入を普及促進するため、啓発を行います。

| 主な取り組み項目（事業内容） | 担当課 |
|----------------|-----|
| ・新エネルギー導入の推進啓発 | 環境課 |

3 水資源確保と水源保全

- ・市民の水道事業への理解や関心を深めるとともに、有効な水利用を推進するため、各種の啓発活動を行います。
- ・森林の有する公益的機能（水源涵養、自然災害の防止等）を有効に発揮させるため、森林施業に伴う間伐や植林等の適正な維持管理を推進します。

| 主な取り組み項目（事業内容） | 担当課 |
|-----------------|-------|
| ・水道事業の計画的推進と普及 | 上水道課 |
| ・水源涵養となる森林資源の保全 | 農林振興課 |



市民・事業者の取り組み

■ 市 民

- エコマーク製品などの環境に優しい製品の購入に努めましょう。
- 電気の節約に努めましょう。
- ガス・灯油などの節約に努めましょう。
- 低公害型車両などの環境への負荷の少ない車の利用に努めましょう。
- 環境に配慮した運転（エコドライブ）に努めましょう。
- 必要以上の車の利用を控えるように努めましょう。
- 自然エネルギーの利用などの環境に配慮した建築に努めましょう。
- 水道水の節水に努めましょう。水の有効利用に努めましょう。

■ 事業者（業者別）

<オフィス事務等>

- エコマーク製品などの環境に配慮した事務用品の購入に努めましょう。
- 電気・ガスなどの節約に努めましょう。
- 低公害型車両などの環境への負荷の少ない車の利用に努めましょう。
- 環境に配慮した運転（エコドライブ）に努めましょう。
- 必要以上の車の利用を控えるように努めましょう。
- 自然エネルギーの利用などの環境に配慮した建築に努めましょう。
- 二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努めましょう。
- 水道水の節水や水の有効利用に努めましょう。
- 雨水などの浸透に配慮した敷地の管理に努めましょう。

<建設業>

- 環境に配慮した建築に努めましょう。
- 建設に伴う廃棄物の適正な処理や、建設副産物の有効利用に努めましょう。

<製造業>

- エコマーク製品など環境に配慮した製品の開発・製造に努めましょう。
- 製造工程における環境への配慮に努めましょう。

<卸売、小売、飲食業>

- エコマーク製品などの環境に配慮した商品などの販売に努めましょう。
- 容器包装の減量化やリサイクルに努めましょう。
- 飲食におけるごみの減量化やリサイクルに努めましょう。

<廃棄物処理業>

- 廃棄物の処理過程で発生するエネルギーの有効利用に努めましょう。

<エネルギー供給業>

- 地球温暖化防止対策への貢献に努めましょう。

<運輸、流通業>

- 効率的な物流に努めましょう。
- 低公害型車両などの環境への負荷の少ない車の利用に努めましょう。
- 環境に配慮したエコドライブに努めましょう。

第3部 計画編

第2章

共生

「自然と調和した 安らぎと潤いのあるまち」

- 第1節 自然環境・生物環境
- 第2節 自然の公益的機能
- 第3節 生活環境
- 第4節 歴史的・文化的環境
- 第5節 地球温暖化対策

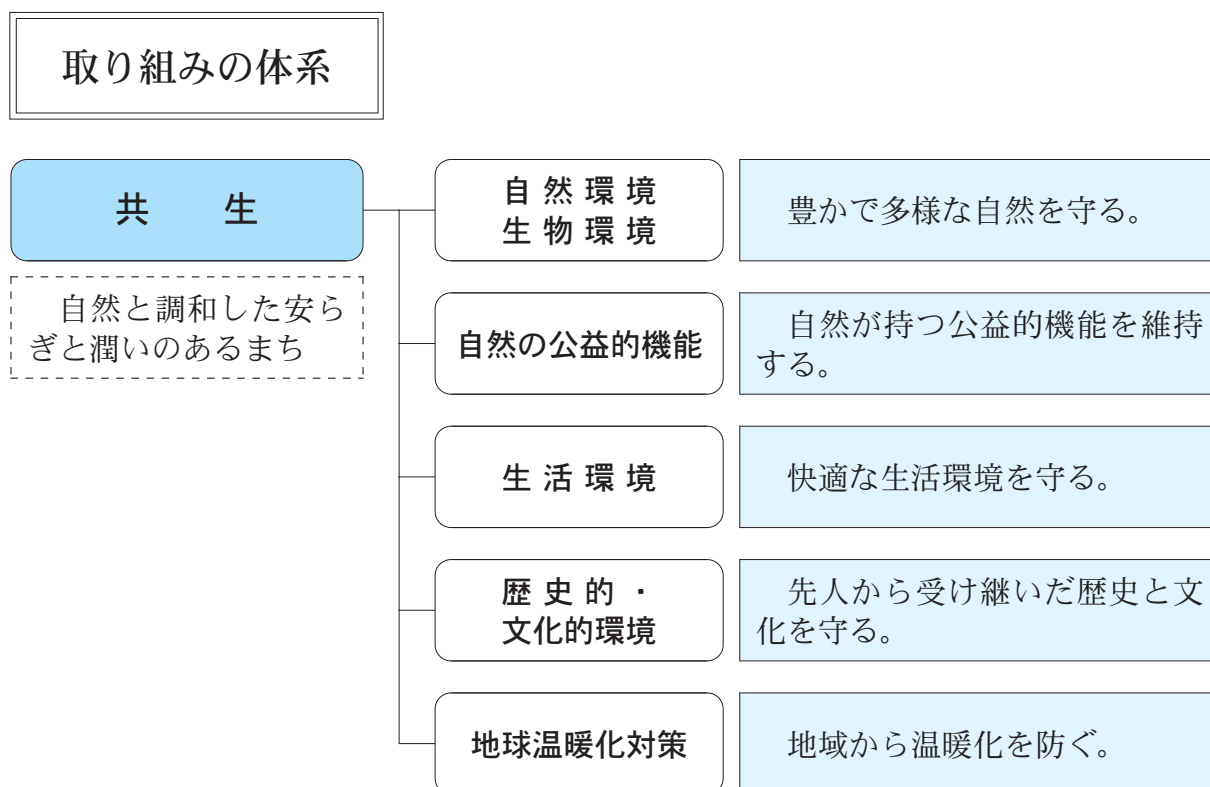


第2章

共生

大気、水、土壌及び多様な生物等と人間の営みとの相互作用により形成される環境の特性に応じて、かけがえのない貴重な自然の保全、二次的自然の維持管理、自然的環境の回復及び野生生物の保護管理など、保護あるいは整備等の形で環境に適切に働きかけ、その賢明な利用を図るとともに、様々な自然とのふれあいの場や機会の確保を図るなど自然と人との間に豊かな交流を保つことによって、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との共生を確保することが必要です。

また、地球温暖化は、平均気温の上昇による海面水位の上昇、異常気象の発生、生態系への影響等、深刻な影響が予想されており、原因である温室効果ガスの排出量削減を早急に進める必要があります。二酸化炭素は、温室効果ガスの中でも温暖化への寄与率が高くて、その排出量は年々増加しています。地域からの取り組みが、問題解決への最も確実な道であるという認識を持って、市民生活・社会経済活動を環境への負荷の少ない形へと変えていくことが必要です。



第1節 自然環境・生物環境

現状と課題

自然は、清らかな大気や水を与え、生命を育む生き物の共有財産で、人類生存の基盤であり、健康で文化的な生活に欠くことのできないものです。かけがえのない郷土の自然や生態系を守るため、先人の知恵を受け継ぎつつ、適正な利用を図り、自然との共生を確保しながらそれを後世に引き継いでいくことは、現代に生きる我々の重要な責務といえます。

また、自然は地理的な条件と多種多様な生き物が有機的に関わり合う「生態系」を形作り、その健全な働きによって全体が維持されています。様々な生態系を大切に、生物の多様性の維持に努めることは、私たちの生存基盤を確保していくことにもつながります。これらの貴重な自然を市街化や農林業の振興との整合を図りながら大切に守り、次の世代に残していくことが重要なテーマとなります。真に豊かな自然が残されているというためには、単に緑が多く残されているだけでなく、そこに多くの野生生物が生息・生育し、生物の多様性、豊かさがあることが必要です。

本市の状況

本市は東に奥羽山脈、西には出羽丘陵が縦走しており、その間を流れる雄物川とその支流である玉川に沿った県内有数の穀倉地帯となっています。市域全体が里山・里地として水と緑にあふれる豊かな自然に恵まれており、農村地帯の原風景として四季折々に美しい表情を見せています。

全国と同規模の市と比較して豊かな自然環境が残されており、多種多様な動植物の生息環境を有しています。しかし、近年の都市化の進展に伴い、市街地から周辺地域にかけての自然の緑が減少してきています。植生についても、緑地の多くが植林・二次林に移り変わってきています。このようなことから、今後とも残された貴重な自然環境を保全するとともに、そこに生息・生育する動植物など生物の多様性を確保していく必要があります。また、自然のもつレクリエーション機能を生かし、自然とのふれあいの場や機会を確保していく必要があります。

自然の素晴らしさ、自然と生活との歴史的・文化的な関わりなどについて理解を広めていくことが重要で、自然とのふれあいの機会や環境学習などを通じて、将来や次の世代に対して思いやる心を育てていくことが必要です。

かけがえのない郷土の自然を後世に伝えていくためには、何よりも一人ひとりが自然の重要性を認識し、その保全への理解と協力をすることが必要です。



■絶滅のおそれのある植物・動物

ハッチョウトンボ（秋田県レッドデータ準絶滅危惧種：NT）



昆虫綱トンボ目トンボ科の昆虫。体長約 15 ミリメートル、後翅（こうし）長約 13 ミリメートルで、不均翅亜目のトンボとしては世界最小のものに入る。雄は成熟によって全体紅色となるが、雌は黄色と褐色の斑紋（はんもん）を示す。ともにはねの基半部は橙赤（とうせき）色、日本列島では青森県から鹿児島県まで全土に点々と分布するが、幼虫の育つ、浸出水による浅いミスゴケ湿原が破壊されることによって著しく減少した。協和・西仙北地域等の湿原で生息を確認。 ※日本大百科全書、小学館

■絶滅危惧種のカテゴリー（区分）（環境省、1997）

| |
|---|
| ●「絶滅（EX）」 我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 |
| ●「野生絶滅（EW）」 飼育・栽培下でのみ存続している種 |
| <p><絶滅危惧＝絶滅のおそれのある種></p> <ul style="list-style-type: none"> ●「絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）」 絶滅の危機に瀕している種 ○「絶滅危惧ⅠA類（CR）」 ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種 ○「絶滅危惧ⅠB類（EN）」 ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種 ●「絶滅危惧Ⅱ類（VU）」 絶滅の危険が増大している種 |
| ●「準絶滅危惧（NT）」 現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 |
| ●「情報不足（DD）」 評価するだけの情報が不足している種 |
| ●付属資料「絶滅のおそれのある地域個体群（LP）」 地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの |

■絶滅危惧種リスト（植物・動物）

| 植 物 | 動 物 |
|--------------------|--------------------|
| 絶滅危惧種ⅠA類：CR | 絶滅危惧種ⅠA類：CR |
| キクモ | アオサナエ |
| サギソウ (VU) | アカザ (VU) |
| ネバリタデ | イヌワシ (EN) |
| ヤマジノタツナミノソウ | イバラトミヨ雄物型 (CR) |
| ヤマトミクリ (VU) | コシボソヤンマ |
| | シナイモツゴ (EN) |
| | ヒメサナエ |
| | ホンサナエ |
| | マークオサムシ (VU) |
| | ヤブヤンマ |

| 絶滅危惧種ⅠB類：EN | 絶滅危惧種ⅠB類：EN |
|--------------|-------------|
| オオキナグサ (VU) | オツネントンボ |
| キキョウ (VU) | キアシネクイハムシ |
| キンセイラン (EN) | クマタカ (EN) |
| クマガイソウ (VU) | ハナカジカ (LP) |
| サルメンエビネ (EN) | ヒナコウモリ (DD) |
| スギナモ | |
| ツチアケビ | |
| ツルアブラガヤ | |
| トウバナ | |
| ニラ | |
| バイカツツジ | |
| ミズチドリ | |
| ミズトンボ (VU) | |
| ヤブソテツ | |
| ヤマアゼスゲ | |
| ヤマミズ | |
| ヤマラッキョウ | |

| 絶滅危惧種Ⅱ類：VU | 絶滅危惧種Ⅱ類：VU |
|--------------|----------------|
| オオユリワサビ (EX) | アイヌハンミョウ |
| カラコギカエデ | アカモズ (EN) |
| コアニチドリ (VU) | ウスチャマエモンコヤガ |
| コイヌノハナヒゲ | エゾウグイ (LP) |
| サワギク | キバチ (VU) |
| サワシロギク | コアジサシ (VU) |
| サンショウモ (VU) | サンショウクイ (VU) |
| タチコウガイゼキショウ | スジキビ (CR) |
| チョウジソウ (VU) | タガメ (VU) |
| トキソウ (VU) | トミヨ (LP) |
| ナラガシワ | ニクイロシブキツボ (CR) |
| ヌカボタデ (VU) | ネグロアツバ |
| ハクサンタイゲキ | ハイタカ (NT) |
| ハコネシケチシダ | ヒレンジャク |
| ヒメヨモギ | |
| ヒロハイヌワサビ | |
| ヒロハノカワラサイコ | |
| ホザキノミ | |
| ミカキグサ | |
| ミサキカグマ | |
| ミヤマハタザオ | |
| ムカゴニンジン | |
| ムジナスゲ | |
| ヤマサギソウ | |

参考文献

- 揚妻直樹ほか（2002）：秋田県の絶滅のおそれがある野生生物 2002 秋田県版レッドデータブック植物編・動物編、秋田県
- 大曲市水環境マップ作成作成事業報告書 2000・大曲市生物分布等調査委託業務報告書 2001、大曲市・(株)自然科学調査事務所
- 豊島美津秋ほか（2005）：協和町動植物調査報告書、協和町教育委員会
- 大仙市立西仙北西中学校 生物環境調査班ほか（2008）：優秀研究報告集平成 17 年度～平成 19 年度 22 編、財団法人齋藤憲三顕彰会

| 植 物 | 動 物 |
|------------------|------------------|
| 準絶滅危惧種：NT | 準絶滅危惧種：NT |
| アギナシ | アカショウビン |
| アキノギンリョウソウ | アカヒレタビラ (EN) |
| アケボノシュスラン | イカル |
| アズマギク | イカルチドリ |
| アリアケスミレ | エゾトンボ |
| イイギリ | オオジシギ (NT) |
| イワウメソル | オオタカ (VU) |
| ウマノスズクサ | オオトラフトンボ |
| エビネ (VU) | ガマヨトウ |
| オオマルバノホロシ | カヤクグリ |
| オニシオガマ | コサメビタキ |
| オニノヤガラ | コルリ |
| カキツバタ (VU) | ササゴイ |
| カキラン | ササミケマイマイ (DD) |
| キクムダラ | サンバ (VU) |
| キヌヤナギ | サンコウチョウ |
| クルマバハグマ | スナヤツメ (VU) |
| クロモ | チョウゲンボウ |
| コケイラン | トラツグミ |
| コモチマンネングサ | ニッコウムササビ |
| コヤブタバコ | ニホンアカガエル |
| サウトウガラシ | ノジコ (NT) |
| シラコスゲ | ハッチョウトンボ |
| シラネアオイ | ヒシクイ (VU) |
| タチモ (NT) | ヒメアカネ |
| タヌキモ (VU) | フトクチヒゲヒラタゴミムシ |
| ツルカノコソウ | ホソミオツネントンボ |
| ツルボ | マルコガタノゲンゴロウ (CR) |
| ナガエミクリ (NT) | ミサゴ (NT) |
| ハシリドコロ | メダカ (VU) |
| ヒメシャガ | モートンイトトンボ |
| ヒロハノドジョウツナギ | ヤマサナエ |
| フサモ | ヤマセミ |
| ホソイノデ | ヤリタナゴ (NT) |
| ミクリ | ヨシゴイ |
| ミスギク | ルリビタキ |
| ミスハコベ | |
| ミスユキノシタ | |
| ミチノクサイシン (VU) | |
| ムラサキミミカキグサ (VU) | |
| ヤマシャクヤク (VU) | |
| ヤマハタザオ | |

| 情報不足：DD | 情報不足：DD |
|---------|--------------|
| アワゴケ | アオカタビロオサムシ |
| ハイニガナ | キバネトビスジエダシャク |
| ヤブツルアズキ | シノビアミメカワゲラ |
| | シロマダラ |
| | ダイサギ |
| | チュウサギ (NT) |
| | ツマグロトビケラ |
| | アグリウスツマアツバ |

| 分布上希少な雑種：RH |
|-------------|
| イケノヤナギ |
| タニヘゴモドキ |
| タヌキナルコ |

| 留意種：N | 留意種：N |
|-----------------|------------|
| オオニガナ (VU) | コバネアオイトトンボ |
| スズサイコ (VU) | ニホンカモシカ |
| ナガミノツルキケマン (NT) | ニホンツキノワグマ |
| ノウルシ (VU) | ニホンリス |
| ノダイオウ (VU) | ヒメギフチョウ |
| ヤシャビシャク (VU) | ホンドギツネ |

白抜：秋田県版レッドデータカテゴリー
括弧：環境省版レッドデータカテゴリー



ヒナコウモリ（秋田県絶滅危惧種ⅠB種EN、環境省情報不足種）



虫食性で、北海道、本州、九州に分布する。前腕長40～60ミリ、頭胴長55～75ミリ、尾長35～50ミリ、翼開長25～27センチ。クビワコウモリに類似するが、毛が長く、顕著な霜降り状を呈する。耳介（じかい）は四辺形で短くて幅広く、キノコ形の小さな耳珠（じじゅ）を備える。耳珠の内方は深くくぼみ、その外方は突出する。体背面は赤褐色から黒褐色まで変化に富む。毛の基部は暗褐色、その先端部は白またはクリーム色をしている。

2001年に市内の雄物川にかかる橋付近で、1,000頭を超える繁殖コロニーを確認。

※日本大百科全書、小学館

トウバナ（秋田県絶滅危惧種ⅠB類EN）

シソ科の多年草。茎は地下茎から数本出て、基部は少し這い、上部は立ち上がって高さ10～30センチ。葉は卵形で長さ1～3センチ、短い葉柄があり、縁（へり）に鋸歯（きょし）がある。5～8月、茎の先端に花穂をつくり、輪状に小形の唇形花を数段つける。花冠は淡紅色で長さ5～6ミリ、萼（がく）は筒状で先に五つの歯牙（しが）がある。山野のやや湿った道端に生え、本州から沖縄に分布する。

※日本大百科全書、小学館



目 標

先に示した内容を踏まえ、課題解決に向けた環境目標及び環境指標を以下のとおり定めます。

環境目標 豊かで多様な自然を守る。

環境指標

① 豊かな自然環境を守り、次世代へ引き継ぎます。

| 項 目 | 基準（平成 20 年度）→目標：現状維持（平成 30 年度） |
|----------------------|--------------------------------------|
| 県立自然公園 | 1 カ所（真木真昼） |
| 自然環境保全地域 | 1 カ所（湯の台・小方角沢自然環境保全地域） |
| 鳥獣保護区 | 8 カ所（乙越沼、三条川原、方角沢、滝の沢、姫神、八乙女、薬師嶽、弘田） |
| 絶滅のおそれのある 野生生物の種数 | 369 種（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、淡水魚類、昆虫類、陸産貝類） |
| 植物レッドリスト | |
| 動物レッドリスト | 866 種（維管束植物） |

※植物及び動物レッドリスト：秋田県版レッドデータブック 2002 による。

施策の方向

先に示した環境目標及び環境指標の達成に向けて、施策の方向を定め、総合的・計画的に各種の施策・事業を展開します。

■環境目標

豊かで多様な自然を守る。

■施策の方向

① 自然環境の保全・生物多様性の確保

② 自然とのふれあいの確保



1 自然環境保全・生物多様性の確保

- ・自然環境保全に係る意識の啓発を図ります。
- ・自然の実態を把握し、良好な自然環境が残る地域の適切な保全に努めます。
- ・良好な自然環境や景観が残る地域の適切な保全に努めます。
- ・鳥獣保護法などの摘要運用により、野生生物の保護と生息環境の保全に努めます。
- ・市域に分布する貴重な動植物の現況把握やその保護について、関係機関と連携して取り組みます。

| 主な取り組み項目（事業内容） | 担当課 |
|--|---------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・動植物の生息状況の把握 ・自然環境の保全意識の啓発 ・自然観察指導員の育成支援 ・自然保護、愛育団体等の育成支援 ・オオクチバス等の外来生物の放流、持込の禁止啓発 | 環境課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・公共事業に関する環境配慮の徹底 | 建設管理課 関係各課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮型農業の振興 | 農林振興課 |

2 自然とのふれあいの確保

- ・生態系の保全に十分配慮しながら、自然の活用のを設け、市民が自然にふれあえる場を創出していきます。
- ・自然観察指導員や愛護団体等の支援・育成に努め、体験的な学習や野外観察会の実施を通して自然に親しむ機会の充実を図ります。
- ・ポイ捨てや貴重な植物の不法採取を行わないなど、自然と共生するうえでのマナーの徹底を図ります。
- ・釣り人に対して、外来魚のキャッチアンド・リリース禁止の周知啓発を図ります。

| 主な取り組み項目（事業内容） | 担当課 |
|---|-----------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・体験的な学習、野外観察会の実施 | 環境課 農林振興課 生涯学習課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・親水性に配慮した河川敷公園の整備（フットパス事業） ・自然公園等の整備 | 都市計画課 |

市民・事業者の取り組み

■市民

- 自然に関心を持ち、自然の重要性の理解に努めましょう。
- 自然を守るためのマナーの徹底に努めましょう。
- 自然とのふれあいに努め、保護（保全）に心がけましょう。
- 自然観察会などに参加し、自然とのふれあいに努めましょう。

■事業者（業者別）

<オフィス事務等>

- 屋外照明の適正な使用に努めましょう。
- 自然の重要性に関する理解に努めましょう。
- 自然環境に配慮した事業活動に努めましょう。
- 自然環境保全活動への参加・協力を努めましょう。
- 事業活動をする際は、自然環境の保全に十分配慮しましょう。

<農林業>

- 環境保全型農林業の推進に努めましょう。

<建設業>

- 周辺の自然や景観などに配慮した設計や施工に努めましょう。

イバラトミヨ雄物型（秋田県準絶滅危惧種ⅠA類CR環境省同CR）



環境省レッドリストにおいて絶滅危惧に指定されており、学術的にきわめて貴重であるとともに、絶滅のおそれ最も危惧されている魚種である。

本種は遺存的分布をしており、その生息地は湧水を起源とする池沼とそれに連なる水路に限定されている。餌料は小型の水生昆虫であるとともに、水草を利用して営巣するなど特殊な生態を持ち、物理・生物的環境要求も厳しく、種の再生産自体が湧水生態系に大きく依存している魚種である。また、遊泳力が弱いことから、流れの緩やかな場所やある程度の深みがある溜まりも必要であり、特に、個体群の維持のためには、湧水と水路のネットワークが重要であるとされている。中仙・太田地域等の湧水池で生息を確認。※秋田県水産振興センター



第2節 自然の公益的機能

現状と課題

森林には、木材等の林産物を供給するという役割だけでなく、国土保全機能、水源涵養機能、保健休養機能、生活環境保全機能などが挙げられ、これらの公益的機能は人々の生活と深く関わっています。

地球的レベルでは、二酸化炭素吸収による温暖化防止、急激な気象変化の緩和、森林土壌による中和、化学物質の分解などに大きく寄与しています。

また、地域レベルでは、森林は水土保全、環境保全機能により、災害を防止し安心して快適な環境を提供しています。さらには、動植物の多様性機能や教養教育的機能なども有しています。

本市の状況

(1) 森林

森林面積は、50,226haで市域の約58%を占めています。また、森林面積の約69%にあたる34,800haが民有林となっています。【大仙市森林整備計画(平成20年4月変更)】

本市の森林は、地域住民の生活に密着した里山と、林業生産活動を積極的に実施する人工林で構成されています。

本市の林業は、他産業と比較して就業人口や生産額等は低位置にありますが、近年、こうした森林の生産性以外に、水源の涵養、自然環境の保全、生物の多様性の確保、二酸化炭素の吸収源としての地球温暖化の防止、山地災害の防止、生活環境の保全など、森林の有する様々な公益的機能への評価が高まっています。

森林に対する市民の意識や価値観も多様化してきており、森林を中心とした豊かな自然環境のレクリエーションなど保健休養の場としての活用など、森林に対するニーズは多面的なものとなっています。森林は、これらの公益的機能を通して市民生活に大きく寄与しており、貴重な都市近郊の森林として、その役割はますます重要になってきています。

このようなことから、今後とも、森林の有する公益的機能を持続的に享受していくため、林業生産活動を通じた適切な森林整備を推進するとともに、市域に残された里山林などの森林資源の保全と有効活用を図っていく必要があります。

(2) 農地

本市の農地面積（耕地面積）は、20,200haで、市域の約23%を占めています。【農林水産省「耕地面積調査（平成18年）」】

本市の農業は、気象条件や交通条件に恵まれるなど有利な生産条件を備えており、新鮮な農作物の供給地となっています。

こうした高い生産性と併せて、保水機能、地下水涵養、多様な生物の生息環境など、農地の有する様々な公益的機能への評価が高まっています。また、農村集落の自然環境や伝統的な景観は、人々に憩いと安らぎをもたらすなど、重要な役割を果たしています。

このようなことから、今後とも、生産性の高い農業を確立するとともに、農地の有する公益的機能を持続的に享受するため、適切な農地の保全と有効活用を図っていく必要があります。

(3) 河川

本市を流れる河川は、1級河川の雄物川、玉川をはじめとして、多くの普通河川があり、市域を概ね東から西に貫流しています。また、古くから農業利水の発展により、用排水路が網状に錯綜し複雑な水路網を形成しています。

雄物川流域においては、親水性や環境を考慮した整備がされており、優れた自然景観を形成するとともに、河川特有の動植物が生息・生育するなど、貴重な自然環境を有しています。このようなことから、今後とも、治水上・利水上の観点を踏まえた適切な河川整備を進めていく必要があります。

また、貴重な自然環境を有する河川については、地域の特性を踏まえながら、自然環境に配慮した河川整備を進めるとともに、市民の憩いの場としての親水性のある水辺環境を創出し、自然観察などの野外環境学習やレクリエーション活動の場として活用していく必要があります。



目 標

先に示した内容を踏まえ、課題解決に向けた環境目標及び環境指標を以下のとおり定めます。

環境目標 自然が持つ公益的機能を維持する。

環境指標

- ① 水源涵養機能の高い森林の維持増進を図り、良質な水を安定的に供給します。

| 項 目 | 基準（平成 20 年度）→目標：現状維持（平成 30 年度） |
|-------|--------------------------------|
| 水土保全林 | 15, 242. 67 ha（森林面積） |

※水土保全林：土砂流出・崩壊の防備、水源涵養等安全で快適な生活を確保することを重視する森林※大仙市森林整備計画（平成 20 年 4 月変更）

- ② 緑豊かな森林に囲まれた自然環境、自然力を十分に活用した生活環境の保全、保健、文化教育的利用の促進を図り、森林と人との関わりの場として整備し森林との共生を促進します。

| 項 目 | 基準（平成 20 年度）→目標：現状維持（平成 30 年度） |
|-----------|--------------------------------|
| 森林と人との共生林 | 370. 36 ha（森林面積） |

※森林と人との共生林：貴重な自然環境の保全や人と自然とのふれあいの場としての利用を重視する森林※大仙市森林整備計画（平成 20 年 4 月変更）

- ③ 生産性の高い農業の確立を目指すとともに、農業振興地域内の農用地を確保します。

| 項 目 | 基準（平成 18 年度）→目標：現状維持（平成 30 年度） |
|-------|--------------------------------|
| 農 用 地 | 農用地 20, 483 ha |

※農用地：田、畑、及び果樹園

- ④ 農地等の環境保全を市民や関係団体と一体となって取り組みます。

| 項 目 | 基準（平成 20 年度） | 目標（平成 30 年度） |
|---------------|--------------|--------------|
| 農地・水・環境保全取組団体 | 123 団体 | 150 団体 |

※農地・水・環境保全取組団体：農地や農業用水等の保全管理などに取り組む団体

- ⑤ 河川環境保全活動団体の育成とネットワーク化を推進します。

| 項 目 | 基準（平成 20 年度） | 目標（平成 30 年度） |
|---------------|--------------|--------------|
| （仮称）河川環境美化倶楽部 | 17 団体 | 50 団体 |

※河川環境美化倶楽部：地域や環境の問題に対する深い関心とこれを改善する意欲を持ち、自発的に環境を保全・創造する活動を実践する市民や団体等

農村環境向上対策事業での各地域の組織構成と取り組み状況

| 地域名 | 組織数 | 組織の構成内訳 | | | | | | | | | | 取り組み面積(ha) |
|-----|-----|---------|-------|------|--------|-----|-------------|-------|-----|-----|-------|------------|
| | | 自治会 | 土地改良区 | 水利組合 | J A | 子供会 | P T A | 老人クラブ | 婦人会 | その他 | 合計 | |
| 大曲 | 17 | 41 | 11 | 4 | 10 | 7 | 8 | 7 | 5 | 14 | 107 | 2,626.7 |
| 神岡 | 5 | 9 | 6 | 0 | 4 | 0 | 5 | 5 | 4 | 6 | 39 | 513.9 |
| 西仙北 | 10 | 23 | 6 | 3 | 0 | 6 | 0 | 8 | 0 | 15 | 61 | 1,049.2 |
| 中仙 | 27 | 115 | 24 | 11 | 1 | 111 | 109 | 109 | 109 | 1 | 590 | 2,945.6 |
| 協和 | 20 | 21 | 12 | 21 | 13 | 12 | 6 | 14 | 15 | 30 | 144 | 711.7 |
| 南外 | 21 | 25 | 0 | 17 | 4 | 14 | 4 | 14 | 15 | 14 | 107 | 527.8 |
| 仙北 | 6 | 60 | 4 | 6 | 0 | 19 | 0 | 25 | 0 | 10 | 124 | 1,958.0 |
| 太田 | 17 | 36 | 13 | 6 | 7 | 8 | 1 | 8 | 9 | 12 | 100 | 2,181.9 |
| 計 | 123 | 330 | 76 | 68 | 39 | 177 | 133 | 190 | 157 | 102 | 1,272 | 12,514.8 |

各地の農地・水・環境対策事業への取り組み ※平成19年8月1日広報掲載

| 「市道の景観向上」 | 「子どもたちと花の栽培」 | 「看板の設置」 |
|--|--|--|
| <p>上荒川地域資源保全隊 (協和)</p> <p>農道沿いに花を植え景観向上と周辺部の管理を行っています。</p>  | <p>皆別当地区環境を守る会 (西仙北)</p> <p>子ども会と連携してプランターへ花を植栽。地域の繋がりを深めています。</p>  | <p>蒲地区農業環境保全会 (神岡)</p> <p>各地に看板を設置し、農村地域のピーアール活動をおこなっています。</p>  |



施策の方向

先に示した環境目標及び環境指標の達成に向けて、施策の方向を定め、総合的・計画的に各種の施策・事業を展開します。

■環境目標

自然が持つ公益的機能を維持する。

■施策の方向

① 森林の公益的機能の保全と活用

② 農地の公益的機能の保全と活用

③ 河川の公益的機能の保全と活用

InterView

地域の財産を守る取り組みを展開

※平成 19 年 8 月 1 日広報掲載

生き物が生息できる 水環境の整備

中仙地域 長楽寺地域
環境保全活動組織

長楽寺地区の農村公園には池があり、足をつけて涼むこともできる程きれいな水が湧いています。周辺の水辺には、絶滅危惧種であるイバラトミヨのほか、ドジョウやヤマメなども数多く生息していることから、生きものがすめる美しい水環境を大切に、誰でも気軽に立ち寄れる憩いの場所になるよう、周辺の清掃や景観整備を行っていききたいと思ひます。



生活・農業用水である 湧水を守る

西仙北地域 宿地区
環境を守る会

大沢郷宿地区には、雄清水雌清水という水量が豊富な湧き水があり、周辺住民の生活用水、農業用水、小学校の飲料水などに利用されています。気持ちよく利用してもらえよう、水くみ場所への屋根の設置、周辺への花植えなどを行いました。今後も安心して利用してもらえよう、水源である泉の清掃などを続けていききたいと思ひます。



沼・杜・荒地などを 整備し利用

大曲地域 宮林・大島
水土里保全協議会

小公園の整備や休耕田への花植え、荒地の利用、水路沿い花街道作りと4つの活動を行っています。小公園は沼・杜を生かした鳥の巣箱の設置、水辺の生きものが生息できる環境づくりなど、子どもから大人まで自然観察ができるよう整備をすすめています。荒地を整備し、そばを植えたので、そば打ち体験などを行い世代間で交流を深めたいと思ひます。



1 森林の公益的機能の保全と活用

- ・森林が有する多面的機能が充分発揮されるよう、森林施業計画に基づく適切な整備の推進を図るため、森林所有者等による計画的かつ一体的な施業の実施に必要な地域活動の支援に努めます。
- ・森林、林業への理解を深め、森林の持つ公益的機能を維持するため、小中学生に対して、体験を通じ自然の大切さやふるさとへの愛着を育むため、森林インストラクターや森の案内人などの育成を図るとともに、森林教室や林業体験講座などを定期的に開催します。
- ・環境保全機能等維持増進森林の区域内の森林においては、自然環境に配慮し、多種多様な樹種から構成された明るい色調のある森林の維持や誘導をします。

| 主な取り組み項目（事業内容） | 担当課 |
|---|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備地域活動支援交付金事業の推進 ・水と緑の森づくり税事業の推進 ・森林の保健機能の増進（南檜岡、外小友） ・森林労働者、後継者の育成 ・住民参加による森林づくり（森林教室、森林体験） | 農林振興課 |

※環境保全機能等維持増進森林：自然環境の保全や市民とのふれあいの場として利用を図ることを重視する森林

2 農地の公益的機能の保全と活用

- ・優良農地の確保・保全を図るため、農業振興地域整備計画に基づき、農用地区域の適正な管理を行います。
- ・生産性の高い農業経営の確立や農地の有効利用を図るため、担い手である認定農業者等へ農地の利用集積等の農地流動化を推進します。
- ・農地や農業用水、農村環境等の良好な保全とその質的向上を図るため、地域ぐるみの効果の高い共同活動と、先進的な営農活動を支援します。

| 主な取り組み項目（事業内容） | 担当課 |
|--|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域整備計画の推進 ・農地流動化の推進 ・農村環境向上活動の推進（農地・水・環境保全向上対策） | 農林振興課 |



3 河川の公益的機能の保全と活用

- ・安全で快適な河川環境を形成するため、治水・利水機能を確保するとともに、自然や生態系に配慮した河川整備を推進します。
- ・洪水被害を解消し安全な市民生活を確保するため、安全性や環境に配慮した整備を行います。
- ・水辺環境に関する市民意識の高揚を図るため、河川愛護会等を中心とした河川等の清掃や美化活動を支援します。また、河川環境保全活動をしていくため、関係団体のネットワークづくりや育成の支援を実施します。
- ・大曲の花火、カヌー等の地域観光資源との連携を目指して「かわまちづくり」の取り組みを進めます。地域との協働により、川とまちと周辺の観光資源を結ぶフットパス整備計画を作成し、雄物川の河川空間の散策路整備等を行います。

| 主な取り組み項目（事業内容） | 担当課 |
|--|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・自然や生態系に配慮した河川整備 ・河川環境保全団体のネットワーク化と育成支援（仮称：河川環境美化倶楽部） | 道路河川課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・かわまちづくり事業の推進（フットパス事業） | 都市計画課 |

※フットパス：イギリス発祥の歩くことを楽しむための小道（こみち）

市民・事業者の取り組み

■市民

- 雨水などの浸透に配慮した庭の管理に努めましょう。
- 自然の重要性に関する理解に努めましょう。

■事業者（業者別）

<オフィス事務等>

- 雨水などの浸透に配慮した敷地の管理に努めましょう。
- 自然の重要性に関する理解に努めましょう。
- 自然環境に配慮した事業活動に努めましょう。
- 二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努めましょう。

<農林業>

- 環境保全型農業、林業の推進に努めましょう。
- 森林の有効活用と交流の推進に努めましょう。

第3節 生活環境

現状と課題

生活環境を保全する上では、大気汚染のほか、主に人の感覚に関わる問題である騒音や悪臭が重要課題となっています。騒音・悪臭の苦情件数は、減少傾向にあるものの、各種公害苦情件数の中では大きな割合を占めており、発生源も多様化しています。

騒音の発生源については、自動車や工場などがあり、防音対策や規制措置などがとられていますが、各家庭から発生する音がトラブルになる場合もあります。問題の解決には、まちづくりのあり方まで含めた総合的な対策が必要になる場合もあります。

悪臭は、工場や各家庭からの生活排水などが発生源となる場合が多く、人による感じ方の違いもあることから、適切な対策を検討していく必要があります。

化学物質については、様々な用途において有用性を持ち、広範囲に用いられていますが、その中には、生産、使用、廃棄等の仕方によっては人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあります。化学物質の中には、有害性等に関する情報の少ない物質も多く、燃焼過程や環境中での反応等により生成する物質についても、環境影響についての配慮が必要です。

本市の状況

(1) 騒音・振動

工場・事業所（特定工場等）に係る騒音・振動については、「騒音規制法」や「振動規制法」に基づき、特定施設の設置届出や規制遵守が義務づけられており、騒音・振動の問題の発生は少なくなっています。

近年は、市民の生活様式の多様化に伴い、一般家庭からの生活騒音など、近隣騒音と呼ばれる苦情も発生しています。騒音・振動については、休養や睡眠の妨害など日常生活に及ぼす影響が大きいことから、市民にとって身近な問題となっており、引き続き監視体制の整備と充実を図るとともに、近隣公害等への迅速な対応など、場面に応じた個別の発生源対策を進めていく必要があります。

(2) 臭気

悪臭については、「悪臭防止法」に基づき規制基準や、悪臭に係る特定施設の届出制度や施設の管理基準が定められています。

工場・事業所については、関係法令に基づく規制遵守や事業者の自主的な取り組み等により、問題の発生は少なくなっています。

近年は、生活様態の多様化等に伴い、生活型公害と呼ばれる家庭生活からの規制対象外の物質による悪臭や、住宅地の拡大に伴い、既存の農業施設（耕作・畜産）からの悪臭に係る苦情も発生しています。

悪臭は、騒音や振動と同様に日常生活に及ぼす影響が大きいことから、市民にとって身近な問題となっており、引き続き監視体制の整備と充実を図るとともに、近隣公害等への迅速な対応など、場面に応じた個別の発生源対策を進めていく必要があります。



(3) 有害化学物質

化学物質については、科学技術の進歩のもとで、多種多様な化学物質が製造され、私たちの日常生活や事業活動において使用されてきました。

しかし、近年、内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）など有害性のある化学物質による健康や環境への影響が懸念されています。これらの化学物質については、現時点において環境中の分布状況やその有害性など科学的に未解明な部分が多くあります。

国においては、汚染実態の把握、試験方法の開発や健康影響などに関する科学的知見を集積するための調査研究を進めています。また、有害性の恐れのある様々な化学物質を取り扱う事業者について、化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促し、化学物質による環境保全上の支障が生じることを未然に防止することを目的として、平成 11 年 7 月に「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R 法）」を制定し、平成 13 年 4 月から事業者による排出量や移動量の把握、さらに、平成 14 年 4 月からはその届出が開始されています。

市域においては、工場排水や生活排水等が流入する河川において、内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）の汚染状況の調査を行っており、今後とも国の調査研究など正確な状況把握と情報収集を行うとともに、有害化学物質に対する的確な対応を図っていく必要があります。

内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）調査結果

| 調査対象化学物質 | 横手川藤木上橋 | | 丸子川丸子橋 | |
|--------------------|---------|---------|--------|-------|
| | H 15 | H 17 | H 15 | H 17 |
| ポリ塩化ビフェニール類（P C B） | N. D. | 0.00001 | N. D. | N. D. |
| 4-tert-オクチルフェノール | N. D. | N. D. | N. D. | N. D. |
| ノニルフェノール | N. D. | 0.003 | N. D. | 0.005 |
| ビスフェノールA | 0.01 | 0.0053 | N. D. | N. D. |
| アルディカーブ | N. D. | N. D. | N. D. | N. D. |
| 17β-エストラジオール | N. D. | N. D. | N. D. | N. D. |

※「環境ホルモン」とは、正式には「外因性内分泌攪乱化学物質」。環境中に放出されたり製品中から溶けだしたりした化学物質が、動物の体のなかに取り込まれた場合に、本来、営まれている正常なホルモンの作用を乱してしまうような物質。

※N. D.：検出せず（検出下限値未満）

※H 15・H 17：全国調査【環境省】：平成 15 年度内分泌攪乱化学物質における環境実態調査（水環境）、平成 17 年度内分泌攪乱化学物質における環境実態調査（県調査）による。

騒音調査結果

| 調査地点 | 昼間（db） | 夜間（db） | 用途区分 |
|----------------|------------|------------|--------------|
| 若竹町一般住宅前 | 59.8（65以下） | 44.2（60以下） | 第二種中高層住居専用地域 |
| 若竹町第一児童公園前 | 45.3（65以下） | 34.7（60以下） | 〃 |
| エンパイヤホテル前 | 65.7（70以下） | 55.8（65以下） | 準工業地域 |
| ねむのき児童公園前 | 52.4（65以下） | 47.1（60以下） | 商業地域 |
| グランマート飯田町店前交差点 | 66.7（70以下） | 58.8（65以下） | 第一種住居地域 |
| イーストモール前交差点 | 65.9（70以下） | 58.4（65以下） | — |

※昼間（6時から22時）及び夜間（22時から6時）における、等価騒音レベル（デシベル）の平均騒音レベル、括弧内は騒音環境基準



目 標

先に示した内容を踏まえ、課題解決に向けた環境目標及び環境指標を以下のとおり定めます。

環境目標 快適な生活環境を守る。

環境指標

① 快適な生活環境を守ります。

| 項 目 | 基準（平成 20 年度）→目標：現状維持（平成 30 年度） |
|-----------|--------------------------------------|
| 騒音・振動 | 日常生活に支障のないレベルの維持・達成を目指します。 |
| 悪臭 | 不快さを感じないレベルの維持・達成を目指します。 |
| 内分泌攪乱化学物質 | 有害な影響を及ぼす恐れのある化学物質の排出基準の維持・達成を目指します。 |

※騒音・振動：騒音規制法、振動規制法、秋田県生活環境の保全等に関する条例の規制に準ずる。

※悪臭：悪臭防止法、秋田県生活環境の保全等に関する条例の規制に準ずる。

※内分泌攪乱化学物質：特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律の基準に準ずる。

施策の方向

先に示した環境目標及び環境指標の達成に向けて、施策の方向を定め、総合的・計画的に各種の施策・事業を展開します。

■環境目標

快適な生活環境を守る。

■施策の方向

① 騒音、振動への対応

② 悪臭防止対策

③ 近隣公害等への対応

1 騒音、振動への対応

- ・自動車等の騒音について、環境基準に係る適合状況を把握するため、自動車騒音の調査を行い、市域の生活環境の状況把握に努めます。
- ・良好な生活環境を維持していくため、関係機関と連携し、振動の状況把握に努めます。
- ・工場や事業場に対する公害関係法令の遵守指導や環境保全への自主的な取り組みの啓発を行います。

| 主な取り組み項目（事業内容） | 担当課 |
|--|--------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動の状況把握 ・騒音、振動の規制基準の防止に関する啓発 ・騒音、振動の規制基準の遵守の徹底 ・事業所等に対する監視、指導 | 環境課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・建設作業等における環境配慮指導 | 環境課 建設管理課 |

2 悪臭防止対策

- ・悪臭の主要因となっている、側溝、排水路の汚泥については、地域住民が主体となった改善を図る必要があります。
- ・日常生活での一人ひとりが悪臭防止に配慮することが重要であることから、啓発を図ります。
- ・内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）による汚染状況を把握するため、河川水における調査を関係機関と連携して実施します。

| 主な取り組み項目（事業内容） | 担当課 |
|--|------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの適切な分別の周知徹底 ・クリーンアップ活動への参加推進 ・環境衛生団体等の育成支援 ・ペット飼育のマナー向上 ・内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）の調査 | 環境課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道施設や農業集落排水施設への接続促進 ・合併処理浄化槽への更新促進 | 下水道課 |



3 近隣公害等への対応

- ・快適な生活環境を確保するため、工場や建設作業、市民生活などからの騒音・振動・悪臭の相談に対しての調査・指導や啓発を行います。
- ・住宅地域に所在、隣接する空き地に雑草が繁茂している場合、近隣住民の良好な生活環境を確保するため所有者等に適正管理の指導を行います。
- ・事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、市と事業者が公害の未然防止や環境保全活動に関する協定を締結し、事業者の積極的な取り組みを推進します。

| 主な取り組み項目（事業内容） | 担当課 |
|---|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> ・近隣公害（騒音・振動・悪臭）への対応 ・空き地の適正管理指導 ・公害防止協定の締結の推進 | 環境課 |

市民・事業者の取り組み

■市民

- 低公害型車両などの環境への負荷の少ない車の利用に努めましょう。
- 環境に配慮した運転（エコドライブ）に努めましょう。
- マナーを守り、街の美化に努めましょう。
- 家の庭や周辺などの緑化に努めましょう。
- 車などからの騒音の防止に努めましょう。
- 家庭からの騒音・振動の防止に努めましょう。
- 家庭からの悪臭の防止に努めましょう。
- ペットの糞は持ち帰り、適切に処理しましょう。

■事業者（業者別）

<オフィス事務等>

- ごみの適正な処理に努めましょう。
- 低公害型車両などの環境への負荷の少ない車の利用に努めましょう。
- 環境に配慮した運転（エコドライブ）に努めましょう。
- 社用車両からの騒音・振動の防止に努めましょう。
- 工場・事業所からの騒音・振動の防止に努めましょう。
- 工場・事業所からの悪臭の防止に努めましょう。
- 地球環境に配慮した事業活動に努めましょう。

<農林業>

- 環境保全型農業の推進に努めましょう。

<建設業>

- 建設に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの防止の徹底に努めましょう。

<製造業>

- 製造工程における環境への配慮に努めましょう。
- 工場・事業所からの騒音・振動、悪臭の防止に努めましょう。

<卸売、小売、飲食業>

- 周囲の環境に配慮した事業活動に努めましょう。

<廃棄物処理業>

- 周囲の環境に配慮した事業活動に努めましょう。

<運輸、流通業>

- 効率的な物流に努めましょう。
- 低公害型車両などの環境への負荷の少ない車の利用に努めましょう。
- 環境に配慮した運転（エコドライブ）に努めましょう。



第4節 歴史的・文化的環境

現状と課題

私たちは、これまで先人から受け継いだ恵まれた環境の下に伝統と文化を育み、成長し発展してきました。これら有形・無形の歴史的・文化的な遺産を将来の世代に適切に継承するとともに、新たな文化の創造を支援していく必要があります。

優れた歴史的遺産と貴重な自然環境が一体となり、文化的にも学術的にも高い価値を持つ歴史的風土や建造物などを各種の保全制度を活用して保存することが望まれています。同時に、豊かな歴史と自然とのふれあいの場として整備する必要もあります。

また、歴史は、その四季折々の自然や美しい景観などを背景として生み出されてきたものであり、これらの文化的環境をより豊かなものとして将来に伝える必要があります。さらに、史跡等の文化財については、公有化や新たな文化財の指定・登録などの適切な保存対策を講じるなど、歴史的、文化的風土の保全を図ります。

本市の状況

秋田県唯一の国宝である「線刻千手観音等鏡像」や県内初の国指定文化財である国重文「古四王神社本殿」、県内初の国指定史跡「払田柵跡」、庭園としては県内初の国指定名勝となった「池田氏庭園」をはじめとした数多くの国県指定文化財や、貴重な文化遺産が伝承されています。これらの文化財は、地域の歴史と文化を伝える資料であり、また地域の大切な財産ともなっています。

地域の文化遺産を護り、活かし、そして次代へ伝えるという活動を通して郷土への愛着が生まれることで、市の風土と文化の形成へとつながると思われれます。さらに本市には、多くの祭りや伝統行事があり、雄物川河川敷を利用したの全国花火大会や刈和野の大綱引きなどの郷土色豊かな祭りや行事が四季折々に開催されています。

価値観の多様化の中で、人々の生活の中で培われてきた地域文化が再評価されつつありますが、これらをさらに豊かなものとして次代へ引き継いでいくため、大仙市独自の歴史的風土や地域固有の歴史的景観等の保全、さらには民俗芸能や風俗・慣習などの伝統文化の保存・継承はもとより、既存の教育・研究機関などとの連携により新たな文化・芸術を生み出していくための基盤づくりを進め、新たな地域文化の創造を推進する必要があります。

国宝 線刻千手観音等鏡像（せんこくせんじゅかんのんとうきょうぞう）



平安時代後期（11世紀）の作と推定される青銅製の八咫鏡。江戸時代前期の延宝5年（1677）、豊岡で開墾の水路工事中に掘り出されたことから、水の神として祀られている。直径14cm、重量525g。

国指定重要文化財 古四王神社本殿（こしおうじんじゃ ほんでん）

室町時代末期の元亀元年（1570）建立。飛騨の匠、甚兵衛の作と伝わる。各種様式を巧みに組み合わせ、独自の技法を合わせた独特の意匠を持つ。こけら葺の屋根、せり出した深い軒先の反りの美しさ、組み物、彫刻の美しさに目を奪われる。県内初の国指定文化財。



国指定名勝 池田氏庭園（いけだし ていえん）



42,000 m²の広大な敷地内に、明治末期から大正時代の初め頃に築かれた池泉回遊式庭園。県内初の鉄筋コンクリート工法により大正時代に建築された白亜の洋館が建つ。高さ4m、傘の直径4mの国内最大級の大型雪灯籠は見る物すべてに驚きと感動を与える。



体系区分別一覧

| 文化財分類一覧 | | 国指定 | 国登録 | 県指定 | 県記録 | 市指定 |
|---------|----------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 有形文化財 | 建造物 | 1 | 2 | 2 | | 7 |
| | 美術工芸品 歴史・考古資料等 | 2 | | 27 | | 87 |
| 無形文化財 | 芸能・工芸技術 | | | | | 1 |
| 有形民俗文化財 | 衣装、道具など当時の生活や生業の様子を伝えるもの。 | | | | | 21 |
| 無形民俗文化財 | 唄、踊り（民俗芸能）、習わし、しきたり（風俗習慣）等 | 1 | | 2 | 1 | 14 |
| 記念物 | 史跡 （遺跡、貝塚、都城跡など） | 1 | | 4 | | 10 |
| | 名勝 （美しい庭園や山などの風景） | 1 | | | | 1 |
| | 天然記念物 （貴重な動物、植物鉱石など） | | | 4 | | 34 |
| 小 計 | | 6 | 2 | 39 | 1 | 175 |

| | | |
|-------|---------------------------|-----|
| 埋蔵文化財 | 土の中に埋もれている昔の人々の生活の跡を示すもの等 | 465 |
|-------|---------------------------|-----|

※文化財：人類の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に護り伝えられてきた、歴史や伝統、文化の理解に欠かすことができない貴重な財産。

市指定第 137 号 遮光器土偶他一括（しゃこうきどぐう）

星宮遺跡出土（大仙市横堀字星宮）



縄文時代晩期の考古資料の優秀品として、平成 16 年にドイツで開催された日本古典で展示されました。星宮遺跡からは、県内初の弥生時代と推定される水田遺構を検出。遮光器土偶は圃場整備対応の発掘調査時、平成 9 年 10 月に出土。

目 標

先に示した内容を踏まえ、課題解決に向けた環境目標および環境指標を以下のとおり定めます。

環境目標 先人から受け継いだ歴史と文化を守る。

環境指標

① 歴史的・文化的環境を守ります。

| 項 目 | 基準（平成 20 年度） | 目標（平成 30 年度） |
|--------|--------------|--------------|
| 市指定文化財 | 175 | 180 |

施策の方向

先に示した環境目標及び環境指標の達成に向けて、施策の方向を定め、総合的・計画的に各種の施策・事業を展開します。

■環境目標

先人から受け継いだ歴史と文化を守る。

■施策の方向

① 歴史的・文化的資源の保全と活用

② 郷土意識の醸成と新たな文化の創出



1 歴史的・文化的資源の保全と活用

- ・有形、無形の歴史的、文化的な遺産を将来の世代に継承するとともに、新たな文化の創造を支援します。
- ・周辺の自然環境との調和を図るとともに、創造性豊かな香り高い郷土づくりを進めます。
- ・将来の世代が誇りをもって歴史と文化を語られるような環境づくりに努めます。

| 主な取り組み項目（事業内容） | 担当課 |
|--|--------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保全 ・伝統芸能、行事の育成支援 ・継続的な資料等の収集保存と調査 | 文化財保護課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・花火伝統文化継承事業の推進 | 総合政策課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史や文化に配慮した土地利用の推進 | 都市計画課 |

2 郷土意識の醸成と新たな文化の創出

- ・指定文化財の保護や市民参加による文化的特色を活かしたまちづくりを進めるため、文化財の保全活動を行う市民や各種団体への支援や文化財ボランティアの育成を推進します。
- ・文化財に対する市民意識の高揚を図り、市民参加による文化的特色を活かしたまちづくりを進めるため、文化財の愛護活動を推進します。
- ・市内の各文化財施設での展示、イベント、また発掘現場や文化財巡り等、文化財保護に対する市民理解を深める活用・啓発事業を推進します。
- ・守り伝えられてきた生活文化を中心とした伝統文化を振興するため、地域継承活動における環境づくりや人材育成等を支援します。

| 主な取り組み項目（事業内容） | 担当課 |
|---|--------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・文化財愛護団体の育成 ・文化財保護活動の推進 ・文化財活用、啓発事業 | 文化財保護課 |

市民・事業者の取り組み

■市民

- 周辺の自然や景観などに配慮した建築に努めましょう。
- 地域の歴史・文化の保全と継承に努めましょう
- 歴史的なまち並みや建物の保存に協力しましょう。
- 郷土の歴史や文化を自主的に学び合いましょう。
- 郷土のお祭りなど、郷土芸能の伝承に取り組みましょう。

■事業者（業者別）

<オフィス事務等>

- 周辺の自然や景観などに配慮した建築に努めましょう。
- 地域の歴史・文化の保全と継承に努めましょう。
- 年中行事や伝統芸能の保存に積極的に協力しましょう。
- 歴史的なまち並や建物の保存に協力しましょう。
- 地域文化の振興に協力しましょう。

<建設業>

- 周辺の自然や景観などに配慮した資源の採掘に努めましょう。
- 環境に配慮した建築に努めましょう。



第5節 地球温暖化対策

現状と課題

近年、地球規模の環境問題が顕在化しています。「オゾン層破壊」「地球温暖化」「酸性雨」「森林の減少」「砂漠化」「野生生物の種の減少」「海洋汚染」「有害廃棄物の越境移動」「開発途上国の公害問題」。これら9つが地球環境問題と呼ばれており、これらの影響や原因は国境を越えて相互かつ複雑に関連していることから、国際的な連携による取り組みが求められています。中でも人類の生存基盤に関わる問題として早急な対策が必要とされているのが「地球温暖化」です。

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象で、地球の気温が上昇することで気候が変化し、生命を育んできた大気の均衡が崩れることを言います。

温暖化については様々な原因が考えられていますが、その中でも主な要因とされているのが、人間活動によって増え続けている二酸化炭素などの「温室効果ガス」の増加です。温室効果ガスが現在の速度で排出された場合、温暖化が進んで21世紀中には世界の気候システムに多くの変化を引き起こすであろうと考えられています。その規模は現状の予想を超えて大きくなる可能性が高く、世界規模で取り組まなければいけない喫緊の問題と言えます。

本市の状況

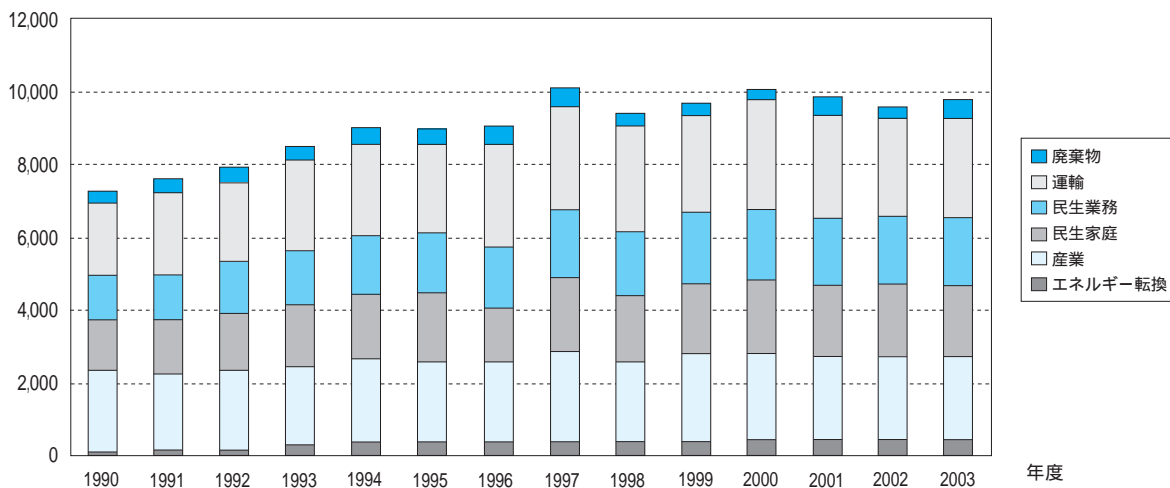
温室効果ガスの排出量の削減は、行政の対応のみで解決できるものではありません。市民、事業者、行政が主体的に一体となって取り組むことにより、温室効果ガス排出の少ない環境のやさしい社会が実現されます。

自然の機能を活かした、エネルギーの消費の少ない環境へ配慮したまちづくりをしなければなりません。温暖化は地球規模の問題であるため、目に見えて成果が上がるものではありません。しかし、市民・事業者・行政の全てが一体となり、日々の暮らしの中から問題を改善しなければ効果を上げることはできません。ごみの減量、大気汚染など様々な対策を進めるほかにも、住民全員の意識改革を進めるべく、温暖化対策に対する知識を広く周知していく必要があります。

また、市民、事業者の理解を得、行動を促すために、様々な機会を捉えて情報提供などの啓発を行うとともに、各主体のそれぞれの取り組みが必要です。

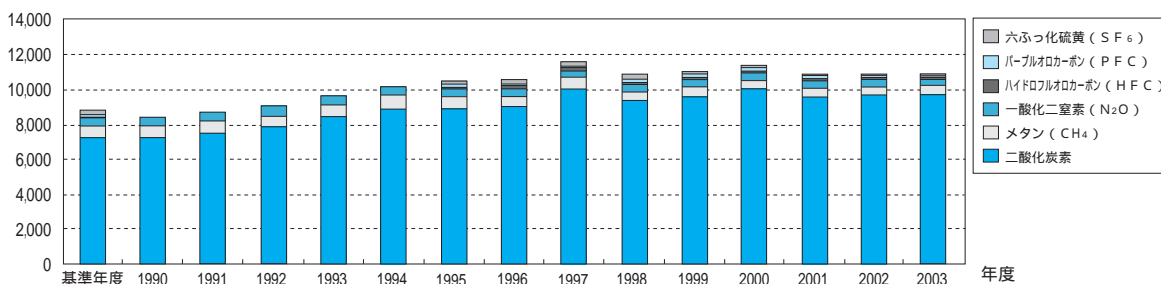
秋田県における二酸化炭素排出量の推移

(単位：千トン - CO₂)



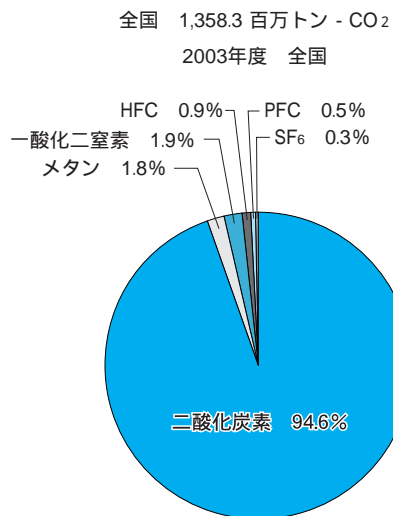
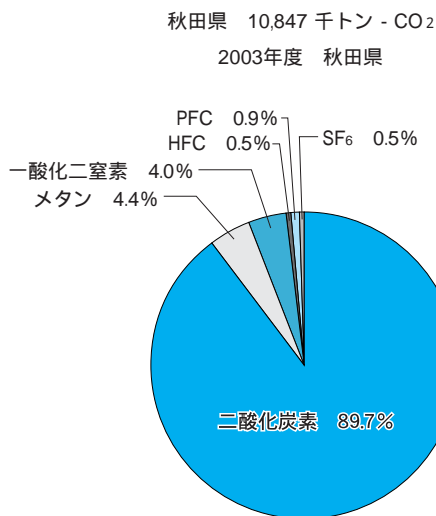
秋田県における温室効果ガス排出量の推移

(単位：千トン - CO₂)



基準年度における排出量は、CO₂、CH₄、N₂Oは1990年度、HFC、PFC、SF₆は1995年度の値

温室効果ガスの総排出量及び構成比





目 標

先に示した内容を踏まえ、課題解決に向けた環境目標および環境指標を以下のとおり定めます。

環境目標 地域から温暖化を防ぐ。

環境指標

- ① 市の施設から排出される温室効果ガスの削減（－ 10%）を目指します。

| 項 目 | 基準（平成 18 年度） | 目標（平成 30 年度） |
|---------------------|---------------------------|-----------------------------------|
| CO ₂ 排出量 | 20,800t - CO ₂ | 18,720t - CO ₂ （－ 10%） |

- ② 市所有における低公害車両の導入を進めます。

| 項 目 | 基準（平成 18 年度） | 目標（平成 30 年度） |
|-----|-------------------|--------------------|
| 所有数 | 14%（64 台 / 455 台） | 30%（120 台 / 400 台） |

※低公害車：電気自動車、CNG（圧縮天然ガス）自動車、メタノール自動車、ハイブリット自動車や低燃費かつ低排出ガス認定車

施策の方向

先に示した環境目標及び環境指標の達成に向けて、施策の方向を定め、総合的・計画的に各種の施策・事業を展開します。

■環境目標

地域から温暖化を防ぐ。

■施策の方向

① 地球温暖化防止対策の推進

② その他地球環境保全対策の推進

1 地球温暖化防止対策の推進

- ・市役所も1事業者という立場から「大仙市役所地球温暖化対策実行計画」に示した通り、事務事業における温室効果ガス排出量を抑制します。
- ・低公害車両の普及を促進するために啓発を行います。
- ・地域から地球温暖化防止に取り組むため、各家庭で実施できる省エネ活動の普及啓発をします。
- ・事業所活動で発生する温室効果ガスを削減するため、事業所で実施できる省エネ活動の普及啓発をします。
- ・市が所有する公用車に低公害型車両の導入を進めます。
- ・森林の有する公益的機能（水源の涵養など）を有効に発揮させるため、森林施業に伴う間伐や植林などの適正な維持管理を推進します。

| 主な取り組み項目（事業内容） | 担当課 |
|---|------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市役所の事業活動による温室効果ガス排出量の抑制 ・低公害車両の普及啓発 ・新エネルギー導入の推進 ・省エネ活動普及広報 | 環境課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・低公害車両の導入推進（公用車） | 管財課 環境課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の推進 （森林整備計画・特定間伐等促進計画等の推進） | 農林振興課 |

2 その他地球環境保全対策の推進

- ・大仙市の酸性雨（雪）の実態を把握するため、測定調査を行います。
- ・道路環境の向上を図るため、透水性舗装の整備を推進します。

| 主な取り組み項目（事業内容） | 担当課 |
|---|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・酸性雨（雪）調査 | 環境課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・透水性舗装の整備 | 道路河川課 |



市民・事業者の取り組み

■市民

- 買い物の際は、マイバッグ（買い物袋）を持参しましょう。
- 紙コップなどの使い捨て商品は、なるべく使用をさけましょう。
- ごみの分別をきちんと行いましょう。
- 生ごみは、電気式生ごみ処理機で堆肥化して再利用しましょう。
- エコマークなどの環境配慮型商品を優先的に購入しましょう。
- 詰め替えや再利用できる商品を積極的に購入しましょう。
- 排水口に食用油は流さないようにしましょう。
- 米のとぎ汁は浴槽の掃除などに利用しましょう。
- 洗濯などに風呂の残り湯を利用しましょう。
- 就寝前や外出時は電気製品の主電源を切りましょう。
- 室温は、夏は 28℃、冬は 20℃ を目安に設定しましょう。
- 冷蔵庫には食品を詰め込みすぎず、効率的に使用しましょう。
- 停車中のアイドリングストップを心がけましょう。
- ノーマイカーデーを実践しましょう。
- 公共交通機関、自動車、徒歩による移動を心がけましょう。
- 空ぶかし、急発進・急加速はしないようにしましょう。

■事業者（業者別）

<オフィス事務等>

- 昼休みなど休憩時間は消灯しましょう。
- 使用していない部屋やトイレは消灯しましょう。
- 夏季はクールビズ、冬季はウォームビズに取り組みましょう。
- 退社時には電気機器の主電源を切りましょう。
- 包装紙やダンボールなどの分別を徹底しましょう。
- コピー用紙はすぐに廃棄せず、再活用しましょう。
- エレベーターはなるべく使用せず、階段を利用しましょう。
- 電子メールなどを利用し、ペーパーレス化を進めましょう。
- 通勤にはバスや電車などの公共交通機関を利用しましょう。
- ノーマイカーデーを実践しましょう。
- 荷物を運ぶ際は、積載効率の高い営業用トラックを利用しましょう。
- 自動車を運転する際は、エコドライブを心がけましょう。
- 配送には、鉄道や海運を積極的に利用しましょう。

第3部 計画編

第3章

参加

「環境について考え、実践するまち」

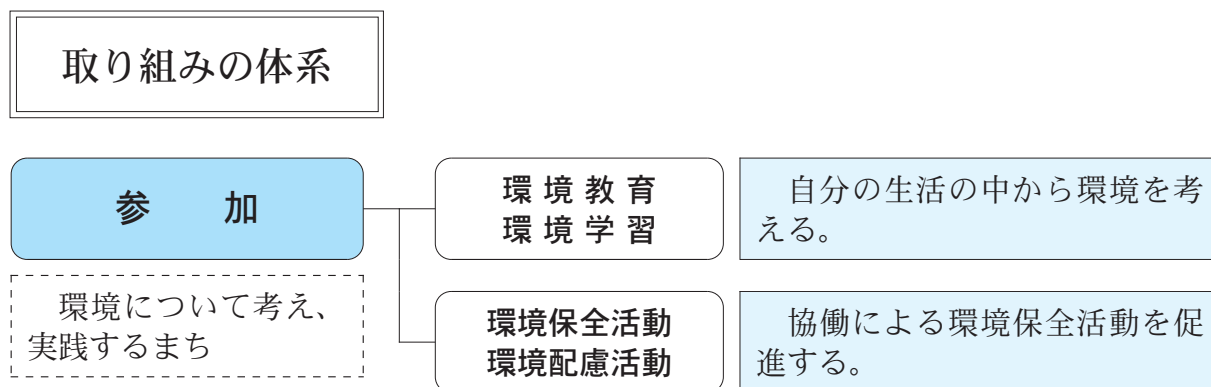
第1節 環境教育・環境学習

第2節 環境保全活動・環境配慮対策



豊かな自然環境や快適な生活環境を守っていくためには、一人ひとりが人と自然の関わりについて理解を深め、環境保全に配慮した望ましい行動がとれる人間性を養うことが必要とされます。このため、身近な地域の環境についての学習や豊かな自然環境の中での様々な体験活動を通して、自然の大切さを学ぶなど各種の取り組みを行う必要があります。環境に対する意識の向上を目指し、わかりやすい環境情報の提供や環境学習の機会を充実していくとともに、学校教育や地域の保全活動を通して環境教育を積極的に推進する必要があります。

また、様々な立場の主体が複雑に関係している今日、社会を構成する市民、事業者、行政の各主体が環境に対する共通の認識を持ち、それぞれの役割分担のもとに互いに連携、協力しながら対応していく仕組みづくりが必要となっています。



第1節 環境教育・環境学習

現状と課題

現在、世界中で問題となっている環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動に伴う環境への負荷が大きな原因となっています。

その問題を解決するためには、一人ひとりが身近な「生活環境」「地球環境」について学び、理解を深めることができること、そして環境を考え、必要性を感じ取ることができる心を育てることが非常に重要になってきます。

環境教育・環境学習は、誰かに既成の価値観を教え込まれるのではなく、自らが実践して価値観を形成することが大切です。ただ学習に参加してもらうだけでなく、参加者自らが問題解決に向けた解答を得て、そして意思決定に参画できる能力を引き出していくためのアプローチが必要だといえます。

本市の状況

学校においては、社会科・理科・総合的な学習の時間などをはじめとして、動植物の飼育や栽培、清掃美化などを通して環境への取り組みが行われています。自然とのふれあいを通して、環境を大切にすることを育てる体験型学習が実施されているほか、児童会・生徒会活動として、空き缶などの回収も実施されており、環境教育は学校教育全体を通して幅広く実施されています。さらに、「大仙市中学生サミット」を開催し、「REVO（レボ）プロジェクト」と題して、市内小・中学校が足並みをそろえて、リサイクルやエコに関連した活動を展開しています。

また、消費者教育の一環として「エコチャレンジ」、「環境家族宣言」などによる参加実践型の環境学習、さらに「環境展」、「稚魚の放流」などの環境関連イベントが実施されているほか、「クリーンアップ」などの清掃活動も各種団体が実施しています。

環境への関心の高まりの中、企業においてもグリーン購入（環境への負荷の少ない商品やサービスを購入すること）や化学物質対策など、環境問題を意識した取り組みが広がっており、従業員に対する環境教育を実施する企業も増えつつあります。しかしながら、取り組む企業は大規模な企業に多く見られるのが実状であり、中小企業においてはまだまだ少ない状況にあります。

多くの学習機会が提供されていますが、より多くの方々が、身近な地域において、自主的に環境保全活動に取り組むことができるような、多彩で取り組みやすい学習メニューを提供する必要があります。

※「REVO」とは、「Recycle（リサイクル）」「Eco（エコ）」「Volunteer（ボランティア）」の頭文字からつくった造語。



目 標

先に示した内容を踏まえ、課題解決に向けた環境目標および環境指標を以下のとおり定めます。

環境目標 自分の生活の中から環境を考える。

環境指標

① 各主体別の参加型生活環境改善事業の参加を促し、環境への認識を深める。

| 項 目 | 基準（平成 20 年度） | 目標（平成 30 年度までの延べ） |
|--------------------------|--------------|-------------------|
| 子どもエコチャレンジ 小学校 4 年生 | 655 人 | 7,000 人 |
| ワンデイ・エコチャレンジ 一般市民・事業者 | — | 25,000 人・1,000 ヲ所 |
| 環境家族宣言 一般市民 | 300 世帯 | 3,000 世帯 |

施策の方向

先に示した環境目標及び環境指標の達成に向けて、施策の方向を定め、総合的・計画的に各種の施策・事業を展開します。

■環境目標

自分の生活の中から環境
を考える。

■施策の方向

① 環境情報の整備と提供

② 環境学習の推進

③ 人材育成の推進

1 環境情報の整備と提供

- ・各種環境保全団体や学校などの取り組み情報を広報などを通じて市民にわかりやすく提供します。また、環境保全団体等との環境情報のネットワーク化を推進します。

| 主な取り組み項目（事業内容） | 担当課 |
|----------------|-----|
| ・環境情報の広報等による提供 | 環境課 |

2 環境学習の推進

- ・関係機関と協力して、環境学習を行う体制を整備します。
- ・環境問題への正しい理解と認識を深めるため、子ども・一般世帯・事業者を対象とした事業を継続・強化します。
- ・身近な自然とのふれあいを深めるため、自然観察会などを開催します。
- ・環境問題を地域づくりの一環として捉え、各種環境学習講座の開催を検討します。

| 主な取り組み項目（事業内容） | 担当課 |
|---|-----------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・参加型環境学習推進事業 (子どもエコチャレンジ、 ワンデイ・エコチャレンジ、環境家族宣言など) ・自然観察会などの開催 ・環境学習講座などの開催 | 環境課 学校教育課 生涯学習課 |

3 人材育成の推進

- ・環境学習に係る指導者の育成を推進します。
- ・市民団体等の環境保全活動の支援と指導者の育成を図ります。

| 主な取り組み項目（事業内容） | 担当課 |
|---|-----------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・野外環境学習活動の推進 ・市民団体などによる緑地保全の推進 | 環境課 学校教育課 生涯学習課 |



市民・事業者の取り組み

■市民

- 自然の重要性に関する理解に努めましょう。
- 自然とのふれあいに努めましょう。
- 自然を守るためのマナーの徹底に努めましょう。
- 環境に関する情報収集や理解に努めましょう。
- 環境学習に積極的に参加しましょう。

■事業者（業者別）

<オフィス事務等>

- 自然の重要性に関する理解に努めましょう。
- 職場における環境教育を行いましょ。
- 環境学習に積極的に参加しましょ。

平成20年6月・大曲中学校が「エネルギー教育実践校」に指定

※経済産業省・資源エネルギー庁

学校におけるエネルギー教育の推進を目的に、「エネルギー教育実践校事業」を実施しています。この事業は、特色のあるエネルギー教育に意欲的・継続的に取り組む全国の小学校、中学校、高等学校等を「エネルギー教育実践校」として指定して、3年間にわたり様々な環境学習や活動を行うものです。

エネルギー教育を学校全体の学習活動の中に位置付け、家庭や地域社会等との連携のもとに多様な実践に意欲的に取り組みエネルギー教育の広がりや質的な向上を目指すものです。

※全国で12校（中学校）が実践校に指定、東北では大曲中学校1校

本市教育委員会・大曲中学校・大曲南中学校が「新しい環境教育の在り方に関する調査研究事業」（平成20～21年度）に指定

※文部科学省

平成14年12月、国連において「持続可能な開発の教育10年」（ESD）の議決が全会一致で採択されました。日本においても実施計画が策定され、教育分野でも環境への取り組みが求められています。こうした状況を受けて、文部科学省は、全国で7地域27校を指定し（秋田県では本市のみ指定）、新しい環境教育の在り方に関する調査研究をスタートさせました。各中学校では次の研究課題を設定し、調査研究を進めています。

- 大曲中学校：「地球をいたわり、資源の大切さを考えることのできる
環境教育の実践の研究」
- 大曲南中学校：「自然とこどもの心を未来につなぐ
環境教育の実践についての研究」

第2節 環境保全活動・環境配慮対策

現状と課題

近年の環境問題は複雑多岐にわたっており、その解決には市民、事業者、行政が環境保全に対して担うべき役割を理解し、各主体が進んで自主的な行動を起こすことが求められています。そのため環境保全団体や指導者を育成するとともに、活動の場の確保やネットワークづくりなどにより活性化することが重要です。また、環境保全団体の育成を図るとともに、市民と事業者と協働した負荷の少ない環境づくりを進めるための施策が必要です。

さらに、各主体の参加により、環境問題にとどまらない様々な問題を地域や社会の中で自律的に改善し、持続可能な社会を多面的に構築していく力にもつながります。地球温暖化対策、循環型社会の形成、生物多様性の保全をはじめとする今日私たちが直面する課題は、こうした自発的な取り組みを必要としています。法に定める基本理念に基づき、また、地球温暖化対策その他の課題への取り組みの確固たる基盤とするべく、環境保全活動を支援し、環境保全の意欲の増進のための活動を促進する施策を講じていく必要があります。

本市の状況

本市は、中心部に商業・業務機能が集積した中心市街地が形成され、それを取り囲むように住宅地が展開し、さらにその外周を農地や樹林地、河川などの田園・自然環境が取り囲むという構造を形成しています。

集約的な市街地の形成は、市民生活の利便性の向上に資するとともに、市街地周辺部については、豊かな自然環境を保全しながら、主に農林業の振興の場としての土地利用を図り、市民の憩いの場やレクリエーションの場としての有効活用が期待されている地域でもあります。

自然環境が調和し、地域の特性に応じた土地利用を進めることが重要であり、開発行為等を実施するにあたっては、良好な自然景観や風格のある歴史・文化景観、周辺環境と調和のとれたまちなみなどに配慮を求めていくとともに、環境への影響を可能な限り低減するための適切な措置を講じていく必要があります。



目 標

先に示した内容を踏まえ、課題解決に向けた環境目標及び環境指標を以下のとおり定めます。

環境目標 協働による環境保全活動を促進する。

環境指標

① 農地・水・環境保全向上対策に取り組む団体数を増やします。

| 項 目 | 基準（平成 20 年度） | 目標（平成 30 年度） |
|---------------|--------------|--------------|
| 農地・水・環境保全取組団体 | 123 団体 | 150 団体 |

※農地・水・環境保全取組団体：農地や農業用水路等の保安全管理などに取り組む団体

② 河川環境保全活動に取り組む団体数を増やします。

| 項 目 | 基準（平成 20 年度） | 目標（平成 30 年度） |
|---------------|--------------|--------------|
| （仮称）河川環境美化倶楽部 | 17 団体 | 30 団体 |

※河川環境美化倶楽部：地域や環境の問題に対する深い関心と改善する意欲を持ち、自発的に河川などの水辺環境の保全・創造する活動を実践する市民や団体等

施策の方向

先に示した環境目標及び環境指標の達成に向けて、施策の方向を定め、総合的・計画的に各種の施策・事業を展開します。

■環境目標

協働による環境保全活動を促進する。

■施策の方向

① 環境に配慮した自主的行動の推進

② 市民、事業者の自主的活動の支援

③ 市民、事業者、行政の連携の推進

1 環境に配慮した自主的行動の推進

- ・市民が日常生活において取り組むことのできる環境保全活動に関する各種情報を提供します。
- ・環境に配慮したライフスタイルの見直しを図るための機会を確保し、市民に対する積極的な普及を図ります。
- ・事業所におけるエコオフィスなどの環境に配慮した取り組みを推進します。
- ・地域の環境美化活動や農村環境保全など、市民や事業者によるボランティア活動への自主的な参加を推進します。
- ・循環型社会を形成していくため、市民、各種団体、及び事業者等のごみ減量化、再利用、再資源化に向けた自主的な取り組みを推進します。

| 主な取り組み項目（事業内容） | 担当課 |
|---|--------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動に関する情報提供 ・ごみ減量化、再利用、再資源化の推進 | 環境課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動の推進（農村環境保全・河川環境保全など） | 環境課 農林振興課 道路河川課 都市計画課 |

2 市民、事業者の自主的活動の支援

- ・ごみの減量化対策の一環として、各家庭から出される生ごみの堆肥化等の利活用を推進します。また、食品事業者における飼料化等による生ごみの利活用を推進します。
- ・ごみの再資源化を推進するため、自主的に資源ごみを回収する町内会など各種地域団体の育成支援を行います。
- ・各家庭や食品事業者等から排出される廃食油の利活用について、自主的に取り組む各種団体や事業者等の育成支援を行います。
- ・地域における環境保全活動の実践者やリーダーなどの育成支援をします。
- ・農地や水辺などの環境保全と質の向上を図ることを目的に、地域の環境保全活動への支援を行います。

| 主な取り組み項目（事業内容） | 担当課 |
|--|--------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ利活用の推進 ・資源ごみ集団回収団体の育成支援 ・廃食油利活用の推進 | 環境課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動団体及びリーダーの育成支援 ・環境保全活動への支援（農村環境保全・河川環境保全など） | 環境課 農林振興課 道路河川課 都市計画課 |



3 市民、事業者、行政の連携の推進

- ・協働によるまちづくりを進めるため、地域の特性や資源を活かした安心して暮らせる住みよい地域づくりや、身近な問題を地域で解決する様々な地域活動を支援するなど、地域コミュニティの形成を推進します。
- ・雄物川流域の水質保全、廃棄物問題など、広域的な取り組みが必要な課題については、周辺自治体などと連携し、市域を越えたパートナーシップを図ります。
- ・日常生活や事業活動における環境負荷の低減を図るため、「環境配慮指針」に基づき、市民や事業者の環境に配慮した行動を誘導・促進します。

| 主な取り組み項目（事業内容） | 担当課 |
|--|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> ・住民が参加する環境保全活動の機会の充実 ・周辺自治体、関係機関との連携 ・環境保全活動の協働実施 ・環境における地域づくり、まちづくりの推進 ・環境配慮指針の推進と情報等の共有化 | 環境課 |

市民・事業者の取り組み

■市民

- 自然環境の保全に努めましょう。
- 地域の歴史、文化の保全と継承に努めましょう。
- 日常的にできる環境保全活動の実践に努めましょう。
- 地域などで行う環境保全活動への参加、協力を努めましょう。

■事業者（業者別）

<オフィス事務等>

- 自然環境保全活動への参加、協力を努めましょう。
- 地域の歴史・文化の保全と継承に努めましょう。
- 環境に関する協力活動への貢献に努めましょう。
- 職場における環境保全活動の実践に努めましょう。
- 地域などで行う環境保全活動への参加・協力を努めましょう。

<農林業>

- 森林の有効活用と交流の推進に努めましょう。

第4部 計画取組編

第1章

環境配慮指針

第1節 基本的な考え方

第2節 日常生活における環境配慮指針

第3節 事業活動における環境配慮指針



第1章

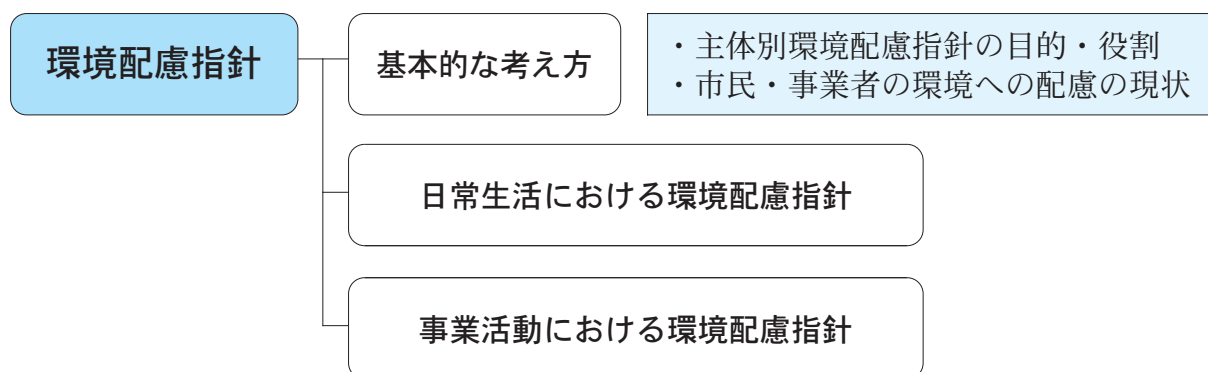
環境配慮指針

人と動植物を取り巻く今日の環境事情は、人の社会経済活動による環境への負荷の増大により、自然的環境まで失われつつある状況となっています。このような状況は市民生活や事業活動にも密接に関係し、すべての人々に関わる問題であり、健康を守り良好な生活環境を保全し、さらに持続的な環境を将来に引き継いでいくため、社会経済活動のあり方や生活様式を見直す必要があります。このためには、自ら環境の保全等のための取り組みを進める必要があります。

この環境配慮指針は、計画に沿って環境の保全等に努めて頂くための具体的な指針であり、計画に基づき、市民や事業者の方々がそれぞれの立場で、環境保全に向けた取り組みを率先して実行していくための行動指針です。

持続可能な発展を実現するためには、市民、事業者、行政の各主体が、それぞれの活動の中に環境に対する配慮を組み込むことで、環境への負荷を減らすとともに、環境の保全を進めていくことが不可欠です。ここでは各主体が環境に対して配慮すべき事項や、またその配慮の手法について示します。

取り組みの体系



第1節 基本的な考え方

主体別環境配慮指針の目的・役割

環境基本計画に掲げる目標を達成するためには、先の「計画編」で示した環境施策の推進と合わせて、計画を担う市民、事業者一人ひとりが、環境に配慮した行動に主体的・積極的に取り組んでいくことが重要です。

また、今日の環境問題の発生要因の多くは、私たちの日常生活や事業活動に伴う環境への負荷が大きく起因しており、少ないものへと転換していく必要があります。

本章では、市民が日常生活を営むうえで、また、事業者が事業活動を行っていくうえで、できる限り環境に配慮した行動を実践するためのガイドラインとして「主体別環境配慮指針」を示します。

市民・事業者の環境への配慮の現状

「環境問題に関する意識調査（平成20年6月、市民500人、事業者100社）」の結果によると、市民において、環境配慮につながる活動として、「電気の節約、資源ゴミ分別、再生品・詰め替え品の利用、ごみ量削減」については80%以上の方が取り組んでいるとの回答がありました。しかし、「マイカー利用の自粛、環境保全活動への参加」については、実施率が低く、今後の配慮が必要となります。

また、事業者においては、環境保全活動の実施状況について、「消灯や冷暖房の使用自粛などの省エネ、水の節約」などの実施率が高く、「自然光などを活用した建築物、風力・太陽光発電など自然エネルギー利用」などの設備投資が必要な項目については低い取り組み結果となりました。

こうした中で、「改善が必要な環境問題」について、「自然環境の破壊、水質の汚染、地球温暖化、ごみ問題」を回答した方が多く、市民や事業者の環境保全に対する意識の高さが、本市における特徴の一つとなっています。今後もさらに、市民・事業者の環境への関心を高めるとともに、各主体の自主的な活動を推進し、協働した環境への取り組みが必要です。



市民アンケート結果

■環境保全につながる取り組みについて

| 項目 | 取組状況 | 実施している 時々実施している | 実施しようと 考えている | 実施しない |
|--------------|------|--------------------|-----------------|-------|
| 買い物袋の持参 | | 59.5% | 22.5% | 17.9% |
| マイカー利用の自粛 | | 39.7% | 18.7% | 41.6% |
| 水の節約 | | 74.8% | 18.7% | 6.5% |
| 環境に優しい製品の購入 | | 54.2% | 34.7% | 11.1% |
| 電気の節約 | | 82.1% | 13.0% | 5.0% |
| ガスの節約 | | 77.5% | 16.4% | 6.1% |
| 資源ごみの分別 | | 92.4% | 6.5% | 1.1% |
| 再生品・詰め替え品の利用 | | 87.4% | 10.3% | 2.3% |
| ごみ量の削減 | | 80.9% | 15.3% | 3.8% |
| 環境保全活動への参加 | | 36.6% | 31.3% | 32.1% |
| 清掃活動 | | 59.9% | 18.3% | 21.8% |

■改善すべき環境問題について

| 項目 | 割合 |
|---------|-------|
| 自然環境の破壊 | 13.0% |
| 大気環境の汚染 | 5.7% |
| 水質の汚濁 | 12.5% |
| 騒音問題 | 4.1% |
| 振動問題 | 5.3% |
| 景観の悪化 | 6.0% |
| 地球温暖化 | 17.9% |
| ごみ問題 | 23.4% |
| エネルギー問題 | 10.8% |
| その他 | 1.3% |

■行政に望むことについて

| 項目 | 割合 |
|----------------------|-------|
| 条例による規制強化 | 9.4% |
| 環境保全を目的とした市民団体へのサポート | 18.1% |
| 市民との対話 | 12.8% |
| 市民に向けた環境情報の提供 | 24.0% |
| 市の率先した環境保全活動 | 12.2% |
| 環境について学習する場の提供 | 23.1% |
| その他 | 0.4% |

事業者アンケート結果

■環境保全活動の実施状況について（省エネルギー関連）

| 項目 | 取組状況 | 実施している | 実施しようと 考えている | 実施しない |
|----------------------|------|--------|-----------------|-------|
| 消灯や冷暖房の使用自粛などの省エネ | | 89.2% | 9.2% | 1.5% |
| 電化製品などの省エネ型機器への切り替え | | 38.5% | 52.3% | 9.2% |
| 自然光などを活用した建築物 | | 13.8% | 33.8% | 52.3% |
| 風力・太陽光発電など自然エネルギー利用 | | 3.1% | 30.8% | 66.2% |
| エネルギーの高効率利用（廃熱利用等） | | 7.7% | 33.8% | 58.5% |
| 低公害車の導入 | | 21.5% | 49.2% | 29.2% |
| 自動車の使用自粛（公共交通機関利用等） | | 7.7% | 36.9% | 55.4% |
| アイドリングストップ等のエコドライブ実施 | | 55.4% | 33.8% | 10.8% |
| 水の節約 | | 73.8% | 18.5% | 7.7% |
| 雨水などの水道水以外の水の利用 | | 16.9% | 33.8% | 49.2% |

配慮指針の実行によって見込まれる効果

① 日常生活における環境配慮指針と指針の実行により効果の見込まれる環境項目

| 環境配慮指針 | 環境項目 | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|--------|----------|-------|------------|-------------|------------|--------|-------------|-----------|-------------|-----------------|
| | ① 大気環境 | ② 水・土壌環境 | ③ 廃棄物 | ④ 資源・エネルギー | ⑤ 自然環境・生物環境 | ⑥ 自然の公益的機能 | ⑦ 生活環境 | ⑧ 歴史的・文化的環境 | ⑨ 地球温暖化対策 | ⑩ 環境教育・環境学習 | ⑪ 環境保全活動・環境配慮対策 |
| (1) 買物をするときに | | | ■ | ■ | | | | | ■ | | |
| ○必要な物を必要な分だけ買うように努める。 | | | ■ | ■ | | | | | ■ | | |
| ○エコマーク製品などの環境に配慮した製品の購入に努める。 | | | ■ | ■ | | | | | ■ | | |
| ○ごみの排出が少ない買物に努める。 | | | ■ | | | | | | | | |
| (2) 電気、水、ガスなどを使うときに | | ■ | | ■ | | | | | ■ | | |
| ○電気の節約に努める。 | | | | ■ | | | | | ■ | | |
| ○水道水の節約に努める。 | | | | ■ | | | | | | | |
| ○水の有効利用に努める。 | | | | ■ | | | | | | | |
| ○生活雑排水の抑制に努める。 | | ■ | | | | | | | | | |
| ○ガス・灯油などの節約に努める。 | | | | ■ | | | | | ■ | | |
| (3) ごみを処理するときに | | | ■ | ■ | | | | | | | |
| ○ごみの減量に努める。 | | | ■ | ■ | | | | | | | |
| ○リサイクルに努める。 | | | ■ | ■ | | | | | | | |
| ○ごみの適正な処理に努める。 | | | ■ | | | | | | | | |
| (4) 外出するときに | ■ | ■ | ■ | ■ | | | ■ | ■ | | | |
| ○低公害型車両などの環境への負荷の少ない車の利用に努める。 | ■ | | | ■ | | | ■ | ■ | | | |
| ○環境に配慮した運転（エコドライブ）に努める。 | ■ | | | ■ | | | ■ | ■ | | | |
| ○必要以上の車の利用を控えるように努める。 | ■ | | | ■ | | | | ■ | | | |
| ○マナーを守り、街の美化に努める。 | | | ■ | | | | ■ | | | | |
| (5) 家の建築や管理をするときに | | ■ | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| ○周辺の自然や景観などに配慮した建築に努める。 | | | | | | | | ■ | | ■ | |
| ○自然エネルギーの利用などの環境に配慮した建築に努める。 | | | | ■ | | | | | ■ | | |
| ○汚水や排水の適正な処理に努める。 | | ■ | | | | | | | | | |
| ○家の庭や周辺などの緑化に努める。 | | | | | ■ | | ■ | ■ | | ■ | |
| (6) 近隣公害をなくすために | | | | | | | ■ | | | | |
| ○車などからの騒音の防止に努める。 | | | | | | | ■ | | | | |
| ○家庭からの騒音・振動の防止に努める。 | | | | | | | ■ | | | | |
| ○家庭からの悪臭の防止に努める。 | | | | | | | ■ | | | | |
| (7) 自然を守り、歴史・文化を育むために | | | ■ | | ■ | ■ | | ■ | | ■ | ■ |
| ○自然の重要性に関する理解に努める。 | | | | | ■ | ■ | | | | ■ | |
| ○自然とのふれあいに努める。 | | | | | ■ | | | | | ■ | |
| ○自然を守るためのマナーの徹底に努める。 | | | ■ | | ■ | | | | | ■ | |
| ○里山などの保全に努める。 | | | | | ■ | | | | | | ■ |
| ○地域の歴史・文化の保全と継承に努める。 | | | | | | | | ■ | | | ■ |
| (8) 環境への意識を高め、取組を実践するために | | | | | | | | | ■ | ■ | ■ |
| ○環境に関する情報の収集や理解に努める。 | | | | | | | | | ■ | | |
| ○環境学習の場への参加に努める。 | | | | | | | | | ■ | | |
| ○日常的にできる環境保全活動の実践に努める。 | | | | | | | | | | ■ | |
| ○地域などで行う環境保全活動への参加・協力を努める。 | | | | | | | | | ■ | | ■ |



② オフィス事務等における環境配慮指針と、指針の実行により効果の見込まれる環境項目

| 環境項目 | ① 大気環境 | ② 水・土壌環境 | ③ 廃棄物 | ④ 資源・エネルギー | ⑤ 自然環境・生物環境 | ⑥ 自然の公益的機能 | ⑦ 生活環境 | ⑧ 歴史的・文化的環境 | ⑨ 地球温暖化対策 | ⑩ 環境教育・環境学習 | ⑪ 環境保全活動・環境配慮対策 |
|---------------------------------|--------|----------|-------|------------|-------------|------------|--------|-------------|-----------|-------------|-----------------|
| (1) 事務用品などを購入するときに | | | ■ | ■ | | | | | ■ | | |
| ○エコマーク製品などの環境に配慮した事務用品の購入に努める。 | | | ■ | ■ | | | | | ■ | | |
| ○ごみの排出が少ない事務用品に努める。 | | | ■ | | | | | | | | |
| (2) 電気、水、ガスなどを使うときに | | | | ■ | | | | | ■ | | |
| ○電気・ガスなどの節約に努める。 | | | | ■ | | | | | ■ | | |
| ○水道水の節水や水の有効利用に努める。 | | | | ■ | | | | | | | |
| (3) ごみを処理するときに | ■ | ■ | ■ | ■ | | | ■ | | ■ | | |
| ○ごみの減量に努める。 | | | ■ | ■ | | | | | | | |
| ○リサイクルに努める。 | | | ■ | ■ | | | | | | | |
| ○ごみの適正な処理に努める。 | ■ | ■ | ■ | | | | ■ | | ■ | | |
| (4) 車を利用するときに | ■ | | | ■ | | | ■ | | ■ | | |
| ○低公害型車両などの環境への負荷の少ない車の利用に努める。 | ■ | | | ■ | | | ■ | | ■ | | |
| ○環境に配慮した運転（エコドライブ）に努める。 | ■ | | | ■ | | | ■ | | ■ | | |
| ○必要以上の車の利用を控えるように努める。 | ■ | | | ■ | | | | | ■ | | |
| (5) 事務所などの建築や管理をするときに | | ■ | | ■ | ■ | ■ | | ■ | ■ | | ■ |
| ○周辺の自然や景観などに配慮した建築に努める。 | | | | | | | | ■ | | | ■ |
| ○自然エネルギーの利用などの環境に配慮した建築に努める。 | | | | ■ | | | | | ■ | | |
| ○雨水などの浸透に配慮した敷地の管理に努める。 | | | | ■ | ■ | | | | | | |
| ○汚水や排水の適正な処理に努める。 | | | | | | | | | | | |
| ○敷地内や周辺などの緑化に努める。 | | ■ | | | ■ | | | | ■ | | ■ |
| ○屋外照明の適正な使用に努める。 | | | | | ■ | | | | | | ■ |
| (6) 近隣公害をなくすために | | | | | | | ■ | | | | |
| ○社用車両からの騒音・振動の防止に努める。 | | | | | | | ■ | | | | |
| ○工場・事業場からの騒音・振動の防止に努める。 | | | | | | | ■ | | | | |
| ○工場・事業場からの悪臭の防止に努める。 | | | | | | | ■ | | | | |
| (7) 自然を守り、歴史・文化を育むために | | | | | ■ | ■ | | ■ | | ■ | ■ |
| ○自然の重要性に関する理解に努める。 | | | | | ■ | ■ | | | | ■ | |
| ○自然環境に配慮した事業活動に努める。 | | | | | ■ | ■ | | | | | ■ |
| ○自然環境保全活動への参加・協力を努める。 | | | | | ■ | | | | | | ■ |
| ○里山などの保全への参加・協力を努める。 | | | | | ■ | | | | | | ■ |
| ○地域の歴史・文化の保全と継承に努める。 | | | | | | | | ■ | | | ■ |
| (8) 地球環境を守るために | ■ | ■ | ■ | ■ | | ■ | ■ | | ■ | | ■ |
| ○二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努める。 | | | | ■ | | ■ | | | ■ | | |
| ○フロン排出防止に努める。 | | | ■ | | | | | | ■ | | |
| ○地球環境に配慮した事業活動に努める。 | ■ | ■ | | | | | ■ | | ■ | | ■ |
| (9) 環境への意識を高め、取組を実践するために | | | | | | | | | | ■ | ■ |
| ○職場における環境教育に努める。 | | | | | | | | | | ■ | |
| ○環境学習の場への参加に努める。 | | | | | | | | | | ■ | |
| ○職場における環境保全活動の実践に努める。 | | | | | | | | | | | ■ |
| ○地域などで行う環境保全活動への参加・協力を努める。 | | | | | | | | ■ | | | ■ |
| ○環境に配慮した事業活動を行うための体制や仕組の整備に努める。 | | | | | | | | | | | ■ |

③ 市における環境配慮指針と、指針の実行により特に効果の見込まれる環境項目

| 環境配慮指針 | 環境項目 | | | | | | | | | | |
|------------------------------|--------|----------|-------|------------|-------------|------------|--------|-------------|-----------|-------------|-----------------|
| | ① 大気環境 | ② 水・土壌環境 | ③ 廃棄物 | ④ 資源・エネルギー | ⑤ 自然環境・生物環境 | ⑥ 自然の公益的機能 | ⑦ 生活環境 | ⑧ 歴史的・文化的環境 | ⑨ 地球温暖化対策 | ⑩ 環境教育・環境学習 | ⑪ 環境保全活動・環境配慮対策 |
| (1) 日常業務を行うときに | ■ | | ■ | ■ | | | | | ■ | ■ | ■ |
| ○庁舎などにおけるエネルギー使用量の削減に努める。 | | | | ■ | | | | | ■ | | |
| ○資源の有効利用に努める。 | | | | ■ | | | | | ■ | | |
| ○ごみの発生を抑制し、リサイクルに努める。 | ■ | | ■ | ■ | | | | | | | |
| ○市有車における環境への負荷の低減に努める。 | | | | ■ | | | ■ | | ■ | | |
| ○環境に配慮した事務用品の購入（グリーン購入）に努める。 | | | ■ | ■ | | | | | ■ | | |
| ○職員の環境保全意識の向上に努める。 | | | | | | | | | | ■ | ■ |
| (2) 公共事業などを行うときに | | | ■ | ■ | | | ■ | | ■ | ■ | ■ |
| ○公共事業における環境への負荷の低減に努める。 | | | ■ | ■ | | | ■ | | ■ | ■ | ■ |
| ○イベント事業における環境への負荷の低減に努める。 | | | ■ | | | | | | | | |



第2節 日常生活における環境配慮指針

1. 買い物をするときに

□必要な物を必要な分だけ買うように努める。

- ・計画的に買うようにしましょう。
- ・不要な物は買わないようにしましょう。
- ・家族などで話し合い、重複して買わないようにしましょう。

□エコマーク製品などの環境に配慮した製品の購入に努める。

- ・エコマークやグリーンマークなどの環境ラベリング製品を優先しましょう。
- ・ノートやトイレトーパーなどは、再生紙を使用した製品を優先しましょう。
- ・電化製品やOA機器などは、省エネルギータイプの製品を優先しましょう。
- ・冷蔵庫やエアコンなどは、特定フロンを使用していない、脱フロン型の製品を優先しましょう。
- ・野菜や果物などの食材は、地元で生産されたものを優先しましょう。
- ・環境に配慮した商品を優先しましょう。

□ごみの排出が少ない買い物に努める。

- ・買い物袋（マイバッグ）を持参しましょう。
- ・紙コップや紙皿などの使い捨て商品は、できるだけ使用しないようにしましょう。
- ・食品トレイやパックなどを使っていない、簡易包装の商品を優先しましょう。
- ・修理体制や交換部品が充実しているなど、長く使用することができる製品を優先しましょう。
- ・シャンプーや洗剤などは、詰め替え可能な商品を優先しましょう。
- ・ばら売りや量り売りをしている商品を優先しましょう。

2. 電気・水・ガスなどを使うときに

□電気の節約に努める。

- ・ 不要な照明は消しましょう。
- ・ 電化製品や OA 機器を使用しない時は、スイッチをこまめに切りましょう。
- ・ 電化製品や OA 機器を長時間使用しない時は、主電源を切りましょう。
- ・ エアコンのフィルターは、こまめに掃除しましょう。
- ・ 掃除機のフィルターや集じん袋は、こまめに掃除しましょう。
- ・ 電灯は、こまめに掃除しましょう。
- ・ 白熱灯よりも省エネルギータイプの蛍光灯を使用しましょう。
- ・ 冷暖房の設定温度は、夏は 28℃、冬は 20℃ を目安にしましょう。
- ・ 冷蔵庫の開閉回数を少なくしましょう。
- ・ 冷蔵庫には適量を整理して入れましょう。
- ・ 熱い食品などを冷蔵庫に入れるときには、冷ましてから入れましょう。
- ・ 電気ポットよりも魔法瓶を使用するようにしましょう。

□水道水の節水に努める。

- ・ 歯磨き、洗顔、シャワー、洗車をする時は、水を流しっぱなしにしないようにしましょう。
- ・ 食器を洗う時や洗濯は、必要以上の水の使いすぎに、注意しましょう。
- ・ トイレは、水の流量を調節したり、2 度流しをやめ節水に心掛けましょう。

□水の有効利用に努める。

- ・ 風呂の残り湯は、洗濯水などに利用しましょう。
- ・ 植木への水まきや洗車などには、雨水を有効に利用しましょう。

□生活雑排水の抑制に努める。

- ・ 食用油は使い切るようにして、廃油は流さないようにしましょう。
- ・ 食器や鍋などは、汚れを拭き取ってから洗いましょう。
- ・ 三角コーナーに水切りネットなどを付け、調理くずを流さないようにしましょう。
- ・ 洗剤は、環境に影響の少ない分解性の高い製品を適量使用し、漂白剤は、塩素系ではなく酸素系のものを使用しましょう。



□ガス・灯油の節約に努める。

- ・お湯を沸かすときは、必要以上に沸騰させないようにしましょう。
- ・ガスコンロは、火が外へ大きくはみ出さないように使用しましょう。
- ・風呂には、できるだけ家族が続けて入るようにしましょう。
- ・浴槽にはフタをして、お湯を冷めにくくしましょう。

3. ごみを処理するときに

□ごみの減量に努める。

- ・食材は、無駄なく利用するようにしましょう。
- ・生ごみは、コンポスト容器などを使用して、堆肥として利用しましょう。
- ・生ごみは、水を良く切ってから出しましょう。
- ・衣料品は、ほころびを繕ったり、リフォームするなどして長く使いましょう。
- ・電化製品は、部品の交換や修理に出すなどして長く使いましょう。
- ・不要になったものは、知人に譲ったり、バザーやフリーマーケットに出しましょう。

□リサイクルに努める。

- ・ビール瓶などのリターナブル瓶は、販売店に返却しましょう。
- ・缶、瓶、ペットボトル、新聞、段ボールなどは資源回収日に出しましょう。
- ・子供会などが実施している集団回収などのリサイクル活動に参加・協力しましょう。
- ・食品トレイや牛乳パックなどの分別回収に協力しましょう。

□ごみの適正な処理に努める。

- ・ごみは、決められた方法で決められた回収日に出しましょう。
- ・特定フロンなどを使用している製品（冷蔵庫、ルームエアコンなど）を廃棄するときは、専門の回収業者に依頼しましょう。
- ・ごみステーションやごみの集積所は、地域で協力して清掃、管理しましょう。



4. 外出するときに

□低公害車型車両などの環境への負荷の少ない車の利用に努める。

- ・ハイブリッド自動車などの低公害車、又は、低燃費・低排出ガス車などの環境への負荷の少ない車を優先的に購入、利用しましょう。

□環境に配慮した運転（エコドライブ）に努める。

- ・不必要なアイドリングは止めましょう。
- ・急発進、急加速、空ぶかしは止めましょう。
- ・駐停車中は、エンジンを切りましょう。
- ・トランクを整理し、不必要な荷物は載せないようにしましょう。
- ・車内の冷暖房は、適正な温度設定で使用しましょう。
- ・日常的にできる車の点検、整備を励行しましょう。

□必要以上の車の利用を控えるように努める。

- ・必要以上の車の利用を控え、できるだけ公共交通機関を利用しましょう。
- ・近距離へ外出する時は、徒歩や自転車を利用しましょう。

□マナーを守り、街の美化に努める。

- ・ペットの糞は、飼い主がきちんと始末しましょう。
- ・たばこの吸殻や空き缶などのポイ捨てはやめましょう。

5. 家の建築や管理をするときに

□周辺の自然や景観などに配慮した建築に努める。

- ・周辺の自然や景観などを損なわないように配慮して建築しましょう。
- ・隣家の日照条件などに配慮して建築しましょう。

□自然エネルギーの利用などの環境に配慮した建築に努める。

- ・断熱性や通風性などに配慮して建築しましょう。
- ・太陽熱利用機器（ソーラーシステム）や太陽光発電の導入を進めましょう。
- ・自然の光を有効に利用した建築をしましょう。
- ・環境への負荷の少ない建築資材などを採用しましょう。

□汚水や排水の適正な処理に努める。

- ・下水道や農業集落排水施設が整備された地域では、速やかに接続しましょう。
- ・下水道の未整備区域では、合併処理浄化槽を設置しましょう。
- ・合併処理浄化槽などは、定期的に清掃、点検しましょう。

□家の庭や周辺などの緑化に努める。

- ・生垣の設置や庭木の植栽、鉢植えなどの緑化をしましょう。
- ・落ち葉などを堆肥化して、緑化に利用しましょう。
- ・庭の緑は、隣家や通行人の迷惑にならないように管理しましょう。
- ・空き地などは、隣家や通行人の迷惑にならないように所有者が管理しましょう。



6. 近隣公害をなくすために

□車などからの騒音の防止に努める。

- ・ 不必要なアイドリングは止めましょう。
- ・ 急発進、急加速、空ぶかしは止めましょう。
- ・ 駐停車中は、エンジンを切りましょう。

□家庭からの騒音・振動の防止に努める。

- ・ 住宅機器（テレビ、ステレオ、電話など）を使う時は、音量に注意しましょう。
- ・ エアコンの室外機は、設置場所に注意しましょう。
- ・ ピアノなど楽器を弾くときには、時間帯に注意しましょう。
- ・ ペットの鳴き声による近所への迷惑に注意しましょう。

□家庭からの悪臭の防止に努める。

- ・ ペットを飼うときは、糞尿をきちんと処理しましょう。
- ・ ごみの焼却はやめましょう。

7. 自然を守り、歴史・文化を育むために

□自然の重要性に関する理解に努める。

- ・家の周りに生息、生育する動植物について調べ、理解を深めましょう。
- ・家の周りの自然について調べ、「環境マップ」などを作りましょう。
- ・自然の持つ公益的機能（大気浄化、水源涵養など）について理解を深めましょう。

□自然とのふれあいに努める。

- ・市や環境活動団体などが開催する自然観察会などに参加しましょう。
- ・山や川に出かけるなどして、自然に親しむようにしましょう。

□自然を守るためのマナーの徹底に努める。

- ・植物や昆虫などは大切に扱い、むやみに持ち帰らないようにしましょう。
- ・外来種や、本来地域に生息しない植物、魚、昆虫などを放さないようにしましょう。
- ・野生生物を傷つけないため、釣り糸はきちんと後始末をしましょう。
- ・山や川に出かけた時は、ごみをきちんと持ち帰りましょう。

□里山などの保全に努める。

- ・里山などの身近な自然の管理に参加・協力しましょう。
- ・環境活動団体などが実施する自然保護活動に参加・協力しましょう。
- ・自然保護や緑化に関する基金や募金などに協力しましょう。

□地域の歴史・文化の保全と継承に努める。

- ・地域の歴史や文化について調べ、理解を深めましょう。
- ・地域に伝わる風習などについて調べ、理解を深めましょう。
- ・地域の祭りや郷土芸能などに参加・協力しましょう。
- ・地域の歴史や文化を守り、はぐくむまちづくりに参加・協力しましょう。



8. 環境への意識を高め、取り組みを実践するために

□環境に関する情報の収集や理解に努める。

- ・新聞やインターネットなどで環境問題に関する情報を集め、理解を深めましょう。
- ・私たちの日常生活と環境問題との関わりについて、理解を深めましょう。
- ・環境問題について、家族や友人などで話し合ひましょう。

□環境学習の場への参加に努める。

- ・市や環境活動団体などが開催する環境学習会などに参加しましょう。
- ・グループなどを作って、環境学習会を開催しましょう。

□日常的にできる環境保全活動の実践に努める。

- ・家の周りや身近な公園などの清掃を行いましょ。う。
- ・環境家計簿などを付けましょ。う。

□地域などで行う環境保全活動への参加・協力を努める。

- ・市や環境活動団体などが実施する環境保全活動に参加しましょ。う。
- ・地域で実施する環境保全活動に参加しましょ。う。
- ・環境保全のための基金や募金などに協力しましょ。う。

第3節 事業活動における環境配慮指針

1. 事務用品などを購入するときに

□環境に配慮した事務用品の購入に努める。

- ・エコマークやグリーンマークなどの環境ラベリング製品を優先しましょう。
- ・コピー用紙や封筒などは、再生紙を使用した古紙配合率の高い製品を優先しましょう。
- ・OA 機器や電化製品は、省エネルギータイプの製品を優先しましょう。
- ・冷蔵庫やエアコンなどは、特定フロンを使用していない脱フロン型の製品を優先しましょう。

□ごみの排出が少ない事務用品の購入に努める。

- ・リサイクルが可能な素材を使用した製品を優先しましょう。
- ・簡易包装の商品を優先しましょう。
- ・トナーカートリッジや洗剤などは、詰め替え可能な製品を優先しましょう。

2. 電気、水、ガスなどを使うときに

□電気・ガスなどの節約に努める。

- ・不要な照明は消しましょう。
- ・電化製品や OA 機器を使用しない時は、スイッチをこまめに切りましょう。
- ・電化製品や OA 機器を長時間使用しない時は、主電源を切りましょう。
- ・電化製品や OA 機器は、定期的な清掃や点検を行いましょ。
- ・省エネルギータイプの照明機器を採用しましょう。
- ・エレベータなどの利用を控え、できるだけ階段を利用しましょう。
- ・冷暖房の設定温度は、夏は 28℃、冬は 20℃ を目安にしましょう。
- ・冷暖房効果を高めるため、ブラインドを有効に利用しましょう。
- ・事業活動に伴う排熱などの未利用エネルギーを有効に利用しましょう。
- ・職場のエネルギー使用量を把握し、省エネルギーの目標を定めて実行しましょう。

□水道水の節水や水の有効利用に努める。

- ・手洗いや社用車両の洗車の時は、水を流し放しにしないようにしましょう。
- ・雨水を溜め、植木への水まきや洗車などに利用しましょう。
- ・トイレは、水量調整ネジなどにより、水の流量を調節しましょう。



3. ごみを処理するときに

□ごみの減量に努める。

- ・両面印刷や両面コピーを励行しましょう。
- ・使用済の片面用紙の裏面を再利用しましょう。
- ・印刷物や会議資料を印刷する時は、必要最小限の部数にしましょう。
- ・電子メールなどを有効に利用し、ペーパーレス化を進めましょう。
- ・書類などは、個人配布から職場内回覧に転換しましょう。
- ・OA 機器や電化製品は、部品の交換や修理に出すなどして長く使いましょう。

□リサイクルに努める。

- ・職場におけるごみの分別回収を徹底しましょう。
- ・使用済のファイルや封筒などは、再利用しましょう。
- ・不要になった事務用品などは、バザーやフリーマーケットに出しましょう。

□ごみの適正な処理に努める。

- ・ごみは、排出事業者の責任において適正に処理しましょう。
- ・特定フロンなどを使用している製品（冷蔵庫、ルームエアコンなど）を廃棄するときは、専門の回収業者に依頼しましょう。

4. 車を利用するときに

□低公害型車両などの環境への負荷の少ない車の利用に努める。

- ・社用車は、ハイブリット自動車などの低公害車、又は、低燃費・低排出ガス車などの環境への負荷の少ない車を優先的に導入、利用しましょう。

□環境に配慮した運転（エコドライブ）に努める。

- ・不必要なアイドリングは止めましょう。
- ・急発進、急加速、空ぶかしは止めましょう。
- ・駐停車中は、エンジンを切りましょう。
- ・トランクを整理し、不必要な荷物は載せないようにしましょう。
- ・車内の冷暖房は、適正な温度設定で使用しましょう。
- ・日常的にできる車の点検、整備を励行しましょう。

□必要以上の車の利用を控えるように努める。

- ・必要以上の車の利用を控え、できるだけ公共交通機関を利用しましょう。
- ・近距離へ外出する時は、徒歩や自転車を利用しましょう。

5. 事務所などの建築や管理をするときに

□周辺の自然や景観などに配慮した建築に努める。

- ・周辺の自然や景観などを損なわないように配慮して建築しましょう。
- ・日照条件などの周辺住宅の生活環境に配慮して建築しましょう。
- ・看板などを設置する時は、景観や周辺住宅などに配慮して設置しましょう。

□自然エネルギーの利用などの環境に配慮した建築に努める。

- ・断熱性や通風性などに配慮して建築しましょう。
- ・太陽熱利用（ソーラーシステム）や太陽光発電の導入を進めましょう。
- ・自然の光を有効に利用した建築をしましょう。
- ・環境への負荷の少ない建築資材を採用しましょう。

□雨水などの浸透に配慮した敷地の管理に努める。

- ・駐車場などは、浸透性舗装にしましょう。

□汚水や排水の適正な処理に努める。

- ・下水道が整備された区域は、速やかに接続しましょう。
- ・下水道の未整備区域は、合併処理浄化槽を設置しましょう。
- ・合併処理浄化槽などは、定期的に清掃、点検しましょう。

□敷地内や周辺の緑化に努める。

- ・敷地内や周辺の緑化を進めましょう。
- ・落ち葉などを堆肥化して、緑化に利用しましょう。

□屋外照明の適正な使用に努める。

- ・光害を防止するため、屋外照明を使用する時は、時間帯、場所、照明方法に配慮しましょう。



6. 近隣公害をなくすために

□社用車両からの騒音・振動の防止に努める。

- ・ 不必要なアイドリングは止めましょう。
- ・ 急発進、急加速、空ぶかしは止めましょう。
- ・ 駐停車中は、エンジンを切りましょう。
- ・ トラックなどの大型車を使用する時は、周囲への騒音や振動に注意しましょう。
- ・ 荷さばきなどを行うための適正な駐車スペースを確保しましょう。

□工場・事業場からの騒音・振動の防止に努める。

- ・ 防音、防振型の機器や施設を整備しましょう。
- ・ 低騒音、低振動型の機器を採用しましょう。

□工場・事業場からの悪臭の防止に努める。

- ・ 防臭装置や密閉性の高い施設を整備しましょう。

7. 自然を守り、歴史・文化を育むために

□自然の重要性に関する理解に努める。

- ・事業所周辺の自然環境の特性や動植物の生息、生育について調べ、理解を深めましょう。
- ・自然の持つ公益的機能（大気浄化、水源涵養など）について理解を深めましょう。

□自然環境に配慮した事業活動に努める。

- ・事業所内や周辺の動植物を保全しましょう。
- ・市などが実施する自然環境保全の取り組みに協力しましょう。

□自然環境保全活動への参加・協力を努める。

- ・市や環境活動団体が開催する自然観察会などに参加しましょう。
- ・自然とふれあうレクリエーション事業を開催しましょう。

□里山などの保全への参加・協力を努める。

- ・環境活動団体などが実施する自然保護活動に参加・協力しましょう。
- ・地域における緑化運動に参加・協力しましょう。
- ・自然保護や緑化に関する基金や募金などに協力しましょう。

□地域の歴史・文化の保全と継承に努める。

- ・地域の祭りや郷土芸能などに参加・協力しましょう。
- ・地域の歴史や文化を守り、はぐくむまちづくりに参加・協力しましょう。

8. 地球環境を守るために

□二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努める。

- ・工場や事業場における省エネルギー対策や新エネルギーの導入を進めましょう。
- ・製品の生産や輸送過程において、温室効果ガスの排出を抑制しましょう。
- ・二酸化炭素の吸収源としての森林の保全や創出に参加・協力しましょう。

□フロンの排出防止に努める。

- ・フロンを使用しない製品の開発、製造を進めましょう。
- ・特定フロンなどを使用している製品（冷蔵庫、ルームエアコンなど）を廃棄するときは、専門の回収業者に依頼しましょう。

□地球環境に配慮した事業活動に努める。

- ・地球温暖化防止などに関する環境保全技術の開発を進めましょう。



9. 環境への意識を高め、取り組みを実践するために

□職場における環境教育、環境学習の場への参加に努める。

- ・環境に関する情報を社員に提供しましょう。
- ・社員向けの環境保全に関する研修会などを開催しましょう。
- ・社員の環境保全に関する講演会などへの参加を支援しましょう。
- ・市や環境活動団体が開催する環境保全活動などに参加しましょう。

□職場における環境保全活動の実践に努める。

- ・敷地周辺の清掃などの環境保全活動を実践しましょう。

□地域などで行う環境保全活動への参加・協力を努める。

- ・市や環境活動団体が実施する環境保全活動に参加・協力しましょう。
- ・地域で実施する環境保全活動に参加・協力しましょう。
- ・環境保全のための基金や募金などに協力しましょう。

□環境に配慮した事業活動を行うための体制や仕組の整備に努める。

- ・環境に配慮した事業活動を行うための行動マニュアルや指針などを作成し、実行しましょう。
- ・環境保全を行うための担当部署や責任者を設置しましょう。
- ・ISO14001などの環境管理システムを導入しましょう。
- ・事業活動における環境への影響を把握し、環境への負荷を低減するため、ライフサイクルアセスメントを導入しましょう。
- ・PRTR制度に基づき、化学物質の適正な管理を行うとともに、削減目標を定めて実行しましょう。
- ・会社の環境に関する情報を広く公表しましょう。

第 5 部 資料編



1. 計画策定体制

(1) 大仙市環境審議会

大仙市環境審議会は、大仙市環境基本条例第18条に基づき設置された、学識経験者や各種団体の代表者などから構成された本市における環境保全に関する基本的事項について審議する市長の諮問機関です。

市長から諮問をうけ、計画の基本的な考え方や内容について総合的に検討されました。

大仙市環境審議会名簿

| 区分 | 氏名 | 所属等 |
|-----|---------|---------------------------------|
| 会長 | 寺 邑 能 實 | 大曲仙北医師会 |
| 副会長 | 柳 原 忠 幸 | 旧協和町環境審議会会長 |
| 委員 | 佐 藤 守 | 大仙警察署 |
| 委員 | 田 中 公 児 | 仙北地域振興局福祉環境部 環境指導課 |
| 委員 | 黒 澤 明 夫 | 秋田県自然保護指導員 |
| 委員 | 高 柳 智 史 | 大曲青年会議所理事長 |
| 委員 | 柴 田 鉄 雄 | 大曲環境衛生推進協議会連合会会長 |
| 委員 | 佐々木 宗 輔 | 元神岡町収入役 |
| 委員 | 武 藤 豊 | 神岡自治連合会 |
| 委員 | 伊 藤 晴 康 | 薬剤師 |
| 委員 | 小笠原 慶 子 | 西今泉婦人部長 |
| 委員 | 高 橋 篤 美 | リサイクル施設経営者 |
| 委員 | 高 橋 トモ子 | 秋田県リサイクルリーダー 秋田県地球温暖化防止活動推進員 |
| 委員 | 今 野 シオ子 | 協和農村生活研究会長 |
| 委員 | 出 雲 光 好 | 神岡南外商工会南外支所経営課長 |
| 委員 | 佐々木 タヨ子 | 南外地域協議会委員 |
| 委員 | 高 橋 節 子 | 消費者代表 |
| 委員 | 佐 藤 力 哉 | 建設コンサルタント会社代表 |
| 委員 | 杉 原 庄 閱 | 旧太田町元職員 |
| 委員 | 大信田 則 子 | 消費者代表 |

※所属等は就任時

(2) 大仙市環境調整会議

大仙市環境調整会議は、副市長を委員長とし関係部局長等で構成された、本計画の推進等を目的として設置している庁内組織です。

大仙市環境調整会議設置要綱

(設置)

第1条 大仙市環境基本条例（平成17年大仙市条例第22号）第8条第1項に規定する大仙市環境基本計画を推進するため、大仙市環境調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大仙市環境基本計画の推進に関すること。
- (2) その他大仙市環境基本計画に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 調整会議の委員は、副市長、教育長、各部長、議会事務局長、教育次長、市立大曲病院事務長及び水道局長の職にある者とする。

2 調整会議に、会長及び副会長を置き、会長には市長が指定する副市長、副会長には市民生活部長の職にある者をもって充てる。

3 会長は、調整会議を代表し、調整会議を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 調整会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が会議の議長となる。

(事務局)

第5条 調整会議の事務局を市民生活部環境課内に置き、事務局長及び幹事を置く。

2 事務局長は、環境課長の職にある者をもって充てる。

3 幹事は、会長の指名する職員をもって充てる。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成17年6月27日訓令第110号）

この訓令は、平成17年6月27日から施行する。

附 則（平成18年4月1日訓令第25号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日訓令第17号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。



2. 計画策定経過

(1) 大仙市環境基本計画・行動計画策定経過

| | |
|-----------|-------------------|
| 平成 20 年 | |
| 6 月 2 日 | 第 1 回大仙市環境調整会議 |
| 6 月 5 日 | 第 1 回大仙市環境審議会 |
| 6 月 25 日 | 市民・事業者アンケート調査 |
| 6 月 27 日 | 第 1 回大仙市環境調整会議幹事会 |
| 6 月 30 日 | 第 1 回大仙市環境調整会議分科会 |
| 7 月 25 日 | 第 2 回大仙市環境調整会議分科会 |
| 8 月 5 日 | 第 3 回大仙市環境調整会議分科会 |
| 9 月 9 日 | 第 4 回大仙市環境調整会議分科会 |
| 9 月 18 日 | 第 5 回大仙市環境調整会議分科会 |
| 9 月 30 日 | 第 6 回大仙市環境調整会議分科会 |
| 10 月 6 日 | 第 2 回大仙市環境調整会議幹事会 |
| 11 月 25 日 | 第 3 回大仙市環境調整会議幹事会 |
| 11 月 28 日 | 第 2 回大仙市環境審議会 |
| 平成 21 年 | |
| 1 月 14 日 | 第 3 回大仙市環境審議会 |
| 2 月 2 日 | 第 2 回環境調整会議 |
| 2 月 16 日 | 議員全員協議会 |
| 2 月 23 日 | 第 4 回大仙市環境審議会 |
| 3 月 | 大仙市環境基本計画・行動計画策定 |

(2) 市民・事業者の意識調査結果

環境に対する意識調査（平成 20 年 6 月）を実施し、市民・事業者の環境に対する意識調査を行いました。

アンケート調査方法と回収状況

| 項目 | 市民 | 事業者 |
|------|----------------------------|----------------------------------|
| 対象 | 無作為抽出による市民 (成人男女) 500 人 | 従業員の多い方から等間隔抽出 による市内事業者 100 社 |
| 調査方法 | 郵送による配布・回収 | 郵送による配布・回収 |
| 有効回答 | 52.4% | 65% |

3. 大仙市環境基本条例

平成17年3月22日

条例第22号

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全に関する基本的施策等（第7条—第17条）

第3章 環境審議会（第18条—第23条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号。以下「法」という。）の精神にのっとり、環境の保全について基本理念を定め、市及び事業者並びに市民の責務を明らかにするとともに、市が実施する環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の減少その他地球全体又は広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、すべての者の福祉と健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生じることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、広く市民が健康で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるとともに、その環境が将来にわたり市民に継承されるように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、人と自然とが健全に共生していくことを旨として行われなければならない。
- 3 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的な資源循環型社会を構築することを旨とし、すべての者が公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域における事業活動及び日常生活が、ひいては地球全体の環境に影響を及ぼすことに鑑み、すべての者の事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な計画を策定し、これを実施する責務を有する。

- 2 市は、自ら行う施策の実施に際し、環境への負荷の低減及び影響に配慮し、環境の保全に努めなければならない。
- 3 市は、広域的な取組みが必要とされる環境の保全に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。



(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策等

(施策の基本方針)

第7条 市が実施する環境保全に関する施策は、地域の自然的、歴史的、文化的な特性に配慮するとともに、各種の施策相互の有機的な連携を図り、次に掲げる事項に配慮しながら総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいが保たれること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用の推進並びに必要な技術等の活用を図ること。
- (5) 環境の保全を効率的かつ効果的に推進するため、市、市民及び事業者が協働することのできる社会を形成すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、大仙市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性

(2) 前号に定めるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見が反映されるよう配慮するとともに、大仙市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の実施状況等の公表)

第9条 市長は、毎年、環境の保全に関して講じた施策の実施状況等を公表するものとする。

(環境の状況把握及び情報の提供)

第10条 市は、監視、測定等の実施により環境の状況を的確に把握するとともに、環境の保全に関する必要な情報を随時収集し、これを適切に市民に提供するよう努めなければならない。

(環境の保全に関する教育及び学習の振興等)

第11条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興等の充実により、事業者及び市民の理解を深めるとともに、環境の保全に関する行動が積極的に行われるよう努力しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について、自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について、適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(環境の保全及び公害の防止に関する協定の締結)

第13条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者等と環境の保全及び公害の防止に関する協定について協議し、その締結に努めなければならない。

(誘導的措置)

第14条 市は、事業者又は市民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導することにより、環境の保全上の支障を防止するよう努めなければならない。

(指導又は助言)

第15条 市長は、環境の保全上必要があると認めるときは、事業者及び市民に対し必要な措置を講ずるよう指導し、又は必要な助言を行うことができる。

(規制の措置)

第16条 市は、公害の防止、自然環境の保全その他環境の保全上必要な規制の措置を講ずることができる。

(地球環境保全に関する施策の推進)

第17条 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等と連携し、地球環境保全に関する必要な情報及び技術の提供等を行うほか、地球環境保全に資する施策の推進に努めなければならない。

第3章 環境審議会

(設置等)

第18条 法第44条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、大仙市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 環境の保全に関する基本的事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、他の法令等の規定に基づくその権限に属する事項

3 審議会は、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第19条 審議会は、20人以内の委員で組織する。

2 委員は、環境保全に関し識見を有する者、各種団体の代表及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議は、会長が召集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第22条 環境の保全に関する専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の事項に関し学識経験を有する者の中から、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(委任)

第23条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。



4. 環境基準

●大気

1. 大気汚染に係る環境基準

| 物質 | 環境上の条件（設定年月日等） | 測定方法 |
|-----------------------------|--|---|
| 二酸化硫黄 (SO ₂) | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (48.5.16 告示) | 溶液導電率法又は紫外線蛍光法 |
| 一酸化炭素 (CO) | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 (48.5.8 告示) | 非分散型赤外分析計を用いる方法 |
| 浮遊粒子状物質 (SPM) | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 (48.5.8 告示) | 濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法 |
| 二酸化窒素 (NO ₂) | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 (53.7.11 告示) | ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法 |
| 光化学オキシダント (Ox) | 1時間値が0.06ppm以下であること。 (48.5.8 告示) | 中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法 |

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

2. 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

| 物質 | 環境上の条件 | 測定方法 |
|------------|--|--|
| ベンゼン | 1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示) | キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有使用可能とする。 |
| トリクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示) | |
| テトラクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示) | |
| ジクロロメタン | 1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20告示) | |

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

3. ダイオキシン類に係る環境基準

| 物質 | 環境上の条件 | 測定方法 |
|---------|--|--|
| ダイオキシン類 | 1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。 (H11.12.27告示) | ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。 |

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

4. 大気汚染に係る指針

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。(S51.8.13通知)



●騒音

1. 騒音に係る環境基準

環境基準は、地域の類型及び時間区分ごとに次表のとおりとする。

| 地域の類型 | 基準値 | | 該当地域 |
|-------|-------------------|-------------------|--|
| | 昼間 午前6時から午後10時 | 夜間 午後10時から午前6時 | |
| A | 55dB 以下 | 45dB 以下 | 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 |
| B | | | 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 |
| C | 60dB 以下 | 50dB 以下 | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 |

次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

| 地域の区分 | 基準値 | |
|--|-------------------|-------------------|
| | 昼間 午前6時から午後10時 | 夜間 午後10時から午前6時 |
| 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60dB 以下 | 55dB 以下 |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65dB 以下 | 60dB 以下 |
| 幹線交通を担う道路に近接する空間 （個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。） | 70dB 以下 | 65dB 以下 |

（平成10年9月30日環告64）

1. 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

●水質

1. 人の健康の保護に関する環境基準

| 項 目 | 基 準 値 |
|------------------|---------------|
| カドミウム | 0.01mg/l 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 |
| 鉛 | 0.01mg/l 以下 |
| 六価クロム | 0.05mg/l 以下 |
| 砒素 | 0.01mg/l 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/l 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 |
| PCB | 検出されないこと。 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/l 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/l 以下 |
| 1, 2-ジクロロエタン | 0.004mg/l 以下 |
| 1, 1-ジクロロエチレン | 0.02mg/l 以下 |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン | 0.04mg/l 以下 |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 1mg/l 以下 |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0.006mg/l 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.03mg/l 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/l 以下 |
| 1, 3-ジクロロプロペン | 0.002mg/l 以下 |
| チウラム | 0.006mg/l 以下 |
| シマジン | 0.003mg/l 以下 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/l 以下 |
| ベンゼン | 0.01mg/l 以下 |
| セレン | 0.01mg/l 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/l 以下 |
| ふっ素 | 0.8mg/l 以下 |
| ほう素 | 1mg/l 以下 |

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。



● 土壌

1. 土壌の汚染に係る環境汚染

| 項 目 | 環境上の条件 |
|--------------------|--|
| カドミウム | 検液 1l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満であること。 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 |
| 有機燐(りん) | 検液中に検出されないこと。 |
| 鉛 | 検液 1l につき 0.01mg 以下であること。 |
| 六価クロム | 検液 1l につき 0.05mg 以下であること。 |
| 砒(ひ)素 | 検液 1l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。 |
| 総水銀 | 検液 1l につき 0.0005mg 以下であること。 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 |
| PCB | 検液中に検出されないこと。 |
| 銅 | 農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。 |
| ジクロロメタン | 検液 1l につき 0.02mg 以下であること。 |
| 四塩化炭素 | 検液 1l につき 0.002mg 以下であること。 |
| 1, 2 -ジクロロエタン | 検液 1l につき 0.004mg 以下であること。 |
| 1, 1 -ジクロロエチレン | 検液 1l につき 0.02mg 以下であること。 |
| シス- 1, 2 -ジクロロエチレン | 検液 1l につき 0.04mg 以下であること。 |
| 1, 1, 1 -トリクロロエタン | 検液 1l につき 1mg 以下であること。 |
| 1, 1, 2 -トリクロロエタン | 検液 1l につき 0.006mg 以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 検液 1l につき 0.03mg 以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 検液 1l につき 0.01mg 以下であること。 |
| 1, 3 -ジクロロプロペン | 検液 1l につき 0.002mg 以下であること。 |
| チウラム | 検液 1l につき 0.006mg 以下であること。 |
| シマジン | 検液 1l につき 0.003mg 以下であること。 |
| チオベンカルブ | 検液 1l につき 0.02mg 以下であること。 |
| ベンゼン | 検液 1l につき 0.01mg 以下であること。 |
| セレン | 検液 1l につき 0.01mg 以下であること。 |
| ふっ素 | 検液 1l につき 0.8mg 以下であること。 |
| ほう素 | 検液 1l につき 1mg 以下であること。 |

(平成 3 年 8 月 23 日 環告 64)

●ダイオキシン類

1. ダイオキシン類に係る環境基準

| 媒体 | 基準値 |
|-------------------|-----------------------------|
| 大気 | 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 |
| 水質 (水底の底質を除く。) | 1pg-TEQ/l以下 |
| 水底の底質 | 150pg-TEQ/g以下 |
| 土壌 | 1,000pg-TEQ/g以下 |

(平成14年7月22日 環告64)

1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。



5. 用語解説

【ア】

ISO 14001 (アイ・エス・オー)

ISOは、スイスのジュネーブに本部を置く「国際標準化機構 (International Organization for Standardization)」の略称です。ここでは様々な分野で世界共通の規格・基準の設定を行っており、身近な例を挙げると「写真フィルム感度」、「非常口のシンボルマーク」、「ねじ」などがあります。ISO14001とは「環境マネジメントシステム」に関する国際標準規格です。

(→環境マネジメントシステム)

IT (アイ・ティー)

情報通信技術 (Information Technology) の略称で、インターネットやモバイル通信、ブロードバンドなどを総称して使用されています。

アスベスト

天然に産する鉱物で、防触性、耐熱性、耐薬品性などにすぐれた性質をもつことから、建築物の耐火被覆材、保温材、吸音材などに使用されています。空気中に浮遊した状態において人が吸入した場合、肺など人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。

【イ】

硫黄酸化物 (SO_x)

二酸化硫黄 (SO₂) や三酸化硫黄 (SO₃) など、硫黄と酸素の化合物の総称をいいます。

(→二酸化硫黄)

一級河川

国土保全や経済発展上の重要な河川として、国及び都道府県が管理している河川をいいます。

一酸化炭素 (CO)

炭素や炭素化合物が不十分な酸素の中で燃焼するとき生じる無色・無臭の気体をいいます。有毒であり、吸入すると血液中のヘモグロビンと結合して酸素欠乏などを起こします。主な発生源としては、ガソリンを燃料とする自動車の排出ガスがあります。

一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく産業廃棄物以外の廃棄物で、主に家庭や小規模事業所などから排出される様々なごみをいいます。また、し尿や家庭雑排水も含まれます。

(→産業廃棄物)

【エ】

エコマーク

製造や廃棄の段階における環境への負荷が少なく、使用することによる環境改善の効果が大きいなど、環境保全に役立つと認められた商品を示すマークをいいます。(財)日本環境協会が認定を行っています。

NPO（エヌ・ピー・オー）

Non-Profit Organization の略称で、環境、福祉、まちづくり、国際交流など様々な分野で社会貢献活動に取り組む民間非営利組織のことをいいます。この中で、特に環境問題に取り組んでいる団体を環境 NPO と呼びます。

【オ】

オゾン層の破壊

地球の 25km 上空にあるオゾン層は、生物にとって有害な太陽からの紫外線を吸収する作用を有しています。近年、フロンなどの影響によりオゾン層が破壊され、地上に到達する有害な紫外線の量が増加しています。このため、人の健康や生態系などに悪影響を及ぼすおそれがあり、地球環境問題の一つとされています。（→地球環境問題、フロン）

温室効果ガス

地表面から放出される赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室の効果をもつ大気の総称をいい、二酸化炭素、メタン、フロンなどがあります。近年、この温室効果ガスの増加による地球の温暖化が進んでおり、地球環境問題の一つとされています。

（→地球温暖化、地球環境問題、フロン）

【カ】

街区公園

都市計画法に基づく公園種別の一つで、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園をいいます。敷地面積は 0.25ha を標準とすると定められています。

開発途上国の公害問題

開発途上国では、急激な都市化や工業化等の進展に伴い、大気汚染や水質汚濁等の深刻な公害問題が発生しています。また、資金・技術・人材・経験等の不足により公害問題への十分な対応が行われておらず、地球環境問題の一つとされています。（→地球環境問題）

海洋汚染

海洋生物に対する害や人の健康に対する危害、海洋活動に対する障害、水質の悪化などをもたらす物質を海洋に持ち込むことをいいます。海洋汚染は、地球の表面積の約 7 割を占める海を介して周辺の国々や海域へ影響が及ぶことから、地球環境問題の一つとされています。

河川底質

川底を構成する岩や堆積物のことをいいます。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所や風呂、洗濯等に使用した水）をまとめて処理する浄化槽のことをいいます。

環境家計簿

日常生活における電気やガス、水道の使用量などから二酸化炭素の排出量を計算し、記録するための家計簿をいいます。環境家計簿をつけることを通して、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出量を減らすとともに、環境への負荷の少ない生活を実践することをめざしています。



環境基準

「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として環境基本法に基づき定められている行政上の目標です。大気汚染、水質汚濁、土壌、騒音、ダイオキシン類などについて定められています。(→**ダイオキシン類**)

環境への負荷

人が環境に与える負担のことをいいます。環境基本法では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。」と定義しています。

環境保全型農業、環境保全型林業

適切な農林業生産活動を通じて国土や環境保全に資するという観点から、農林業の有する物質循環機能を生かし、生産性の向上を図りつつ、化学肥料や農薬の使用の抑制、適正な維持・管理など環境への負荷を減らしていくことをめざした農林業をいいます。

環境マネジメントシステム (PDCA)

事業者(組織)が、環境に関する方針を定め、その方針に沿った目標と計画を策定(Plan)し、計画に基づき実施・運用(Do)を行い、目標の達成状況や計画の実施状況を点検(Check)し、計画の見直し(Action)を行うという一連の行為を実施することにより、環境への負荷の低減に継続的に取り組んでいく仕組みをいいます。

環境ラベリング製品

環境への負荷の少ない製品を選択するため、エコマークやグリーンマークなど目安となるマーク(環境ラベル)の付いた製品をいいます。(→**エコマーク**、**グリーンマーク**)

間伐

林木の健全な生育を助けるため、林木の混み具合に応じて林木の一部を伐採し、林木の密度を調節することをいいます。

【キ】

共生

本来は、生物学用語で共存する生物種間の相互作用に関する概念のことをいいます。人間も生態系の一部であり、人間の生存基盤である環境を保全していく必要があるという認識に基づき、自然と人間との間に豊かな交流を保つことにより、健全な生態系を維持・回復することができるとしています。

京都議定書

地球温暖化の原因となっている温室効果ガスを削減するため、気候変動枠組条約の締結国が交わした約束書のことをいいます。この中に国ごとの温室効果ガスの削減量が定められています。

協働

市民、事業者、行政など社会を構成する各主体が、お互いの立場と役割を相互に理解し、一つの目的に向かって、協力・連携して取り組んでいくことをいいます。

近隣公園

都市計画法に基づく公園種別の一つで、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園をいいます。敷地面積は2haを標準とすると定められています。

【ク】

グリーンマーク

古紙再生製品につけられているマークをいいます。(財)古紙再生促進センターが認定を行っています。

【コ】

公益的機能

人間の生活や健全な生態系の維持などに恩恵をもたらす様々な働きのことをいいます。

公害防止計画

環境基本法に基づき、公害が現に著しい地域や人口及び産業の急速な集中等により著しくなるおそれがある地域で、かつ公害防止に関する施策を総合的・計画的に講じる必要があると認められる地域において策定される計画をいいます。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、太陽の紫外線を吸収し、光化学反応を起こして生成される酸化性物質の総称をいいます。光化学オキシダントが原因で発生する光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、目の粘膜への刺激や呼吸への影響といった健康被害や、農作物への影響が懸念されています。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸地域その他公共の用に供する水域、また、これに接続するかんがい用水路、その他公共の用に供される水路をいいます。公共下水道などの終末処理場に接続している下水道管は除きます。

こどもエコクラブ

小中学生の環境に関する学習・活動を支援する事業です。こどもエコクラブは、数人～20人程度の仲間と活動を支える大人(サポーター)で構成され、環境学習プログラムに基づき、地域の中で楽しみながら環境に関する学習・活動を展開しています。環境省が主催し、(財)日本環境協会が事務局となって運営しています。

コンポスト

生ごみや落ち葉などを堆肥化することをいいます。コンポスト容器は、底を土に埋め、中に生ごみと土を交互に重ね入れて蓋をしておく、発酵して有機肥料となります。

【サ】

最終処分場

廃棄物は、資源化や再利用される場合を除いて最終的には大部分が埋め立てにより処分されており、この最終処分を行う施設を最終処分場といいます。最終処分場は、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるた



めの「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び「一般廃棄物最終処分場」に分類され、埋め立てる廃棄物の性状により構造基準や維持管理基準が定められています。

里山

昔から山菜等の採取や炭焼、落葉の堆肥化などに繰り返し利用されてきた自然林で、人の営みと自然が共存している地域のことをいいます。近年、自然と身近にふれあえる空間として再評価されています。

砂漠化

地球環境問題の一つで、乾燥地域などにおいて、家畜の行き過ぎた放牧、土地の能力を無視した耕作、薪炭材の過剰採集などにより土地が劣化することをいいます。(→地球環境問題)

産業型公害

産業活動に伴い発生してきた公害で、工場や事業場などからの大気汚染や水質汚濁、騒音・振動などをいいます。

産業廃棄物

事業活動に伴い排出される廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき定められた、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など 19 種類の廃棄物をいいます。

酸性雨

石油や石炭など化石燃料の燃焼により生じた硫黄酸化物 (SOx) や窒素酸化物 (NOx) が、雨に含まれ酸性の雨となって降るもので、通常 pH (水素イオン濃度) 5.6 以下の降雨を酸性雨としています。欧米では、土壌の酸性化による生態系や森林の破壊、建築物や文化財への被害が生じるなど問題となっています。酸性雨は、原因物質が国境を越えて被害を及ぼすことから、地球環境問題の一つとされています。

【シ】

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として開発・整備する区域をいいます。具体的には、既に市街地を形成している区域、及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいいます。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域をいいます。

ジクロロメタン

有機塩素化合物の一つで、無色透明で揮発性を有する可燃性の液体です。塗料の剥離材やプリント基板の洗浄剤、不燃性フィルムやゴムなどの溶剤として使用されています。吸入するとめまいや嘔吐、知覚障害をおこすなど人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。

自然エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス（木材、廃棄物等）など、自然を利用して得られるエネルギーをいいます。

住区基幹公園

都市公園を、機能、目的、利用対象などにより分類し、住民の生活行動圏域によって配置される公園をいいます。比較的小規模な公園で、街区公園、近隣公園、地区公園などが含まれます。（→街区公園、近隣公園、地区公園）

循環型社会

廃棄物などの発生を抑制し、資源やエネルギーの循環的な利用や適正な処分を図ることにより、環境への負荷を低減するシステムを持つ社会のことをいいます。

準用河川

一級河川・二級河川以外の河川のうち、市民生活上重要な河川として、市町村が指定・管理する河川をいいます。

新エネルギー

これまでの石油や石炭などの従来型エネルギーに代わる、環境への負荷が小さい新たなエネルギーの利用形態の総称をいいます。太陽光発電や風力発電などの自然エネルギーを再生する「再生可能エネルギー」、工場廃熱やごみ焼却熱を利用する「リサイクル型エネルギー」、燃料電池やコージェネレーション、クリーンエネルギー自動車などのような「従来型エネルギーの新利用形態」の3つに大別されます。

親水性

河川などにおいて、水辺に簡単に近づけたり水に触れられるなど、水に親しむことができることの機能をいいます。

透水性舗装

雨水を地下に浸透させることができる舗装をいいます。雨水流出効果や雨天時の通行性・歩行性の改善、交通騒音の低減などの特性を有しています。

森林の減少

陸地の約7分の1を占める熱帯林は、木材の供給源や野生生物の生息地、二酸化炭素の吸収源として重要な資源となっています。近年、木材生産のための森林の過剰な伐採や無秩序な耕地の拡大などにより、熱帯林を主とした森林の減少が進んでおり、地球環境問題の一つとされています。（→地球環境問題）

【ス】

水源涵養

森林が有している機能の一つで、降雨の地下浸透の助長や貯水する天然水源としての機能などをいいます。これにより、洪水の防止や渇水の緩和などの効果があります。

水素イオン濃度（pH）、水質の酸性またはアルカリ性の程度を示す単位をいいます。0から14までの値をとり、7を中性とし、それより大きいものをアルカリ性、小さいものを酸性としてい



ます。

3 R (スリーアール)

1. リデュース (ごみの発生抑制)、2. リユース (再使用)、3. リサイクル (ごみの再生利用) の優先順位で廃棄物の削減に努めるのがよいという考え方を示している。

【セ】

生物化学的酸素要求量 (BOD)

Biochemical Oxygen Demand の略称で、河川などの水中の微生物が汚染物質を分解するために必要な酸素量のことをいいます。河川の環境基準として用いられ、この数値が大きいほどその水中には汚染物質が多く水質が汚濁していることを意味します。

生物多様性

生物の間にみられる変異性を総合的に示す言葉で、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルの多様性として捉えられます。生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で健全に繁殖を続けている状態を保全することを意味します。

【タ】

ダイオキシン類

塩素を含むごみを燃焼させた場合などに発生する物質で、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるとされています。「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) の3種類をダイオキシン類と定義しており、廃棄物焼却炉などのダイオキシン類発生施設に対する規制値や、大気、河川、地下水、土壌、河川底質中における環境基準が定められています。

多自然型川づくり

国土の保全のために必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、多様な河川環境の保全や良好な自然環境の復元を可能とする川づくりをいいます。

【チ】

地球温暖化

大気中の二酸化炭素、メタン、フロンなどの温室効果ガスは、太陽光により温まった地表から放出される赤外線を吸収し、再び放射することにより、地表と大気を暖めて熱を宇宙空間に逃がしにくくしており、このようにして地球は生物の生存に適した微妙な気温に保たれています。近年、人間活動の拡大に伴い、温室効果ガスが大量に排出され、大気中の温室効果ガスの濃度が高まることにより地球の気温が上昇する地球の温暖化が進んでいます。地球温暖化がこのまま進むと、地球全体の平均気温は2100年までに約1～6℃上昇すると予想され、海面水位の上昇による水害をはじめ、生態系や農業などに大きな影響を及ぼすことが懸念されており、地球環境問題の一つとされています。(→温室効果ガス、地球環境問題、フロン)

地球環境問題

国や地域を越えて地球規模で広がり、地球全体に影響を及ぼす環境問題をいいます。酸性雨、

オゾン層の破壊、地球温暖化、有害廃棄物の越境移動、海洋汚染、野生生物の種の減少、熱帯林の減少、砂漠化、開発途上国の公害問題の9つが代表的な地球環境問題とされています。

(→酸性雨、オゾン層の破壊、地球温暖化、有害廃棄物の越境移動、海洋汚染、野生生物の種の減少、熱帯林の減少、砂漠化、開発途上国の公害問題)

地区公園

都市計画法に基づく公園種別の一つで、主として徒歩圏域に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園をいいます。敷地面積は4haを標準とすると定められています。

地産地消

地域で生産されたものを地域で消費する、また、地域で消費するものは地域で生産することをいいます。

【テ】

低公害型車両

電気自動車、メタノール車、天然ガス車、ハイブリッド車など、大気汚染の原因となる排出ガスや騒音の発生が少ない自動車をいいます。クリーンエネルギー自動車ともいいます。

テトラクロロエチレン

有機塩素化合物の一つで、無色透明で不燃性の液体です。ドライクリーニング用の洗浄剤や金属の脱脂洗浄剤などに使用されています。目や鼻、のどを刺激し、吸入すると頭痛や吐き気を起こし、また、接触により皮膚炎をおこすなど人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。

【ト】

特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち、市街化区域以外の区域において設置されるもので、主に農村や、自然公園などの環境を守るための下水道です。川や海などの水質保全を目的としています。

都市・生活型公害

従来の産業活動に起因する産業型公害に対して、都市化の進展や生活様式の多様化により環境への負荷が高まることにより発生してきた公害のことをいいます。自動車の騒音や排出ガスによる大気汚染、生活雑排水による河川の水質汚濁などがあります。

トリクロロエチレン

有機塩素化合物の一つで、無色透明で揮発性を有する不燃性の液体です。金属や機械部品の脱脂・洗浄剤、一般溶剤などに使用されています。目や鼻、のどを刺激し、吸入すると頭痛や吐き気を起こし、また接触により皮膚炎をおこすなど人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。

【ナ】

内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）

人や野生生物の正常なホルモン作用を攪乱し、生殖機能阻害や悪性腫瘍等を引き起こすおそれのある化学物質のことをいいます。環境ホルモンという言葉は造語です。現在、ダイオキシンやプラスチックの原料であるビスフェノールAなど約67種類の物質が疑われています。

(→ダイオキシン類)



【二】

二酸化硫黄 (SO₂)

硫黄酸化物 (SO_x) の一つで、重油や石炭などを燃焼した時に発生するばい煙の中に含まれます。大気汚染の原因物質で、呼吸器など人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。また、酸性雨の原因物質でもあります。(→**硫黄酸化物、酸性雨**)

二酸化窒素 (NO₂)

窒素酸化物 (NO_x) の一つで、石油やガスなどを燃焼した時に発生します。大気汚染の原因物質で、工場や自動車などが主な発生源となっており、呼吸器など人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。また、酸性雨の原因物質でもあります。(→**酸性雨**)

二次林

伐採後に再生した森林など、過去に伐採等の人為が加えられ、現在もその影響を受けている森林や、下草刈りなど継続的に人為が加えられていることにより成立している森林をいいます。

【八】

パートナーシップ

市民参加のあり方を表す考え方で、市民、事業者、行政など様々な立場の人がお互いの行動や考え方を尊重しながら信頼・協力する関係をいいます。

バイオマス

生態学で、特定の時点においてある空間に存在する生物の量を、物質の量として表現したものである。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海藻、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物がある。

【七】

光害

都市化の進展や交通網の発達に伴う屋外照明の増加や過大使用により、夜の星が見えにくくなったり、動植物や農作物の生息・生育環境に悪影響を及ぼすことをいいます。非メタン炭化水素メタン以外の炭素と水素から成り立っている化合物の総称をいいます。光化学スモッグの原因物質とされており、主な発生源として自動車からの排出ガスがあります。(→**光化学スモッグ**)

pg - TEQ

pg (ピコグラム) は、1g の 1 兆分の 1 の重さをいいます。また、ダイオキシン類には多くの種類の物質があり、毒性もそれぞれ異なるため、毒性の最も強い 2、3、7、8 - 四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算して表します。これを「毒性等量 (TEQ)」といいます。

(→**ダイオキシン類**)

ppm

ごく微量の物質濃度を表す単位として使用されます。1 ppm は 100 万分の 1 を意味します。PRTR (ピー・アール・ティー・アール) Pollutant Release and Transfer Resister の略称です。PRTR 制度は、有害性のある化学物質の環境 (大気、水、土壌) への排出量や廃棄物に含まれて移動する量を事業者からの届出や推計に基づき集計・公表する仕組みをいいます。「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR 法)」に基づき、事業者

に対して、政令で定められた化学物質に係る排出量や移動量の把握・届出や管理の改善・強化を行う義務が課せられています。

【フ】 普通河川

一級河川、二級河川、準用河川以外の小河川をいいます。財産については、市が管理しています。(→一級河川、準用河川)

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊状態にある粒径 10 ミクロン以下の粒子状物質をいいます。主な発生源は、工場からのばいじんや自動車排出ガスなど的人為的発生源、火山活動などの自然発生源があります。大気中に長期間滞留するため、肺や気管など人の呼吸器に悪影響を及ぼすおそれがあります。

フロン

正式にはクロロフルオロカーボンといいます。熱媒体（冷房・冷蔵）や電気部品の洗浄剤、噴霧（スプレー）などに使用されていましたが、オゾン層破壊や地球温暖化の原因物質であることが判明してから使用制限や適正な廃棄・回収が行われています。特にオゾン層を破壊する作用の強いフロンを「特定フロン（CFC）」と呼んでいます。(→オゾン層の破壊、地球温暖化)

【へ】 ベンゼン

特有の臭気をもち、揮発性が高く、非常に燃えやすい無色の液体です。溶剤やガソリンのアンチノック剤など幅広い用途があり、発ガン性を有するなど人の呼吸器に悪影響を及ぼすおそれがあります。

【マ】 マニフェストシステム

事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、処理業者に産業廃棄物の性質や処理業者の氏名等を記載した帳票（マニフェスト）を交付し、処理終了後にその帳票を受領することにより、産業廃棄物の処理経過を明確にし、産業廃棄物の処分までのプロセスをチェックするシステムのことをいいます。(→産業廃棄物)

【ヤ】 野生生物の種の減少

野生生物の種は、人類の生存基盤である生態系にとって不可欠な存在です。近年、野生生物の生息域の破壊や商業目的による乱獲などにより、この野生生物の種の減少が懸念されており、地球環境問題の一つとされています。

【ユ】 有害化学物質

人間の健康や生態系などに悪影響を及ぼす化学物質の総称をいいます。現時点において、種類や使用量、人や環境への影響などが十分に把握されていない物質も数多くあります。



有害廃棄物の越境移動

有害廃棄物が先進国から開発途上国等へ輸出されることにより、様々な環境汚染を引き起こしており、地球環境問題の一つとされています。(→地球環境問題)

有機塩素化合物

炭素や炭化水素に塩素が付加された化合物の総称をいいます。ほとんどの有機塩素化合物は人工的に合成され、付加された塩素が多いほど不燃性、脂溶性があります。ダイオキシン類やトリクロロエチレンも有機塩素化合物の一つです。(→ダイオキシン類、トリクロロエチレン)

【ヨ】

溶融スラグ

ごみの焼却などにより発生した焼却灰を、超高温（1,200℃以上）で加熱・燃焼させ、無機物を溶融した後に冷却したガラス質の固化物をいいます。

【ラ】

ライフサイクルアセスメント（LCA）

製品の製造から廃棄に至るまでのライフサイクル（原料採取→製造→使用→廃棄・リサイクル）の各段階において、環境に対してどれだけの影響を与えているのかを定量的・客観的に評価する手法のことをいいます。

【リ】

緑地協定

市街地の緑豊かな良好な環境を確保するため、一定区域の住民が協定を結び、宅地内の緑化や生け垣づくりなどを行うことをいいます。

大仙市環境基本計画
平成21年3月

発行 秋田県大仙市

編集 市民生活部 環境課

〒014-8601

秋田県大仙市大曲花園町1-1

TEL 0187-63-1111(代表)

FAX 0187-63-5790

<http://www.city.daisen.akita.jp/>
